

木津川市人権教育・啓発推進計画 (第3次)



木津川市マスコットキャラクター
いづみ姫



木津川市

ごあいさつ



「人権」は、全ての人が人として生きていくための固有の権利であり、誰もが生まれながらに持っているものです。

人権尊重の理念の普及と国民の理解を深めることを目的とした「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が2000年（平成12年）に施行され、地方公共団体は、地域の実情を踏まえた人権施策を実施する責務を有することが規定されました。

木津川市では、人権教育・啓発に関する施策を総合的・計画的に進める基本方針として2008年（平成20年）に「木津川市人権教育・啓発推進計画」を策定し、2016年（平成28年）には「木津川市人権教育・啓発推進計画（第2次）」を策定して、人権尊重理念の普及と様々な人権問題の解決に向けた取組みを推進してまいりました。

この間、様々な分野において人権課題に関する法整備が進む一方、依然として差別や偏見、いじめなどの人権問題が発生しています。また、インターネットやSNS上での誹謗中傷や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による偏見や差別など、人権問題は多様化、複雑化してきています。

このような状況のなか、市民意識調査を実施し人権教育・啓発に関する市民の意識と実態を把握して、これまでの取組みの成果や課題を踏まえ、引き続き、人権教育・啓発に関する施策を総合的・計画的に進めるため、「木津川市人権教育・啓発推進計画（第3次）」を策定しました。

今後も、本計画に基づき、人権教育と人権啓発をより一層総合的・効果的に推進してまいりますので、市民の皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2026年（令和8年）3月

木津川市長 谷口 雄一

【目 次】

第1章 はじめに	1
1 国際的な人権尊重の流れ	1
2 国内の動向	2
3 京都府の取組み状況	5
4 木津川市の人権教育・啓発に係る取組み状況	6
第2章 計画の基本的な考え方	8
1 計画改定の趣旨	8
2 計画の目標及び性格等	9
(1) 計画の目標	9
(2) 計画の性格	9
(3) 計画の期間	9
(4) 本計画で用いる「人権教育・啓発」について	10
3 人権教育・啓発推進の視点	10
第3章 人権問題の現状等と取組みの方向	12
1 課題横断的な人権問題に対する取組み（社会情勢の変化等への対応）	13
(1) インターネット社会における人権の尊重	13
(2) 感染症発生時における人権の尊重	15
(3) 個人情報の保護	16
(4) 安心して働ける職場環境の推進	17
(5) 自殺対策の推進	18
(6) 災害時の配慮	19
2 個別の人権問題に対する取組み（「すべての人が権利の享有主体である」との認識を深めるために）	20
(1) 部落差別（同和問題）	20
(2) 女性	23
(3) こども	25
(4) 高齢者	29
(5) 障がいのある人	31
(6) 外国人	33
(7) ハンセン病・エイズ（A I D S、後天性免疫不全症候群）・H I V 感染症・難病患者等	36
(8) 犯罪被害者等	38
(9) ホームレス	39
(10) 性的マイノリティの人々	39
(11) 刑を終えて出所した人	40

3 様々な人権問題	41
(1) 北朝鮮当局による拉致問題	41
(2) アイヌの人々	41
(3) 非嫡出子	41
(4) 識字問題	42
(5) その他	42
第4章 人権教育・啓発の推進	43
1 あらゆる場・機会を通じた人権教育・啓発の推進	43
(1) 保育所・幼稚園・認定こども園	43
(2) 学校	44
(3) 地域社会	46
(4) 家庭	47
(5) 企業・職場	48
2 人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進	49
(1) 市職員	49
(2) 教職員・社会教育関係者	49
(3) 医療関係者	50
(4) 保健福祉関係者	51
(5) 消防職員	51
(6) メディア関係者	52
3 市民を対象とした人権啓発の推進	52
4 効果的な手法による人権教育・啓発の推進	53
(1) 指導者の養成	53
(2) 人権教育・啓発資料等の整備	53
(3) つながり支え合うための効果的な仕組みづくり	53
第5章 相談体制の整備	55
相談体制の充実	55
第6章 計画の推進	56
1 推進体制等	56
2 京都府、近隣市町村、関係団体等との連携	56
用語解説	57
「木津川市人権教育・啓発推進計画（第3次）」の策定に関する市民意識調査の結果（概要）.....	86

第 1 章 はじめに

1 国際的な人権尊重の流れ

国際連合（以下、「国連」という。）では、1948 年（昭和 23 年）12 月 10 日「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とする「世界人権宣言」が、第 3 回総会で採択されました。

この宣言は、人権及び自由を尊重し確保するために、すべての人々とすべての国が達成すべき共通の基準を宣言したもので、世界の国々に大きな影響を及ぼしました。

世界人権宣言を具体化するため、「**国際人権規約**」^{注1}や「**子どもの権利条約**」^{注2}、「**女性差別撤廃条約**」^{注3}、「**人種差別撤廃条約**」^{注4}、「**障害者権利条約**」^{注5}など、人権に関する数多くの国際規範が採択されました。

1994 年（平成 6 年）に、人権問題を総合的に調整する**国連人権高等弁務官**^{注6}が設置され、2006 年（平成 18 年）には、国連における「人権の主流化」（あらゆる活動の中で、人権を最優先の考慮事項とする考え方）の流れのなかで、新たに**国連人権理事会**^{注7}が設置され、各国の人権状況の審査を行うなど、人権と平和が尊重される社会の実現に向けた活動が展開されてきました。

人権教育の推進については、世界的な規模で人権に対する理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的な文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識のもと、1994 年（平成 6 年）の国連総会で採択された「**人権教育のための国連 10 年**」^{注8}〔1995 年（平成 7 年）から 2004 年（平成 16 年）まで〕の取組みにより、人権教育推進の方向がつけられ、各国において国内行動計画の策定や人権センターの設立など、様々な取組みが推進されてきました。

世界中で 21 世紀を「人権の世紀」とするための取組みが継続的に推進されてきましたが、現在においても、なお世界の各地で、人種や民族、宗教などの違い、あるいは政治的対立や経済的利害によって、戦争や迫害、差別などが生じ、多くの人々が人権を侵害され、生命の危険にまでさらされているという現状があります。「人権教育のための国連 10 年」終了後も引き続き人権教育を積極的に推進することを目的に、「**人権教育のための世界計画**」^{注9}が決議され、初等中等教育における人権教育に焦点を当てた第 1 フェーズ行動計画〔2005～2009 年（平成 17～21 年）〕、高等教育における人権教育及びあらゆるレベルの教員、公務員等の人権教育プログラムに焦点を当てた第 2 フェーズ行動計画〔2010～2014 年（平成 22～26 年）〕に基づく取組みが推進されてきました。

2015 年（平成 27 年）からは、ジャーナリストやメディア関係者に焦点を当てた第 3 フェーズ行動計画〔2015～2019 年（平成 27～令和元年）〕、2020 年（令和 2 年）から、第 4 フェーズ行動計画〔2020～2024 年（令和 2～6 年）〕では「若者」に焦点を当てた取組みが各国で計画されましたが、コロナ禍により思うような成果を挙げることはできませんでした。

国連決議はさらに、第 4 フェーズ行動計画を「**持続可能な開発目標（SDGs）**」^{注10}の目標 4.7「2030 年（令和 12 年）までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化的多様性と文化の持続可能な開発への貢献を理解する教育を通して、すべての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする」と連携させることを盛り込み、現在は、第 5 フェーズ〔2025～2029 年（令和 7～11 年）〕が展開され、第 4 フェーズに引き続き重点領域をこどもと若者とし、特にデジタル技術、環境や気候変動とジェンダー平等に焦点を当てることとなっています。

2011 年（平成 23 年）には、国連人権理事会で「企業活動と人権」の領域における国家及び企業の義務や役割について述べた「ビジネスと人権に関する指導原則」が承認され、指導原則として『①人権を保護する国家の義務、②人権を尊重する企業の責任、③救済へのアクセス』が規定されました。

この指導原則は、すべての国家とすべての企業に適用され、多国籍企業等を含みます。企業活動が人権に与える負の影響を特定・評価し、防止・軽減し、その実効性を評価・開示する一連のプロセス（人権デュー・ディリジェンス）の実施を求めています。これは、社会的に弱い立場におかれ、排除されるリスクが高い集団や民族に属する個人の権利とニーズ、その人たちが直面する課題や性別による差別が無いように特に注意を払うことを求め、企業内に、正当性、利用可能性、予測可能性、公平性、透明性などを備えた苦情処理の救済メカニズムを設けることを規定しています。

人権諸条約の審査において、差別を受けやすい特定の属性が存在していることを前提に、複数の属性が重複することに起因して、複合的又は加重的な形態の差別を受けるといったいわゆる「複合差別」の問題が指摘されています。

このような国際的な動向を踏まえ、様々な属性の人々についての正しい理解を広め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりに資する人権教育・啓発が必要です。

2 国内の動向

我が国においては、戦後の日本国憲法や教育基本法に基づき、民主的で文化的な社会の形成及び世界平和と人類の福祉の実現に向けて、人権意識の高揚を図る取組みが推進されてきました。

国際社会の一員として、国際人権規約をはじめとした人権諸条約の締結をするとともに、国連の提唱する**国際婦人年**^{注11}、**国際児童年**^{注12}、**国際障害者年**^{注13}、**国際識字年**^{注14}などの多くの国際年を定め、その趣旨に基づいた国内法が整備され、基本的人権の尊重と人権意識の高揚を図る施策が推進されてきました。

2020年（令和2年）には、近年の企業活動における人権の尊重への国際的な要請の高まりから、「**ビジネスと人権に関する行動計画**」^{注15}が策定されました。

経済協力開発機構（OECD）による「多国籍企業行動指針」の2011年（平成23年）改訂、国際労働機関（ILO）による「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」の2017年（平成29年）改定に際して、企業における人権尊重の責任が盛り込まれたことも踏まえ、これら国際スタンダードを踏まえた企業による人権尊重の取組みをさらに促進するため、2022年（令和4年）9月、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」が策定されました。

個別の人権問題では、我が国固有の問題である部落差別（同和問題）について、1965年（昭和40年）の「**同和対策審議会答申**」^{注16}に基づいて、その解決に向け、1969年（昭和44年）の「**同和対策事業特別措置法**」^{注17}施行以来、2002年（平成14年）3月までの33年間にわたって、**特別法による対策事業**^{注18}が実施されてきました。女性、障がいのある人、外国人など、様々な人権問題についても、**男女共同参画社会**^{注19}や**ノーマライゼーション**^{注20}、**共生社会**^{注21}の実現などの理念のもとに、その改善に向けた様々な施策が実施されています。

我が国の人権に関する状況については、部落差別（同和問題）や女性、外国人等様々な人権問題が存在しているとして、国連の**自由権規約委員会**^{注22}をはじめとした関係機関から指摘されてきたところです。

このような状況のもと、1995年（平成7年）12月には、内閣に内閣総理大臣を本部長とする「**人権教育のための国連10年推進本部**」^{注23}が設置され、1997年（平成9年）には、国内行動計画が策定されました。

1996年（平成8年）12月には、「**人権擁護施策推進法**」^{注24}が制定され、「人権尊重の理念を深めるための教育・啓発」及び「人権侵害の被害者救済に

関する施策の推進」を国の責務として位置づけ、同法に基づき設置された人権擁護推進審議会において、1999年（平成11年）7月には、人権教育・啓発の基本的事項について、2001年（平成13年）5月には、人権が侵害された場合における救済制度のあり方について、それぞれ答申が出されました。

人権教育・啓発に関する施策については、2000年（平成12年）12月に「**人権教育・啓発推進法**」^{注25}が施行されました。同法においては、国の責務とともに、第5条で「人権教育及び啓発に関する施策の策定・実施」が地方公共団体の責務として規定されています。

人権教育・啓発推進法に基づき、2002年（平成14年）3月に策定された「**人権教育・啓発に関する基本計画**」^{注26}により、様々な人権問題について、人権教育・啓発に関する施策が総合的かつ計画的に推進されました。

その後、「**いじめ防止対策推進法**」^{注27}や「**子どもの貧困対策法**」^{注28}など、様々な人権問題に関わる新しい制度や枠組みの整備が進められました。2016年（平成28年）4月には、我が国で初めて「差別」という文言を明記した「**障害者差別解消法**」^{注29}をはじめ、6月に「**ヘイトスピーチ解消法**」^{注30}、12月に「**部落差別解消法**」^{注31}と具体的な人権課題に関わって差別解消の推進を目的とした、いわゆる「人権三法」が施行されました。

社会・経済状況等の変化により、2020年（令和2年）6月には「**パワーハラスメント防止法**」^{注32}、2023年（令和5年）4月には「**こども基本法**」^{注33}、6月に「**LGBT理解増進法**」^{注34}が施行されました。さらに、2024年（令和6年）1月に「**認知症基本法**」^{注35}、4月に「**女性支援新法**」^{注36}、9月に「**こどもの貧困解消法**」^{注37}が施行され、2025年（令和7年）4月には「**情報流通プラットフォーム対処法**」^{注38}が施行されるなど、個別具体的な人権課題を解決するための法整備が進められています。

2020年（令和2年）に発生した新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者や医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別・誹謗中傷が見られるなど、新たな人権問題が顕在化し、また、インターネットを介して人権侵害が行われるなど、誰もが加害者にも被害者にもなり得る状況が生じており、様々な人権問題に対応した人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進する必要があります。

こうした動向を踏まえ、様々な人権問題の解決に向け、施策のさらなる推進を図るため、2025年（令和7年）6月には、「**人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）**」^{注39}が策定されました。

今後も、法整備や体型的な組織が整備するなかでも、課題を整理するとともに、社会・経済状況の変化等に対応した人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進が求められています。

3 京都府の取組み状況

京都府においては、国内外の人権をめぐる状況等を踏まえ、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための基本的指針として、1999年（平成11年）3月に策定された「**人権教育のための国連10年京都府行動計画**（以下、「京都府行動計画」という。）」^{注40}を、2005年（平成17年）1月には、人権教育・啓発推進法に基づき、「**新京都府人権教育・啓発推進計画**」^{注41}を策定され、2016年（平成28年）1月には、「**京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）**」^{注42}を、2021年（令和3年）に、新型コロナウイルス感染症の拡大等も踏まえ、「**京都府人権教育・啓発推進計画（第2次：改定版）**」が策定され、知事を本部長とする推進本部により、様々な施策が推進されてきました。

2023年（令和5年）12月9日には、世界人権宣言採択75周年にあたり、人権尊重の理念をあらためて府民に幅広く訴えかけることを目的として、京都府、**京都人権啓発推進会議**^{注43}、京都市、京都地方法務局及び（公財）**世界人権問題研究センター**^{注44}の五者により、「**世界人権宣言75周年京都アピール**」^{注45}が発表されました。このアピールは、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とする世界人権宣言の理念とその意義を今一度確認し、一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、誰もが自分らしく生きることのできる社会の実現をめざして、共に考え、力強く行動していくことが呼びかけられています。

様々な人権問題を解決するためには、府民一人ひとりが基本的人権の享有主体であることについて理解を深め、自己の人権と同様に他人の人権も尊重すべきとの意識を、社会の隅々まで一層浸透させていくことが重要であるため、2025年（令和7年）4月に、「**京都府人権尊重の共生社会づくり条例**」^{注46}が施行されました。

2024年（令和6年）に実施された「京都府人権教育・啓発推進計画に関する府民調査」によると、2020年（令和2年）調査と比較して、「府民一人ひとりの人権意識は、10年前と比べて高くなっている」と感じる人の割合や「最近5年間に人権啓発に関する研修会に参加した経験のある人」の割合が増加しているなど、府民に人権教育・啓発の取組みが浸透してきていることがうかがえます。

4 木津川市の人権教育・啓発に係る取組み状況

2007年（平成19年）3月12日に、木津町、加茂町、山城町の3町が合併し、新しく木津川市が誕生しました。

「**第2次木津川市総合計画後期基本計画**」^{注47}において、「基本方針3 一人ひとりが認め合い、力を発揮できるまちづくり」を掲げ、人権尊重の理念の定着と人権感覚の豊かな社会を実現するため、部落差別（同和問題）の解決や人権教育・啓発の推進などに取り組んできました。

部落差別（同和問題）の解決については、特別法に基づく同和対策事業や関連事業を総合的、計画的に実施し、2002年（平成14年）3月の法失効後においても、教育、就労など部落差別（同和問題）の残された課題の解決に向け必要な施策に取り組んできました。

2008年（平成20年）3月には、人権教育・啓発に関する施策を総合的・計画的に進める基本方針として「**木津川市人権教育・啓発推進計画**（以下、「第1次計画」という。）」^{注48}を策定し、2016年（平成28年）11月には、「**木津川市人権教育・啓発推進計画（第2次）**（以下、「第2次計画」という。）」^{注49}を策定し、人権尊重理念の普及と様々な人権問題の解決に向けた取組みを推進してきました。

2008年（平成20年）4月に、関係機関等と連携した効果的な啓発等を推進するために、山城管内の市町村と民間団体・企業による「**山城人権ネットワーク推進協議会**（ひゅうまんねっとやましろ）」^{注50}が設立され、木津川市としてもその意義に賛同して参加するとともに、広域的な人権啓発ネットワークにより人権啓発を推進してきました。

また、女性やこども、高齢者、障がいのある人の人権問題については、それぞれ個別の計画において、人権の視点に立った施策の推進に取り組むとともに、人権擁護委員との連携や啓発事業などを通して、様々な人権問題に対する市民意識の高揚に努めてきたところです。

こうした取組みにより、市民の人権に対する意識は高まりを見せていますが、人権に関する現状を見ると、被差別部落（同和地区）出身者、高齢者、障がいのある人、外国人などへの偏見や差別、児童虐待、**セクシュアルハラスメント**（セクハラ）^{注51}などの様々なハラスメント行為や、**ドメスティック・バイオレンス**（DV）^{注52}、学校や家庭、地域社会などの身近な場面での人権問題、インターネットによる人権侵害など、市民の生活に関わる様々な場面で、依然として人権に関する深刻な問題が数多く発生しています。

近年、パソコンやスマートフォン等の急激な普及と利用の拡大により、インターネットによる人権侵害（差別的情報の流布や、いわゆるネットいじめなど）

が急増しています。

さらに、特定の国籍や民族等を排斥する趣旨の言動が公然とおこなわれる、いわゆるヘイトスピーチ^{注53}の問題が顕在化し深刻化して、2016年（平成28年）に、ヘイトスピーチ解消法が施行されました。木津川市においても、2019年（令和元年）10月、「**木津川市の公の施設等における人権侵害防止のための使用手続に関するガイドライン～ヘイトスピーチ防止のためのガイドライン～**」^{注54}を策定しました。

2024年（令和6年）8月には、ソジー（S O G I E：性的指向や性自認、性表現）にかかわらず、すべての市民が互いの人権を尊重し、誰もが自分らしく生きることができるよう、性の多様性を認め合う社会の実現を目指す施策として、「**木津川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱**」^{注55}を制定し、この取組みの一環として、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を実施しています。

2025年度（令和7年度）に本市が実施した、『「木津川市人権教育・啓発推進計画（第3次）」の策定に関する市民意識調査（以下「市民意識調査」という。）』において、「人権を取り巻く社会の状況について、10年前と比べて、木津川市は、人権が尊重された豊かな社会になっている」の質問（P89参照）に、「そう思う、どちらかといえばそう思う」という肯定的な回答は、34.1%と少数になっており、市民に対してより理解しやすい様々な視点から、さらなる人権教育・啓発の取組みを進めて、市民一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを推進する条例の制定を進めていきます。

これからも、社会環境の急速な変化や価値観の多様化などに伴い、人権問題はさらに多様化、複雑化していくものと考えられます。このような状況のもと、これまでの取組みの成果を生かし、国際的な人権尊重の流れや方向性を基準として、引き続き、国、京都府の取組みと連携しながら、「木津川市人権教育・啓発推進計画（第3次）」を施策の基本的指針として、木津川市において基本的人権の尊重と人権意識の高揚を図り、人権尊重理念の普及と、様々な人権問題の解決に向けた取組みを推進していきます。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画改定の趣旨

人権とは、人間の尊厳に基づく固有の権利として、すべての人が生まれながらに持っているもので、人間らしく生きていくために必要な、誰からも侵されることのない基本的権利です。

木津川市は、すべての市民が豊かで人間性にあふれた社会の中で平和な生活を営むためには、人権が守られ、尊重されなければならないということを基本認識としています。

2008年（平成20年）、それまでの取組みを継承・発展させた「第1次計画」を策定し、これを人権教育・啓発の基本指針として、保育所・幼稚園、認定こども園、学校、地域社会、家庭、企業・職場などあらゆる場を通じて人権教育・啓発の推進に努めるとともに、人権強調月間、人権週間などにおける啓発活動、人権擁護委員活動との連携、人権に関する講演会の開催などを通して、様々な人権問題に対する市民の正しい認識や人権尊重の理念に対する理解を深めるための取組みを進め、そのなかから成果と課題を整理して、2016年（平成28年）11月に「第2次計画」を策定しました。

このような取組みにより、市民の人権意識を高める取組み進めていますが、これまでもみられた被差別部落（同和地区）出身者や外国人等に対する偏見や差別、配偶者等からの暴力、こどもや高齢者、障がいのある人等への虐待などが依然として存在しています。また、少子高齢化や高度情報化、国際化・グローバル化の進展、経済格差の拡大など、社会情勢や国際情勢は刻々と変化し、世界の各地では、最大の人権侵害である国家間の戦争や内戦などの紛争が発生しています。人々の意識の変化なども反映して、これまで以上に、人権問題は多様化、複雑化しており、課題が生起し続ける厳しい状況にあります。

そして、世界人権宣言の理念とその意義を今一度確認するとともに、国民はもとより、国や地方公共団体が取り組むべき責務を明らかにした人権三法が2016年（平成28年）に施行され、これらの人権問題の解決に向けた取組みを総合的かつ計画的に進めることが必要であります。

また、LGBT等の性的少数者への偏見や差別、不当な取扱いによる生きづらさの解消等も重要な課題であるのとらえ、偏った憶測やSNSなどによる誤った情報の拡散、組織や個人への誹謗中傷、インターネット上での心ない書き込みなど、様々な事象が社会問題化するなかで、一人ひとりの尊厳と人権が尊重される社会を目指していかなければなりません。このような状況のなか、

これまでの取組みの成果や課題を踏まえ、引き続き、人権教育・啓発に関する施策を総合的・計画的に進めるため、その基本指針として、第2次計画を改定するものです。

2 計画の目標及び性格等

(1) 計画の目標

本計画は、第2次計画に基づくこれまでの取組みを継承・発展させ、**あらゆる人々が、あらゆる機会に人権教育・啓発に参加することにより、人権という普遍的文化を木津川市において構築すること**を目標とします。

なお、「人権という普遍的文化が構築された社会」とは、人権尊重を日常生活の習慣として身につけ、実践できるという意識が社会全体及び日常生活の隅々にまで浸透した人権感覚の豊かな社会であると考えています。

この目標の実現に向けた基本的な考え方は、次のとおりです。

- ①一人ひとりが、相互に人権の意義並びにその尊重及び共存の重要性について、理性及び感性の両面から理解を深め合うとともに、自己の権利の行使に伴う責任を自覚して、自己の人権と同様に他人の人権も尊重することが必要です。
- ②一人ひとりの個性が認められる寛容な社会の一員として、人と人とがつながり支え合うことが必要です。
- ③一人ひとりが、生涯にわたりあらゆる機会を通じて人権について学習することができることが必要です。
- ④情報化社会の急速な進行等による社会情勢の変化に、的確に対応していくことが必要です。
- ⑤様々な人権問題の相談に、的確に対応できるようにすることが必要です。

(2) 計画の性格

本計画は、「人権教育・啓発推進法」第5条に規定する地方公共団体の責務として、木津川市が今後実施する人権教育・啓発の推進に関する基本方針を明らかにし、施策の方向性を示すものです。

(3) 計画の期間

この計画の計画期間は、2026年度（令和8年度）から2035年度（令和17年度）までとします。計画期間中の社会情勢の変化等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

(4) 本計画で用いる「人権教育・啓発」について

「人権教育・啓発」の目的は、一人ひとりが、人種、民族、国籍、信条、性別、社会的身分、門地等により不当に差別されることなく、かけがえのない個人として相互に人権を尊重し、支え合う共生社会を形成することです。

人権尊重の共生社会づくりのために、人権教育及び人権啓発の推進並びに相談体制の整備が必要です。

人権教育・啓発とは、「人権という普遍的文化を構築するために行うあらゆる学習、教育、研修及び情報に関する取組み」であり、本計画で用いる「人権教育・啓発」も同様の意味として用いています。

一般的に「人権教育」と「人権啓発」は、使われる場面によって重なり合う部分があり、両者は、明確に区分されるものではありませんが、効果的な方策を提案する実践的な観点から、必要に応じて人権教育と人権啓発を使い分ける場合があります。その場合、「人権教育」とは、「人権尊重の精神の涵養（かんよう）を目的とする教育活動」をいい、「人権啓発」とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」をいいます（人権教育・啓発推進法第2条）。「相談体制の整備」は、相談窓口を設置し周知するとともに、相談内容や状況に応じて適切に対応できるようにすることです。

3 人権教育・啓発推進の視点

本計画における人権教育・啓発は、人権意識の高揚を図るために実施してきたこれまでの人権教育や啓発活動並びに「第2次計画」の取組みの成果も踏まえ、次の点に留意して推進します。

① 一人ひとりを大切にし、その可能性を伸ばす人権教育・啓発

誰もが自分らしく生きていくことができるための態度や技能を身に付けることができるとともに、一人ひとりが社会に参画し、自己決定や自己実現を尊重できる環境を整え、将来を切りひらいていく力をのばすための取組みを推進します。

また、人種、民族、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、障がいなどにより差別されることなく、一人ひとりの尊厳が尊重されるよう、また、自分を大切にすることと同じく、他人も大切にすることができるよう、一人ひとりを大切にした取組みを推進します。

② 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発

一人ひとりの人権を守るためには、人と人とがつながり支え合うことが大切であり、お互いの個性や価値観の違いを認め合う相互理解と寛容のもとで、

生き生きと生活できる地域となるような共生社会の実現をめざす取組みを推進します。

また、今日の社会においては、人々を取り巻くあらゆる環境と共生していくことができなければ、人権の尊重もあり得ないことから、そうした広がりを持った視点から人権をとらえるとともに、日常生活のなかにある無意識な思い込みや、何気ない普段の言葉や態度に含まれる課題を意識できるよう取組みを推進します。

③ 生涯学習としての人権教育・啓発

人権教育・啓発とは、人の生涯にわたる学習活動であり、また、その学習活動を支援するための学習環境や学習機会等を整えていくことでもあります。市民が状況に応じて、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得できるよう多様な機会の提供、効果的な手法を取り入れることなど、生涯のあらゆる機会を通じて人権について学習することができるよう取組みを推進します。

④ 自分のこととして考える人権教育・啓発

人権教育・啓発を推進していくためには、人権が市民一人ひとりの生活と深くかかわり、自分自身の課題としてとらえるべきものであるという認識を深め、地域、職場等で身近な人権問題の解決に向けて実践できる態度や技能を身に付けることができるよう取組みを推進します。

そのためには、市民が主体的・能動的に参加できる啓発や、身近で具体的な事例を人権尊重の視点から考えることなども重要です。

⑤ 多様化、複雑化する人権問題に対応する相談体制の整備

相談技能の資質向上はもとより、相談機関が相互に交流、連携して、情報交換、問題への気づきや解決に向けての体制づくりをして、人権侵害の未然防止、生きづらさの解消や被害者の救済・回復を図ることができるよう取組みを推進します。

第3章 人権問題の現状等と取組みの方向

人権は「人間の尊厳」に基づく固有の権利であって、いかなる関係においても尊重されるべきものです。

現実には、公権力と住民の間のみならず、住民相互の間でも侵害される場合があります。具体的には、人種、民族、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、障がいなどによる差別、その他にも弱者に対するいじめや虐待、プライバシーの侵害などがあります。

我が国では、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法のもと、人権尊重に関する様々な施策が推進されてきましたが、今なお本章で取り上げるような人権問題が存在しています。

国の「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」においても、「国際化、情報化、少子高齢化はますます進み、それによって各人権課題における問題状況が複雑化するなど変化したほか、社会における人権意識の高まりとともに、新たに生起又は顕在化した人権問題も存在している」と指摘されています。

人権教育・啓発は、市民一人ひとりが人権尊重の理念に関する理解を深めることによって、自分の人権とともに他人の人権を守るという意識を身につけ、誰もが、差別・排除の対象とされることがなく社会参加していくという視点と、自分自身の権利を学び、権利の実現を要求する力を高めていくという視点から、すべての人が自らの課題として、人権が尊重される社会の実現に向けて主体的に行動していけるようにするための条件整備をすることです。

そのためには、社会に存在する様々な人権問題について、その実態や原因について正しく把握・理解するとともに、複合した要因により発生することによって、問題が重層化・複雑化している可能性があることを考慮して、あらゆる場や機会を通じて、解決に向けた展望をしっかりと持って総合的に取り組むことが必要です。

誰もが安心して暮らしやすい仕組みやまちづくりなどの取組みにより、**ユニバーサルデザイン**（誰もが使いやすい設計）^{注56}の考え方を実現し、一人ひとりが自立でき、支え合える社会に向けた施策の一層の推進を図る必要があります。

こどもたちが心身ともに成長過程にある学校教育においては、あらゆる教育活動を通して、関係機関等と連携を図りながら、一人ひとりを大切にした教育を進めるとともに、「法の下での平等」、「個人の尊厳」といった普遍的な視点からの学習と、部落差別（同和問題）や女性、こども等の人権問題といった個別的な視点からの学習の両面から、発達段階に応じて理解と認識を深めながら、自他の人権を守る実践的な態度が培われるよう、人権教育を推進していく必要が

あります。

近年、特定の国籍や民族等の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われる、いわゆるヘイトスピーチの問題が社会的な問題として取り上げられ、関心を集めており、こうした行為が、外国人のみならず、その他の集団に向けられることもあります。さらに、インターネット上でも、人権侵害や差別意識を生じさせるような書き込みが問題となっています。

新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大期には、感染者等に対する誹謗中傷を助長させる書き込み、活動自粛や営業自粛を過度に求める言動等の問題が見られました。

こうした行為の背景には、様々なものが存在し、思い込みや偏見により、意図せず相手を傷つけることもあり、市民へ正確な情報に基づく冷静な行動と人権への配慮を促すことが必要です。

そのためにも、様々な場面や機会を通して情報発信や広報・啓発をはじめ、市民の人権啓発・研修等への参加機会の拡大や交流の取組みを通じ、一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、人権侵害がなく、誰もが自分らしく生き、人々がお互いの人権を尊重し多様性を認め合うことにより、信頼の絆で結ばれた社会の実現をめざします。

1 課題横断的な人権問題に対する取組み（社会情勢の変化等への対応）

（1）インターネット社会における人権の尊重

インターネットは、情報化の進展に伴って社会の隅々にまで普及し、スマートフォンやSNSなど様々なサービスの拡大により、世界中の人とコミュニケーションをとることができるなど、情報媒体として無限の可能性が広がり、ますます私たちの生活に密着したものとなっています。

一方で、違法・有害情報の流布により犯罪を誘発する場となったり、特定の個人・集団に対するプライバシーの侵害や誹謗中傷、差別を助長する表現の掲載、ネットいじめの横行やこどもの性被害など、その匿名性や情報発信の容易さを悪用した、人権にかかわる様々な問題が発生し、誰もが加害者にも被害者にもなり得る状況となっています。

国においては、インターネット上の誹謗中傷に対して、関係省庁や産学民のステークホルダーと連携して早急に対応するため、2020年（令和2年）9月に、「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」を、次のとおり具体的な取組みとして、取りまとめられました。

①ユーザーに対する情報モラル及びICTリテラシー（情報通信技術を適切に

理解し、安全に活用する能力)の向上のための啓発活動

②プラットフォーム事業者の取組み支援と透明性・アカウントビリティ向上

③発信者情報開示に関する取組み

④相談対応の充実に向けた連携と体制整備

また、2022年（令和4年）に「刑法等の一部を改正する法律」が施行され、侮辱罪の法定刑が引き上げられたことや、2025年（令和7年）に「情報流通プラットフォーム対処法」が施行され、大規模プラットフォーム事業者に対する対応の迅速化や運用状況の透明化の義務付けといった法整備など対策が強化されています。

しかしながら、近年、インターネット上でのヘイトスピーチとその拡散、被差別部落（同和地区）に関する識別情報の摘示等の事案や、AI技術を用いた偽・誤情報が多様な分野で存在し拡散するなど新たな問題が発生しており、差別動画が未だに頻繁に投稿されるなど厳しい現実が見られ、情報流通プラットフォーム対処法のより実効性のある運用が求められています。

2013年度（平成25年度）に設置された「京都府・市町村インターネットによる人権侵害対策研究会」において、インターネットによる人権侵害対策について、情報共有や意見交換を行い、取組みの推進を行っています。

2016年度（平成28年度）に、「オール京都で子どもを守るインターネット利用対策協議会」が設置され、こどもたちがインターネットを安心・安全に利用でき、青少年のインターネット利用によるトラブル防止のため、関係団体が連携して対策を推進されています。

インターネット上のあらゆる被害の実態把握に努め、市民が安心してインターネットを利用できるようICTリテラシーによる、インターネットの適切な利用や誰もが加害者にも被害者にもならないための人権教育・啓発を推進していくことが必要です。

今回の市民意識調査では、「インターネットによる人権侵害が問題となっていますが、どのような人権問題を知っていますか」の質問（PI00参照）に、「他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」が76.2%で最も高く、次いで「SNSによる交流が犯罪を誘発する場となっていること」が57.1%になっており、多くの市民が高い問題意識を持っていると考えられます。

【取組みの方向】

（教育・啓発の推進）

インターネットはその性質上、一旦情報や画像が流出すると、完全に消し去ることが極めて困難です。個人の名誉をはじめ、人権に関する正しい理解と認識を広げ、インターネットの仕組みと危険性について市民に周知し、情報モラ

ルとメディアリテラシー（流通する情報を活用する能力）の向上を図ります。

また、フィルタリング（利用制限）サービスの利用促進やＳＮＳ等の利用に関する注意喚起など、京都府等と連携し、教育・啓発を推進します。

京都府と連携し、インターネットと人権に関する研修を実施するなど、家庭や地域でのインターネットの適切な利用とネットリテラシー（情報や事象を正しく理解し、適切に判断・運用する能力）向上のための取組みを進めます。

（悪質な情報発信への対応等）

憲法の保障する表現の自由に十分配慮しながら、実態把握に努め、特に特定の属性を同じくする者等、不特定多数の者に対する人権侵害、例えば集団に対するヘイトスピーチとその拡散、被差別部落（同和地区）に関する識別情報の摘示等の人権を侵害する悪質な情報発信に対しては、京都府と連携し法務省を通じプラットフォーム事業者に対し削除要請を行います。

京都府や関係機関等と連携して、人権侵害をされた個人等の相談体制の整備の取組みを推進します。

（２）感染症発生時における人権の尊重

【現状と課題】

2020年（令和２年）新型コロナウイルス感染症が拡大するなかで、憶測によるデマや誤った情報の拡散、感染者やその家族への誹謗中傷や心ない書き込みや休業要請に従わない事業者等への行き過ぎた非難など、差別につながる行為が見受けられ、全国的に医療・福祉従事者等に対する偏見や差別が広がるなど社会問題となりました。

特定地域の人々を排斥するような動きについて、パンデミックにより、社会不安が高まり、ウイルスに関わる人や集団などを対象に、それを排除しようとする行動や同調圧力の高まりから、自粛警察（私的に取り締まりや攻撃を行う行為や風潮）と呼ばれるものにつながったと認識されています。

こうした行為は人権を侵害するだけでなく、感染が疑われる症状のある方が医療機関の受診等を躊躇し、感染拡大にもつながるおそれもあることから、市民への正確な情報提供等を行い、科学的根拠に基づく適正な判断・行動を呼びかける必要があります。

新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症の患者等については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」により、「国及び地方公共団体は、人権を尊重しなければならない」、「国民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者などの人権が損なわれることがないようにしなければならない」と規定されています。

2021 年（令和 3 年）2 月に成立した「**新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律**」^{注 57}において、新型コロナウイルス等の「患者及び医療従事者並びにこれらの者の家族その他のこれらの者と同一の集団に属する者」の人権が尊重され、何人も差別的扱いを受けることがないよう、国や地方公共団体は、差別の実態の把握、相談支援や広報その他の啓発活動を行うものとされました。

【取組みの方向】

感染症発症時には、感染への不安から感染者等への誹謗中傷や差別行為が見受けられますが、人格や尊厳を不当に侵す許されない行為です。感染症に対する正確な情報や誰でも感染する可能性があるという認識を持ち、偏見や差別をなくす啓発の取組みを推進します。

SNS 等インターネット上の人権侵害に対しては、実態把握に努めるとともに、市民のリテラシー向上のための取組みを推進します。

人権侵害を受けた方が、状況に応じた相談ができるよう相談体制を整備し、相談窓口の広報・周知を行うとともに、関係機関等と連携・協力して必要な取組みを推進します。

外国人市民には、情報提供や必要な支援を行えるよう、京都府、関係機関等と連携しながら取組みを推進します。

今後、新たな感染症の課題が発生する可能性もあり、関係機関等と協力・連携した必要な施策を推進します。

（３）個人情報の保護

【現状と課題】

情報通信技術の発達等による情報化の進展は、生活に様々な利便をもたらす反面、個人情報等が独自の価値を持つものとして大量に収集されたり、商品化されたりするなど、個人の権利利益が侵害されるおそれが生じています。

個人情報の流出や漏洩は、個人のプライバシーを侵害するものであり、安心して社会生活を営む上での大きな障害となるものですが、コンピューターウィルスや不正アクセスにより個人情報を盗み出すという悪質な事件も発生しています。

2003 年（平成 15 年）に制定された「**個人情報の保護に関する法律**」^{注 58}は、事業者及び行政機関が適正に個人情報を取り扱い、個人の権利利益を保護するために遵守すべき義務等を定めています。なお、同法については、デジタル技術等の進展や国際的な動向、社会課題の変化に対応した見直しが 3 年ごとに行われています。

身元調査については、個人に関する情報を本人の了解なく調査することで、

個人情報の流出という、極めて重大な人権侵害であります。また、身元調査を行うことや依頼することはもちろん、調査に応じること自体が個人のプライバシー等の侵害となるおそれがあります。

【取組みの方向】

（適正な取扱い）

「個人情報の保護に関する法律」に則して、個人の権利利益を図るとともに社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の実施に当たっては、これまで以上に個人情報の保護について厳格に取り扱います。個人のプライバシー等を守ることの重要性や情報の収集・発信における責任やモラルについての正しい理解と認識を広げるための教育・啓発を推進します。

（身元調査の防止）

個人に関する情報を本人の了解なく調査する身元調査は、その内容によっては、結婚や就職等において重大な人権侵害となり、個人のプライバシー等の侵害となるおそれがあることについて、市民や関係者への啓発を推進します。

木津川市においては、身元調査などの目的で、戸籍謄本や住民票の写しなどが、本人の知らないところで不正に取得されることを防止するために、2014年（平成26年）に、**事前登録型本人通知制度**^{注59}を導入しましたが、この制度をより有効なものとするため、周知及び登録拡大に向けた取組みを推進します。

（４）安心して働ける職場環境の推進

【現状と課題】

「**仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章**」^{注60}では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。その実現のためには、長時間労働の是正など働き方の見直しや仕事と育児・介護の両立を支援し、働きやすい職場環境の整備をする必要があります。

また、職場でのセクシュアルハラスメント（セクハラ）や、立場の優位性を利用して人格や尊厳を傷つける**パワーハラスメント（パワハラ）**^{注61}の顕在化に、妊娠・出産、育児休業等を理由とする嫌がらせや解雇などの不当な処遇を行う**マタニティハラスメント（マタハラ）**^{注62}、顧客等からの不当、悪質なクレームなどによる**カスタマーハラスメント（カスハラ）**^{注63}が問題となっているほか、過度な長時間労働、低賃金、パワハラなど劣悪な労働環境で労働者を酷使し、精神疾患や過労死などを誘発するコンプライアンス意識が低い企業の存在が社会問題となっています。

【取組みの方向】

（ハラスメント対策）

セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメントやカスタマーハラスメントなど、ハラスメントを防止するために、企業で働く一人ひとりが自ら防止する意識を持ち、組織として意識改革に取り組むことが必要なことから、京都府などと連携して企業・事業所に対する広報・啓発を推進します。

（ワーク・ライフ・バランスの取組み）

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、働き方の見直しや育児・介護との両立を支援し、働きやすい職場環境の整備とともに企業の実情や労働者のニーズにも配慮しながら、様々な行政分野が連携して、企業などに啓発活動を推進します。

（人権デュー・ディリジェンスの取組み）

企業においても、人権方針の策定や人権デュー・ディリジェンス（企業が事業活動において発生しうる人権侵害のリスクを特定し、その予防・軽減、そして対処を行う一連の取組み）の導入・実践、効果的な苦情処理の仕組みを通じた救済などが期待され、京都府と連携して企業活動における人権尊重の取組みの促進が図れるよう人権教育・啓発を推進します。

（５）自殺対策の推進

【現状と課題】

自殺には、心身の問題のみならず、経済や仕事をめぐる環境、職場や学校での人間関係など様々な社会的な要因等が複雑に関係しており、その多くは防ぐことができる社会的な問題であると考えられ、社会全体で自殺対策に取り組んでいく必要があります。

自殺の背景・原因は、経済・労働、生活、病気等による健康問題、家庭の悩みごと等が考えられますが、誰もが自らの人生のあらゆる場面で抱える可能性があるとともに、自殺に関する正確な情報発信が十分でないことなどから、遺族が偏見に苦しむ場合があります。

2015年（平成27年）4月に施行された「京都府自殺対策に関する条例」に基づき、自殺の危機は誰にでも発生し得ることを認識して、京都府、関係機関と連携して自殺対策の取組みの推進が必要です。

2025年（令和7年）6月には、「自殺対策基本法」が改正され、こどもに係る自殺対策を推進するための体制整備・措置等について定められるなど、これまで以上の自殺対策の取組みが必要となっています。

【取組みの方向】

（総合的な自殺対策の推進）

京都府自殺対策に関する条例に基づき、京都府と連携し、悩みを抱えた人の孤立を防ぎ、地域社会の一員として共に生き、共に支え合う社会を実現するため、総合的かつ計画的に自殺対策を推進します。

2019年（平成31年）3月に、「木津川市自殺対策計画」を策定し、2024年（令和6年）3月には、「**第2次木津川市自殺対策計画**」^{注64}を策定し、総合的な自殺対策の取組みの方針等を示し、関係機関等と連携・協力し、啓発や教育により住民の意識を変えながら、自殺を未然に防ぐ施策の実施や体制の構築をめざします。

（地域におけるネットワークの強化）

関係機関が連携・協力して実効性のある支援を行えるよう、自殺対策に係る相談支援体制の充実とネットワーク機能の強化を進めます。

（自殺対策を支える人材の育成養成）

悩んでいる人に気付き、声をかけ、話を聴き、見守りながら必要な支援機関につなげる**ゲートキーパー**^{注65}など人材の育成とともに資質の向上を図ります。

（住民への啓発と周知）

様々な媒体による情報提供により、こころの健康の維持や自殺予防に関する啓発をします。

（生きることの促進要因への支援）

専門職によるカウンセリングや、高齢者・女性のライフサイクルに応じた支援等に取り組みます。

（児童生徒のSOSの出し方に関する教育）

児童生徒にこころの健康に関する正しい知識を教育するとともに、児童生徒が困難やストレスに直面した際には信頼できる誰かに相談できる意識の醸成を図るとともに、児童生徒のサインに気づける指導者の育成に努めます。

（6）災害時の配慮

【現状と課題】

近年、国内では、台風や豪雨による水害や土砂災害、地震など様々な大規模災害が発生しています。発生時には、避難所に指定されている施設（指定避難所）は、本来、避難者が生活を送る環境になっていないため、高齢者、障がいのある人、乳幼児などの災害時における要配慮者の人々が、長期の避難生活を送るには、肉体的・精神的負担から多くの困難を抱えています。

2011年（平成23年）の東日本大震災では、原子力発電所の事故も起こり、多くの人が長期の避難生活を強いられ、避難所などで高齢者、障がいのある人、

女性への配慮不足やプライバシーの保護が問題となりました。

また、避難者に対するいわれのない風評被害なども問題視され、児童生徒が避難先の学校で、いじめを受けるなどの人権侵害も起こりました。

災害時は、誤った情報に惑わされることなく、正確な情報を入手することや人権に配慮した行動をとれるよう取組みを図ることが必要です。

【取組みの方向】

災害発生時、要配慮者を安全に避難させ、避難生活を適切に支援できるよう訓練の実施、人材の育成、福祉避難所^{注 66}の整備等の取組みを行うとともに、人権侵害を発生させないよう情報を正しく理解し、人権に配慮した行動ができるよう人権教育・啓発を推進します。

災害の全過程において、「人権の主流化」が焦点化されなければなりません。特に、社会的に弱い立場にある人が、災害によって、より一層厳しい状況に置かれることを踏まえなければならず、人権の観点から十分な配慮を行うとともに、男女共同参画の視点からの取組みを推進します。

発生した災害に対する風評被害等の発生が懸念される場合には、京都府、関係機関等と連携し、迅速かつ的確に周知をすることで、未然防止、影響の軽減を図っていきます。

2 個別の人権問題に対する取組み（「すべての人が権利の享有主体である」との認識を深めるために）

（1）部落差別（同和問題）

【現在までの取組み】

1965 年（昭和 40 年）の同和对策審議会答申では、「同和問題は日本国憲法によって保障された基本的人権、すなわち人間の自由と平等に関する問題であり、その早急な解決こそ国の責務であると同時に国民的課題である」という認識を示しました。

この答申の精神を踏まえ、1969 年（昭和 44 年）の同和对策事業特別措置法施行以来、国や京都府とも連携しながら、33 年間にわたり、特別法による対策事業を実施してきました。

同和教育については、1963 年（昭和 38 年）に「同和教育の基本方針」が、京都府教育委員会において策定され、その趣旨に基づき、今日まで部落差別（同和問題）の解決をめざす教育を推進してきました。

こうした部落差別（同和問題）に関わる差別や偏見の解消をめざした総合的な施策が展開された結果、生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備がおおむね完了し、様々な面で存在していた格差が大きく改善されるなど、特別

法による対策事業は、おおむねその目的を達成できる状況になったことから、2002 年（平成 14 年）3 月をもって終了し、産業、就労、教育等の残された課題については、現行制度を的確に運用することにより対応することとなりました。

2016 年（平成 28 年）12 月に施行された「部落差別解消法」では、部落差別の解消に関する施策を講ずることが国及び地方公共団体の責務として規定されるとともに、相談体制の充実と教育及び啓発の実施を図るよう努めるものと規定されました。

同法第 6 条に基づき、2018～2019 年度（平成 30～令和元年度）に、国において一般国民に対する部落差別の実態に関する調査が行われました。その結果、「部落差別はいまだにある」と約半数の人が回答しており、差別意識が根強い実態が明らかになりました。

【現状と課題】

こうした取組みなどにより、被差別部落（同和地区）出身者に対する差別意識や偏見についても、解消へ向けて進んでいるように見えます。しかしながら、結婚に関わる問題を中心に依然として存在していることがうかがわれ、こうした心理面での課題が、**戸籍謄本等不正取得事件**^{注 67}などのほか、インターネット等を利用した悪質な差別的情報の流布として顕在化する事例が見受けられます。

産業面においては、産業構造として建設業等特定の業種や小規模零細業者の比率が大きいなどの状況があり、長引く不況等の影響により、厳しい経営環境に置かれています。

就労面においては、先行き不透明な景気動向や激動の社会情勢の変化により、全国的に不安定な雇用情勢が継続していくものと見込まれます。

教育の分野においては、豊かな人権意識を育み、教育の機会均等などを実質的に保障する観点から、生徒一人ひとりの状況に応じたきめ細かい指導と地域や家庭と連携した取組みが求められています。

今回の市民意識調査では、「部落差別（同和問題）は、口に出さずそっとしておけば自然になくなると思うので、学校や職場で積極的に学習や研修を行わなくてもよい」の質問（P106 参照）に、「そう思わない、どちらかといえばそう思わない」という否定的な回答は、48.2%と約半数になっています。

また、「現在、部落差別（同和問題）があると思いますか。」の質問（P98 参照）のなかで、結婚については、「明らかにある、どちらかといえばある」との回答は、36.6%あり、また、「結婚相手の判断条件」（P107 参照）について、「当然、子どもの意思を尊重する」の回答は、38.6%にとどまり少数となっています。この結果からも、結婚にはまだまだ根強い差別意識があると言えます。

さらに、「採用選考時の判断条件」（P109 参照）では、被差別部落出身者を

「避けると思う、どちらかといえば避けると思う」の回答は 6.4%と少数になっていますが、「住宅購入時等の判断条件」（P108 参照）では、「避けると思う、どちらかといえば避けると思う」の回答は、45.9%と多く、被差別部落という土地そのものに対する忌避意識が残っていると言えます。

こうしたことから、部落差別（同和問題）の解決に向けて引き続き取り組んでいく必要があります。差別意識や偏見の解消のための教育・啓発及び被差別部落（同和地区）内外の交流を通じて、住民相互の理解と信頼を深め豊かな関係を築いていく取組みの促進をさらに進めていくことが重要になっています。

【取組みの方向】

（人権尊重の視点からの効果的な教育・啓発活動の推進）

部落差別（同和問題）の解決のためには、人権教育・啓発を推進することが大切であり、こどもが自立的に社会に参画できるよう一人ひとりを大切にした教育を推進します。

部落差別（同和問題）に対する正しい理解と認識を深めることによって、差別意識や偏見を解消することができるよう、京都府や関係機関等と連携して、学校、家庭、地域社会等における人権教育・啓発の充実を図ります。

人権センターや公民館等を活用した交流を促進し、住民間の相互理解を深めながら、人権が尊重される地域づくりやそれを担う人づくりを進めることが重要なことから、さらに工夫した取組みを進めていきます。

（現行制度の的確な運用と人権センターの活用による取組みの推進）

今後も、部落差別（同和問題）の解決へ向けた取組みについては、1996 年（平成 8 年）の国の**地域改善対策協議会**^{注 68}の意見具申が示した「①同和問題は解決に向けて進んでいるものの、依然として我が国における重要な課題であると言わざるを得ないこと、②同和問題など様々な人権問題を解決するよう努力することは、我が国の国際的な責務であること、③同和問題の解決は、国の責務であると同時に国民的課題であること、④同和問題は過去の課題ではなく、人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりを持った現実の課題であること」という基本認識のもと、部落差別のない社会の実現に向けて、引き続き現行制度を的確に運用して取組みを推進します。

「部落差別解消法」第 1 条に規定されている「現在もなお部落差別は存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」ことを踏まえ、国や京都府との適切な役割分担のもと、必要な教育及び啓発、相談体制の充実に努めていきます。

部落差別（同和問題）解決のため、第一線の機関としてこれまで重要な役割を担ってきた人権センターを、今後も周辺地域を含めた地域社会の中で、福祉の向上や人権教育・啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンター

として幅広く活用することが重要であり、京都府とも十分連携を図りながら、生活上の各種相談事業などを通じて地域のニーズを的確に把握した上で、必要な施策を適切に実施するなど課題解決に向けた取組みを推進します。

（人権侵害に対する人権擁護）

被差別部落（同和地区）に関する問い合わせや差別落書き、インターネット上の人権を侵害する差別事象については、法務局、京都府、関係機関等と連携し削除要請を行うなど、差別解消に向けての啓発と、正しい理解と認識を深めるための取組を行います。

（２）女性

【現在までの取組み】

女性の人権問題については、１９７５年（昭和５０年）の国際婦人年を契機に女性問題に対する社会一般の認識が深まり、これ以降、国際婦人年の目標達成のため、１９７７年（昭和５２年）の国内行動計画の策定や、１９８５年（昭和６０年）の女性差別撤廃条約の批准、１９８６年（昭和６１年）の「**男女雇用機会均等法**」^{注 69}の施行など、各種法律や制度の整備が図られてきました。

１９９５年（平成７年）の第４回世界女性会議において採択された**北京宣言**^{注 70}で「女性の権利は人権である」とうたわれ、それらを背景に１９９９年（平成１１年）には、「**男女共同参画社会基本法**」^{注 71}が施行されました。

こうしたことにより、男女の人権が尊重され、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現が「我が国の最重要課題」とであると位置づけられ、２０１５年（平成２７年）には、「**女性活躍推進法**」^{注 72}が施行されました。

このような状況のなか、２０１９年（令和元年）には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が成立したことにより、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」において、セクシュアルハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するマタニティハラスメントに係る規定が一部改正され、今までの職場でのハラスメント防止対策の措置に加えて、相談したこと等を理由とする不利益な取扱いの禁止や国、事業主及び労働者の責務が明確化されるなど、防止対策の強化が図られました。

女性に対する暴力などの急増から、２０００年（平成１２年）に「**ストーカー規制法**」^{注 73}、２００１年（平成１３年）「**DV防止法**」^{注 74}が制定されました。

また、様々な困難な問題を抱える女性への根拠法として、２０２４年（令和６年）に「**女性支援新法**」が施行されました。

京都府では、2001年（平成13年）に、男女共同参画社会の実現に向けて、「新ＫＹＯのあけぼのプランー京都府男女共同参画計画ー」の策定、2004年（平成16年）に、京都府における男女共同参画の推進の基本理念を定め、京都府、府民及び事業者の責務を明らかにするとともに、京都府の施策に関し必要な事項を定めた、「**京都府男女共同参画推進条例**」^{注75}が施行され、施策の充実が図られました。

2030年度（令和12年度）までの計画を定めた「**ＫＹＯのあけぼのプラン（第4次）ー京都府男女共同参画計画ー**」^{注76}を2021年（令和3年）に策定し、施策の一層の充実に努めています。

木津川市においては、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成をめざした施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的として、「**木津川市男女共同参画推進条例**」^{注77}を、2007年（平成19年）3月の合併と同時に施行しました。

2010年（平成22年）には、「木津川市男女共同参画計画～新・キラリさわやかプラン～」を、2015年（平成27年）には、同計画の後期計画を策定し、人権尊重の視点に立った男女共同参画社会の実現に向けた施策を進めてきました。

2021年（令和3年）には、「**第2次木津川市男女共同参画計画**」^{注78}を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進しています。

【現状と課題】

性別による固定的な役割分担等を背景とした差別的取扱い、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保、性に起因する暴力などの課題が残されており、社会の様々な分野における女性の参画や能力発揮は十分とは言えない状況にあります。男女格差を表す国際的な指数である**ジェンダー開発指数**^{注79}では、2025年（令和7年）において、日本は193か国中89位となっています。

内閣府男女共同参画局の調べによると、2023年度（令和5年度）の「男女間における暴力に関する調査」では、「配偶者からの被害経験」について、約4人に1人（25.1％）の女性が、「ある」と回答しており、前回調査の約5人に1人に比べて増加傾向にあります。

配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数は、2023年度（令和5年度）には、全国で126,743件と年々増加しています。セクシュアルハラスメントに関する相談件数については、2023年度（令和5年度）は11,480件と前年度に比べ、大きく増加しています。木津川市においては、市民からのDV等も含めた相談件数は、2024年度（令和6年度）は75件ありました。

今回の市民意識調査では、「女性の人権が尊重されているかどうか」の質問（P90 参照）に、「そう思う、どちらかといえばそう思う」の回答は 72.0%あり、また、「男性は外で働き、女性は家庭を中心に家事育児をしたほうがよい」の質問（P106 参照）に、「どちらかといえばそう思わない、そう思わない」との回答は、69.7%と、女性の人権が尊重されていると認識している人が多数となっています。しかし、男女間で肯定的な回答の比較をすると、男性が 12.8 ポイント高く、逆に否定的な回答は女性が 11.3 ポイント高いことから、男女間で差異があることがうかがえます。

性別による人権侵害については、京都府男女共同参画推進条例第 14 条や木津川市男女共同参画推進条例第 7 条などにおいて禁止されているところですが、人権教育・啓発を通して、女性の人権の尊重に努めるとともに、こうした行為の防止や被害を受けた人に対する支援措置を講じていく必要があります。

男女が対等な社会の構成員として、男女間の格差を是正し、あらゆる分野の活動に参画する機会を確保することが求められています。男女が互いに人権を尊重し、性別にかかわらず個性と能力を発揮することのできる社会づくりが重要です。

【取組みの方向】

（男女共同参画施策の推進）

「木津川市男女共同参画推進条例」の基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に実施することにより、社会の様々な分野で女性の参画や能力発揮が進められ、女性の人権が尊重される社会の実現に向けた取組みを推進します。

男女の固定的な性別役割分担意識をはじめとして、女性に対する偏見や差別意識の是正、性別に関係なく個性と能力を発揮できる環境整備や参画に向けた啓発、働くことを希望する男女が、仕事と家庭・社会活動等との両立が図られるようワーク・ライフ・バランスの考え方の浸透及び意識醸成を推進します。

（女性に対する暴力の根絶）

DV やセクシュアルハラスメントなど、女性に対するあらゆる暴力や差別の根絶を目指し、人権教育・啓発を通じて人権侵害行為の防止に努めるとともに、京都府など関係機関との連携のもと、相談・支援体制の充実を図っていきます。

（３）こども

【現在までの取組み】

国連総会で、1989 年（平成元年）に採択された、「子どもの権利条約」では、こどもには、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」により、特別な保護や援助を受ける権利があるとしています〔日本の批准は、1994 年（平成 6 年）〕。

国では、こどもを安心して産み育てることができる環境整備や施策が進められ、2000年（平成12年）には、深刻化する児童虐待の問題に対応するため、「**児童虐待防止法**」^{注80}が制定されました。

2003年（平成15年）には、次代の社会を担うこどもを健やかに産み育てる環境整備を図るため、「**次世代育成支援対策推進法**」^{注81}が制定され、2010年（平成22年）には、「**子ども・子育てビジョン**」^{注82}が閣議決定されました。

2012年（平成24年）には、「**子ども・子育て支援法**」^{注83}をはじめとする、**子ども・子育て関連3法**^{注84}が制定され、これらの法律に基づき、「**子ども・子育て支援新制度**」^{注85}に基づく取組みが進められています。

いじめが社会問題になるなか、2013年（平成25年）には、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「**いじめ防止対策推進法**」が公布され、2014年（平成26年）からは、こどもの貧困対策を総合的に推進することを目的とした「**子ども貧困対策法**」が施行されました。

2023年（令和5年）4月には、こどもの権利利益擁護等を担う「**こども家庭庁**」が設置され、こどもの権利を保障する総合的な法律として「**こども基本法**」が施行されました。同年12月には、こども施策の基本的な方針や重要事項を定めた「**こども大綱**」^{注86}が閣議決定され、それに基づく具体的な施策を一元的にまとめた「**こどもまんなか実行計画**」が策定されました。

2024年（令和6年）には、こどもの貧困が大きな問題となり、その解消、教育の機会均等、次世代への貧困の連鎖の防止等を図るため「**こどもの貧困解消法**」が施行されました。家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども、若者を示す「**ヤングケアラー**」など、多様化するこどもの問題に対して、より関係機関と連携してきめ細かな対応が求められています。

また、性暴力はこどもの心身の発達に深刻な影響を及ぼす断じて許されない行為であり、こどもへの性暴力防止の取組みを進めるため、2024年（令和6年）に学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法）が成立し、2026年（令和8年）12月に施行されます。

京都府では、2009年（平成21年）策定の「**青少年すこやか育成プラン**」^{注87}や、2015年（平成27年）策定の「**京都府子育て支援新計画～未来っ子いきいき応援プラン～**」^{注88}などに基づき、こどもや若者の意思が尊重され、権利が保障された状況のなかで、豊かな人権感覚を備えた人間として成長していける環境づくりを推進しています。

木津川市では、2010年（平成22年）に、市として統一した子育て支援サービスを展開するための総合的指針となる「**木津川市次世代育成支援地域行動計画**

（後期行動計画）」^{注89}を策定しました。

こども・子育て支援新制度の施行に伴い、2015年（平成27年）に、「育てよう未来にはばたく子どもたち～子育て支援No.1のまちを築こう～」をスローガンに、こども・子育て支援のニーズを反映した子育て支援施策の計画的かつ総合的な計画として、「木津川市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、2025年（令和7年）こどもを権利の主体として認識し、誰一人取り残すことなく、健やかな成長を社会全体で支えていくために「**第3期木津川市子ども・子育て支援事業計画**」^{注90}を策定しました。

【現状と課題】

近年、少子化とともに、こどもの貧困化が大きな課題としてあげられています。また、重大な人権侵害である児童虐待についても京都府の児童相談所における児童虐待相談件数が高止まりしている状況で、地域社会全体でこどもを育てるという意識を大切にしていかなければなりません。

児童買春・児童ポルノなどこどもに関わる犯罪件数は横ばい傾向にあるものの被害者が低年齢化し、また、インターネットや携帯電話の著しい普及による有害情報の氾濫やいわゆるネットいじめなど、こどもの人権を取り巻く状況は深刻化しています。

1951年（昭和26年）の「**児童憲章**」^{注91}や1994年（平成6年）に批准された「子どもの権利条約」において、こどもを権利行使の主体と認め、意見表明権などが保障されるべきものとなっていますが、依然として、社会においてそのような認識がなされていない状況です。

こどもや若者一人ひとりの人権を最大限に尊重するなかで、人権に関する正しい理解と認識を深めるとともに、他者の立場を尊重し、違いを個性として認め合えるような人として成長できる環境づくりを進める必要があります。

国の**こどもの貧困率**^{注92}が2021年（令和3年）時点で11.5%となり、こどもの9人に1人が平均的な所得の半分を下回る額の世帯で暮らしている状況です。こどもは「将来を担う社会の宝」という理念に立ち、社会全体でこどもの育つ環境を整備することが必要です。

今回の市民意識調査では、「子どもが参加する地域行事を決める際に、大人だけで決めて、子どもの意見を聞かなくてもよい」の質問（P106参照）に、「どちらかといえばそう思わない、そう思わない」は、76.5%が否定的な回答をしており、こどもの人権を尊重することが大切である認識をされている人が多くなっています。

こどもの人権を守るため、こどもたち一人ひとりの人権を尊重し、家庭や地域社会における子育てや学校における教育が重要であり、「こども基本法」をはじめ、こどもに保障されている権利を理解するとともに、こどもの意見等を大切にすることが必要です。

【取組みの方向】

（育成環境の整備）

「木津川市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、こどもの意思が尊重され、権利が保障された状況のなかで、豊かな人権感覚を備えた人間として成長していける環境づくりを推進していきます。

家庭がこどもの発達の段階に応じた適切な対応ができるよう家庭教育の充実を支援するとともに、学校等において、こどもの自主性や主体性が発揮できる機会の充実に努めます。

（こどもへの虐待の防止）

こどもへの虐待の未然防止や虐待を受けたこどもの迅速かつ適切な保護及び心理的ケア、社会的自立や親子関係の再構築の支援など、こどもが安心・安全に暮らせる環境づくりの取組みや、各家庭で発達段階に即した適切な対応がとれるよう家庭教育の充実を図ります。

子育て家庭の孤立化や子育てへの負担感が、こどもへの虐待の要因となる場合もあることから、地域や社会全体で子育て家庭を支援する取組みを推進します。

（いじめ問題等への対策）

非行やいじめ、不登校等については、それらの未然防止に努め、早期発見・早期対応に引き続き取り組みます。特に、いじめについては、「**木津川市いじめ防止基本方針**」^{注93}に基づいた具体的な取組みを推進するとともに、個々の事象に適切に対応できるよう支援・相談・指導体制を強化し、学校、家庭、地域社会、関係機関が連携した取組みの充実を図ります。

インターネットやSNS等でのいじめについては、京都府による「**ネットいじめ通報サイト**」^{注94}や不適切な書き込みなどの検索・監視をおこなう「**学校ネットパトロール**」^{注95}を活用した相談体制の整備を図ります。

「**京都府・市町村インターネットによる人権侵害対策研究会**」^{注96}への参加により、京都府、京都地方法務局と京都府内市町村とが連携して人権侵害に対応する態勢をとります。

暴力行為については、警察と連携した非行防止教室や課題を抱えるこどもへの個別支援、学校の生徒指導体制の強化などの取組みを推進します。

（こどもの貧困対策）

こどもの貧困対策については、2025年（令和7年）に策定された、「**第3次京都府子どもの貧困対策推進計画**」^{注97}により、すべてのこどもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指した取組みを、京都府と連携して推進します。

（ヤングケアラー対策）

ヤングケアラーへの認知度を向上させる啓発活動や、相談支援等につなげる関係機関との連携を推進します。

（児童ポルノ対策）

児童ポルノを根絶し、児童ポルノの被害をなくすため、2025年（令和7年）に改正された「**児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律**」^{注98}に基づき、関係機関と連携し個々のケースに応じた支援を実施します。

（こどもへの性暴力の防止）

教育、保育などを行う事業者は、こどもを性暴力から守る環境づくりや従事者の犯罪事実確認等により防止措置を講じます。また、こどもや保護者をはじめとし、法の理解を深める周知を行い、社会全体として、こどもに対する性暴力は許さないという機運を醸成する取組みを進めます。

（啓発等の推進）

木津川市では、「子どもの人権の尊重と安全・安心な環境づくり」などを基本目標として掲げた、「木津川市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、必要な施策に取り組みます。

こどもは、保護の対象であるとともに、権利行使の主体であるという視点に立ち、こどもに関わるすべての人が、こどもの権利についての認識などを深めるよう人権意識の高揚・啓発を推進します。

（４）高齢者

【現在までの取組み】

高齢化の進展に伴う様々な課題に対応するため、2000年（平成12年）4月から「**介護保険制度**」^{注99}が導入されました。

また、2023年（令和5年）には、高齢化が進むなか、認知症の人が増えている現状を踏まえ「**認知症基本法**」が施行されました。

京都府においては、様々な高齢者保健福祉施策を総合的・計画的に推進するため、2000年（平成12年）年3月に、「第1期京都府介護保険事業支援計画」を含む「第2次京都府高齢者保健福祉計画」を策定し、介護基盤の整備や介護サービスの質の向上等について、取り組まれてきました。同計画は、第5次計画から「**京都府高齢者健康福祉計画**」^{注100}に名称を変え、現在、第10次〔2024年（令和6年）策定〕を数えています。

木津川市では、2024年（令和6年）に、高齢化の進行が加速するなか、誰もが住み慣れた地域で個人の尊厳や生き方が尊重され、自立し安心して暮らせるように、また、高齢者の生活を支えるまちづくりを推進していくという考え方

から、「ともに支え合い、いきいきと安心して暮らせる心豊かなまちづくり」を基本理念に、生きがいづくり・地域包括ケアの推進・地域づくりを基本的視点とし、「第10次木津川市高齢者福祉計画・第9期木津川市介護保険事業計画（以下、「高齢者福祉計画」という。）」^{注101}を策定しました。

【現状と課題】

我が国の高齢化は一層進行し、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、また、寝たきりや認知症等、介護を要する高齢者が増加し、今後さらに急増すると予測されています。

敬老の日にちなんで総務省統計局から発表される、国の高齢者率（総人口に占める65歳以上の割合）は、2025年（令和7年）9月15日現在推計で29.4%となっています。木津川市は25.6%〔木津川市は2025年（令和7年）3月31日現在〕となっています。これは、2015年（平成27年）の調査より、3.8ポイント増えており、高齢化の進行が顕著となり、約4人に1人が65歳以上の高齢者となっています。

こうした状況のなかで、高齢者に対する身体的及び精神的な虐待、身体拘束等により、高齢者の人権が著しく侵害される深刻な問題が生じています。

高齢者を年齢などにより一律に弱者として判断するといった誤った理解が、高齢者に対する偏見や差別を発生させ、働く意欲のある高齢者についても、雇用・就業機会が十分に確保できず、社会参加できない事象も発生しています。

今回の市民意識調査では、「高齢者の人権は尊重されているか」の質問（P90参照）に、「尊重されている、ある程度尊重されている」が74.1%と、多くの人が肯定的な回答している一方で、「認知症で徘徊する高齢者について、介護者が側にいない場合、鍵をかけて家から出られないようにすることはやむを得ない」の質問（P106参照）に、「そう思う、どちらかといえばそう思う」が45.1%と半数近い回答があり、認知症高齢者を危険から守る意識が高くなっています。

要介護状態や認知症等になっても高齢者の尊厳が守られ、可能な限り自立して、社会と関わりを持ちながら生活ができるよう支援するとともに、要介護高齢者の介護者が孤立し、介護の負担を抱え込まないための十分な支援が求められています。

また「高齢者の採用選考の判断条件」（P109参照）では、「どちらかといえば避けないと思う、避けないと思う」が71.9%と高くなっています。今後も高齢者が社会を構成する重要な一員として活動できるよう、環境づくりのための取り組みが必要です。

【取組みの方向】

（計画に基づく施策の推進）

「高齢者福祉計画」は、**団塊の世代**^{注102}が、要介護等の認定率や認知症などの発症率が高くなる後期高齢期を迎え、以降の高齢者介護の姿を見すえ、これ

までの計画で開始した「地域包括ケアシステム」構築のための取組みを継承・本格化し、「介護保険事業計画」については、高齢者福祉計画も併せて「地域包括ケア計画」として位置づけ、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられ、サロン等の通い場づくりの支援など、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムを深化・推進し、地域共生社会の実現を目指します。

（権利擁護）

一人暮らし高齢者や認知症高齢者などの増加により、高齢者の権利が侵害されるケースが想定されるため、高齢者虐待防止や成年後見制度などの利用促進を図り、高齢者の尊厳を守る取組みを推進します。

（介護者支援）

家族介護者交流・リフレッシュ事業や介護教室等、地域支援事業の取組を通じて、家族介護者の支援や介護負担の軽減を図ります。

（社会参加）

意欲や経験・能力を持った高齢者が、年齢にかかわらず、社会を構成する重要な一員として活躍することができるよう、社会参加の促進やシルバー人材センターの活用などによる雇用・就業機会の確保など、総合的な高齢者対策の推進に努めます。

（福祉のまちづくり）

高齢者が暮らしやすいまちづくりを推進するとともに、高齢者の人権問題に関わる啓発活動の取組みを推進します。

（５）障がいのある人

【現在までの取組み】

障がいのある人に関する施策については、１９８１年（昭和５６年）の国際障害者年を契機として、様々な取組みが実施されてきました。

２００６年（平成１８年）１２月に、「障害者の権利に関する条約」が、第６１回国連総会において採択されました。国では同条約の批准に向け、２０１１年（平成２３年）に「障害者基本法」を改正し、障がいのある人に対する合理的配慮の概念を盛り込み、２０１３年（平成２５年）には、「障害者差別解消法」〔２０１６年（平成２８年）４月施行〕を制定されるなど、国内法が整備され、２０１４年（平成２６年）に同条約を批准するに至りました。

また、２０１２年（平成２４年）に「**障害者虐待防止法**」^{注 103}、２０１３年（平成２５年）に「**障害者総合支援法**」^{注 104}が施行され、２０２４年（令和６年）４月には、「障害者差別解消法の改正法」が施行され、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化され、国では同法に基づく「障害を理由とする差

別の解消の推進に関する基本方針」が策定されています。

京都府では、2015年（平成27年）4月に、「**京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例**」^{注105}が施行され、障がいをも理由とした不利益な取扱いの禁止や社会的障壁の除去のための合理的な配慮の実践、雇用及び就労の促進、文化芸術・スポーツの推進等を通して、共生社会の実現を目指す内容となっています。

木津川市では、2009年（平成21年）3月に、「地域の力で支えあう安心・生きがいの福祉のまちきづがわ」を理念として掲げ、「木津川市障害者基本計画 支えあいプラン」を策定しました。その後、国による様々な法整備など、障がいのある人を取り巻く環境変化を踏まえ、2024年（令和6年）3月には、「**第4次木津川市障害者基本計画支えあいプラン**（以下、「第4次基本計画」という。）」^{注106}及び「**第7期木津川市障害福祉計画・第3期木津川市障害児福祉計画**」^{注107}を策定しました。

【現状と課題】

ノーマライゼーションやバリアフリーの考え方は、日常生活に浸透してきています。

障がいのある人の「**完全参加と平等**」^{注108}を実現するためには、ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある人もない人も共に生活できるための環境整備と障がいに対する正しい知識の普及や啓発の推進が必要です。

障がいのある人の自立意識や社会参加、生活向上の意識は高まっていますが、障がいについての十分な知識がないために、障がいのある人やその家族に対して誤解や偏見が生じ、差別的な言動などによる人権侵害を受けたり、障がいのある人の自立や社会参加が妨げられたりする事象も依然として発生しています。

今回の市民意識調査では、「精神に障がいのある人に対しては、理解が進んでいる。」の質問（P93参照）に、「あまりそう思わない、そう思わない」は、64.1%あり否定的な回答が多くなっています。精神に障がいのある人や難病患者等は、障がいの特性があまり知られていないと考えられることから、一層の理解の促進を図ることが必要となっています。

障がいのある人に対する虐待（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待、経済的虐待等）が発生していることから、虐待を受けた障がいのある人やその養護者に対する支援が重要となっています。

【取組みの方向】

（共生社会の実現に向けた取組み）

障がいのある人の「完全参加と平等」を実現するため、障がいのある人もない人も共に生活できるための環境整備を推進します。

「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会

づくり条例」や「木津川市障害者基本計画」に基づいて、障がいのある人がライフステージのすべての段階において、社会、経済、文化等の各分野で平等に参加、活動することのできる社会を実現するための取組みを推進します。

（権利擁護）

判断能力が不十分な障がいのある人に対して、成年後見制度や地域で適切なサービスなどの支援体制を充実するよう努めます。

障がいのある人に対する虐待防止・早期発見のために、市民や施設に向けた啓発や相談・通報窓口の周知を図り、「障害者虐待防止法」に基づき、虐待の予防及び虐待を受けた障がいのある人に対する自立支援並びに養護者に対して支援を行います。虐待が発生した場合には京都府等の関係機関と連携します。

（社会参加）

「第4次基本計画」に基づき、障がい及び障がいのある人に対する理解の促進、ふれあいや交流の場づくり、障がい者スポーツの普及・振興、文化芸術活動を推進し、生活環境の整備、雇用・就業機会の確保などの取組みを推進します。障がいのあるこどもたちに対しては自立と社会参加が果たせるように、学校における就修学支援、就職支援を図り、就職率の向上に取り組みます。

（福祉のまちづくり）

「第7期木津川市障害福祉計画」に基づき、福祉のまちづくりを推進し、「施設や病院から地域生活への移行の促進」、「障がいのある人が安心して暮らせる生活基盤の整備」などを施策の大きな方向性とし、今後の施策を推進していきます。

（正しい知識の普及・啓発）

障がい及び障がいのある人に対する正しい知識の普及・啓発を進め、誤解や偏見から生じる人権侵害の防止に取り組みます。

（6）外国人

【現在までの取組み】

京都府では、2005年（平成17年）に、海外人材の招致、多文化共生をめざした「**KYOの海外人材活用プラン**」^{注109}が策定され、留学生等海外からの人材活用にポイントを絞った施策が推進されました。

その後、グローバル化のさらなる進展、厳しい自治体の財政状況、世界的な金融危機に端を発した世界的規模の景気低迷など、国際的な社会・経済情勢は大きく変化して、国際交流についての新たな指針となるプランを策定する必要性が出てきたことから、2009年（平成21年）に、京都ならではの特色を活かした国際交流を進めるための指針として「**明日の国際交流推進プラン**」^{注110}が策定され、2011年（平成23年）に改定されました。

木津川市では、**木津川市国際交流協会**^{注 111}などと連携し、幅広い国際交流の取組みを進める中で住民の国際理解・国際交流活動を促進し、国際化に対応する木津川市の創造と国際親善に寄与することを目的とし、様々な活動を行っています。

2016 年（平成 28 年）に、「ヘイトスピーチ解消法」が施行され、2019 年（令和元年）10 月、「木津川市公の施設等における人権侵害防止のための使用手続に関するガイドライン～ヘイトスピーチ防止のためのガイドライン～」を策定しました。

【現状と課題】

国際化の進展によって外国から日本へ来る人の数は年々増加しています。木津川市においても外国人登録人口は、2025 年（令和 7 年）3 月 31 日現在 1,325 人で、木津川市の人口に占める割合は約 1.7%と増加傾向になっています。

こうした中で、日本で生活することになった外国籍の人々については、言葉や生活習慣の違いや相互理解が不十分であることから、住居、教育、就労、地域との交流など、日常生活を送る上で様々な問題が生じています。特に日本国籍を取得した人も含めた在日韓国・朝鮮及び中国からの帰国者の人々に対しては、依然として偏見や差別の問題があります。

近年、特定の国籍や民族等を排斥する趣旨の差別的言動が公然と行われる、いわゆるヘイトスピーチの問題が生じています。さらに、SNS 等のインターネット上でのヘイトスピーチも後を絶たず、多様化しています。

ヘイトスピーチは、広く市民に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、外国人に対する偏見や差別意識を生じさせることにつながることから、人を排斥し、誹謗中傷するような行為は許されないという人権意識を広めていく必要があります。

今回の市民意識調査では、「日本に住む外国人は、できるだけ日本の文化や慣習に合わせる努力をすべきである。」の質問（P106 参照）に、「そう思う、どちらかといえばそう思う」という回答が 66.0%と高くなっています。

また、「ヘイトスピーチ」（P94 参照）を 70.1%の人が「知っている」と回答しており、見聞きした認識（P95 参照）では、「ヘイトスピーチされる側にも問題があると思った」が 22.2%、「ヘイトスピーチをする側の主張も一理あると思った」が 25.5%の回答がありました。

その中で、「日本に居住する外国人に関することで、特に問題だと思うのはどのようなことですか。」の質問（P96 参照）への回答は、「相互理解のための、日本人と外国人の交流機会が十分でないこと」が 39.5%で最も高く、次いで「外国人や外国文化に対する理解が十分でないこと」が 37.8%となっています。

こうしたことから、多国籍化・多民族化が進展する中で、文化や慣習に対する

理解不足や先入観により、外国人に対する偏見や差別意識につながることもあり、外国籍住民が快適で安心・安全に暮らせる地域づくりを推進するとともに、相互に理解を深め、人権を尊重して共生していく社会を築いていくことが重要になっています。

【取組みの方向】

（多文化共生社会の実現に向けた取組みと啓発の推進）

市民一人ひとりが国際理解を深め、世界の人々と交流し、協力し合っていくことは自らの人生をより豊かにすることです。また、外国籍市民が市民の一員として地域づくりに参画し、多様な感性や能力を発揮することは、まちの活性化や国際化の大きな力となります。今後とも、市民一人ひとりが異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重し合う「心の国際化」を推進するとともに、京都府をはじめ、関係機関やNPO等、多国籍の市民等をサポートしている個人や団体への支援・連携・協働により、共生社会の実現に向けた取組みを推進します。

多文化共生のためには、市民一人ひとりが異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重し合うとともに、特に、人を排斥し、誹謗中傷するような行為は許されないという人権意識や、外国籍市民等の人権についての正しい理解と認識の浸透を図るため、国や京都府と連携しながら、効果的な啓発を実施していきます。

（外国籍市民等と共に暮らすまちづくりの推進）

京都府や、公益財団法人京都府国際センター、木津川市国際交流協会などと連携した国際交流事業に引き続き取り組みます。

（ヘイトスピーチの防止・啓発等）

「木津川市公の施設等における人権侵害防止のための使用手続に関するガイドライン～ヘイトスピーチ防止のためのガイドライン～」の運用やヘイトスピーチに対する市民の理解を深めるため、啓発活動の取組みを推進します。

（7）ハンセン病・エイズ（AIDS、後天性免疫不全症候群）・

HIV感染症・難病患者等

様々な感染症や難病などにより、その患者や家族などが、病気に対する誤った知識や理解不足により偏見や差別を受け、精神的な負担となっている場合があります。

とりわけ、**ハンセン病**^{注112}や**エイズ**^{注113}については、次のような現状と課題があり、京都府や関係機関等と連携し、偏見や差別の解消に向けて取り組んでいます。

〔１〕ハンセン病

【現在までの取組み 及び 現状と課題】

ハンセン病の菌の感染力は極めて微弱で、早期発見と早期治療により完治する病気です。

ハンセン病患者に対しては、古くから施設入所を強制する隔離政策がとられてきました。これに対し国は、隔離政策の誤りや人権侵害を認めて謝罪し、患者・元患者の名誉回復や福祉対策の向上に関する措置を盛り込んだ「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が、2001年（平成13年）に成立しました。

一方で、隔離を主体とした「らい予防法」が1996年（平成8年）に廃止された後も、2003年（平成15年）に**ハンセン病元患者の宿泊拒否問題**^{注114}が生じるなど、依然として、根深い社会的な偏見や差別の存在が顕在化し、ハンセン病に関する正しい知識を広く普及させる施策の充実が必要といえます。

そして、2009年（平成21年）には「**ハンセン病問題基本法**」^{注115}が施行され、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題解決の促進を図るために必要な福祉の増進や名誉回復のための支援などが定められました。

さらに、2019年（令和元年）には、「**ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律**」^{注116}が施行され、ハンセン病患者の家族も偏見や差別の中で、長年にわたり多大な苦痛と苦難を強いられてきたことに、国が責任をもって対応するとともに、国が対象となる元患者家族の方々に補償金を支給することとされました。

【取組みの方向】

今後とも、ハンセン病に関する正しい知識が普及して、偏見や差別が一刻も早く解消するため啓発活動を推進し、ハンセン病患者が尊厳を持って暮らせる社会づくりを目指した取組みを京都府と連携しながら推進します。

〔２〕エイズ（ＡＩＤＳ、後天性免疫不全症候群）・ＨＩＶ感染症

【現在までの取組み 及び 現状と課題】

エイズ患者・**ＨＩＶ**^{注117}感染者に対する偏見や差別が根強く存在していることから、**世界保健機関（ＷＨＯ）**^{注118}では、毎年12月1日を「**世界エイズデー**」^{注119}と定め、世界的レベルでのエイズまん延防止とエイズ患者・**ＨＩＶ**感染者に対する偏見や差別の解消に取り組んでおり、京都府においても、12月を「京都府エイズ予防月間」として普及啓発に取り組まれています。

エイズ治療拠点病院等連絡会議を設置（全国を8ブロックに分けて設置）し、エイズ対策に関わる専門家から幅広く意見を聴取するなど、関係機関や団体と

連携した総合的な政策が展開されています。

新規エイズ患者・H I V感染者は、多少報告数が鈍化したものの増加傾向にあり、最近の傾向として、性的接触による感染の広がりが顕著になってきているという特徴があり、感染経路による感染者に対する偏見や差別が、感染者を潜在化させ、その結果さらなる感染の拡大につながる危険性も指摘されており、こうした偏見や差別が感染者の就労などの社会生活に影響するといった問題もあります。

【取組みの方向】

H I V感染者が若年層に広がる傾向にあることから、学校教育や社会教育においてもエイズに対する正しい知識の普及の取組みを推進します。

偏見や差別をなくすための啓発活動や、H I V感染者が採用時や職場内において、不当な扱いを受けることがないための啓発活動を進め、エイズ患者・H I V感染者が尊厳を持って暮らせる社会づくりを目指した取組みを推進します。

〔3〕難病患者

【現在までの取組み 及び 現状と課題】

1971年（昭和46年）4月に厚生省内に難病対策のためのプロジェクトチームが設置され、1972年（昭和47年）10月に「難病対策要綱」がまとめられ、「調査研究の推進」、「医療施設の整備」、「医療費の自己負担の解消」を中心とした難病対策の推進が図られました。

2013年（平成25年）4月に施行された、「障害者総合支援法」では、障がい者の範囲に難病等が加わり、身体障害者手帳の有無にかかわらず、必要と認められた障がい福祉サービス等の受給が可能となりました。さらに、難病の治療研究を進め、疾患の克服を目指すとともに、難病患者の社会参加を支援し、難病にかかっても地域で尊厳を持って生きられる共生社会の実現を目指して、2015年（平成27年）1月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行されました。

難病は、種類も多く様々な特性があり、個人差があるため、一見して病気とわかるものもあれば、外見は全く健康な人と変わらないこともあることから、難病に対する無理解による誤解や偏見が生じています。難病患者それぞれの人権が尊重され、安心して社会参加できる環境づくりが必要です。

【取組みの方向】

難病に関する正しい知識の普及・啓発を進め、誤解や偏見から生じる人権侵害の防止に取り組み、難病患者が尊厳を持って暮らせる社会づくりを目指した取組みを京都府や関係機関等と連携しながら推進します。

（８）犯罪被害者等

【現在までの取組み】

犯罪被害者とその家族または遺族（以下「犯罪被害者等」という。）の人権に対する配慮と保護を図るために、2005年（平成17年）4月に「犯罪被害者等基本法」が施行されるなど、関連法の整備が進められています。

京都府においては、2004年（平成16年）に地域が一体となって、犯罪を発生させない環境づくりを進める「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例」が制定され、2008年（平成20年）には、犯罪被害者等に総合的な支援をおこなうことを目的として、「**京都府犯罪被害者サポートチーム**」^{注120}が立ち上げられました。

木津川市では、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、「**木津川市犯罪被害者等支援条例**」^{注121}や関係規則等を、それぞれ2012年（平成24年）に施行しました。また、2015年（平成27年）には、公益社団法人**京都犯罪被害者支援センター**^{注122}と連携協力に関する協定を締結しました。

【現状と課題】

犯罪被害者等は、事件等による直接的な被害だけでなく、事件等に遭遇したことによる心身の不調、司法手続きの過程等で受ける精神的・時間的・経済的負担、また、周囲の人から受ける精神的苦痛などの二次的被害を受けています。

特に性暴力の被害は、身体的影響もさることながら、精神的な影響も甚大であり、被害者は、日常生活を送ることさえ困難な状況となることも少なくありません。また、警察等への届出をためらうなど、潜在化する傾向にあります。そのため、被害の潜在化を防ぐための相談体制の整備を図ることや被害者に対して寄り添う等の配慮が必要です。

今回の市民意識調査では、「犯罪被害者について、報道によってプライバシーが侵害されたり、私生活の平穏が保てなくなることは問題である」の質問（P106参照）に、「そう思う、どちらかといえばそう思う」の回答が82.0%あり、多くの人が問題意識を持っています。

犯罪の被害者であるにもかかわらず、犯罪報道により、さらなる人権侵害につながる事が考えられることから、犯罪被害者等には、心情に配慮した支援を行うとともに、関係機関等と連携した啓発活動を推進する必要があります。

【取組みの方向】

犯罪被害者等に寄り添うため、京都犯罪被害者支援センターと連携して、犯罪被害者等のこころのケア等の各種支援や啓発活動に取り組みます。犯罪被害に遭われた方へ見舞金を支給するほか、窓口における丁寧な説明・対応を心がけ、必要に応じ関連機関につなぎます。また、ホンデリングプロジェクト（寄贈された不要な本について、その売却代金を寄附として、交通事故や犯罪被害に遭われた方々への支援活動に活用される仕組み）を通し、支援の輪を広げます。

（９）ホームレス

【現状と課題】

様々な要因により、自立の意思がありながらホームレスになることを余儀なくされている人が、多くの場合、公園、河川、道路、駅舎等を起居の場所として日常生活を送っていますが、食事の確保や健康面での問題、一部には地域住民とのあつれきが生じることなどから、ホームレスとなった人の人権への配慮が求められています。

【取組みの方向】

ホームレスを取り巻く課題を解決するためには、その人権に配慮し、地域社会の中で自立した日常生活が可能となるよう住宅、就労、医療などの様々な支援が必要であり、2002年（平成14年）に制定された「**ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法**」^{注123}を受け、また「**京都府ホームレス自立支援等実施計画**」^{注124}に基づき、京都府、関係団体と連携・協力しながらホームレスの自立支援に努めます。

2015年（平成27年）4月に、生活保護に至る前の生活困窮者に対する自立支援を強化する「生活困窮者自立支援法」が施行され、その後、2025年（令和7年）4月の改正において、居住に関する相談支援等を行うことが明確化され、「ホームレス特措法」の趣旨を踏まえつつ、生活困窮者自立支援制度などにより、京都府と連携を図りながら自立支援を推進します。

（１０）性的マイノリティの人々

【現状と課題】

性的マイノリティ（性的少数者）の人々は、社会生活の様々な場面で偏見や差別などに直面したり、そうした対象になることを恐れて自分の性的指向やジェンダーアイデンティティを打ち明けることができないなど、生きづらさを感じることがあります。

国においては2004年（平成16年）7月に、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性同一性障がいがあって、一定の条件を満たす人については、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました。なお、2008年（平成20年）に改正法が成立し、要件が緩和されています。また、学校に対しては、2015年（平成27年）に性同一性障がいなどの児童生徒への配慮等を求める通知がされています。

2023年（令和5年）6月に、「LGBT理解増進法」が施行され、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする差別はあってはならないとの認識のもとに、人格を相互に尊重し合う共生社会の実現に向けて、国、地方公共団体の役割が明示されました。

また、同法により、

- ・性的指向は、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向。
- ・ジェンダーアイデンティティは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識。

と定義されています。

木津川市では、2024年（令和6年）8月から「**木津川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度**」^{注125}を開始しました。この制度は、性的指向が異性愛のみでない人や性自認が出生時と異なる人、自身の性を認識していない人などが、お互い協力し合い婚姻関係に類する関係性のパートナーとして届け出し、市が「パートナーシップ受理証明書等」を交付することによって、公的にパートナー関係にあることを認めるものです。

今回の市民意識調査では、「L G B T等の性的少数者であることを身近な人にもいえない社会は問題である」の質問（P106 参照）に、「そう思う、どちらかといえばそう思う」が70.1%の回答があり、多くの人が問題意識を持っています。

また、「L G B T等の性的少数者の人権についてどのようなことが問題か」の質問（P99 参照）についての回答は、「差別的な言動をされること」が42.6%で最も高く、次いで「職場や学校等で嫌がらせやいじめがあること」と「パートナーとの関係が公に認められないこと」が42.1%など、多岐にわたって性的少数者についての人権問題があると認識されています。

【取組みの方向】

性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする偏見や差別意識をなくし、多様な性に対する正しい理解と認識を深めるため、学校、家庭、地域社会等における人権教育・啓発活動を推進します。

様々な悩みごとや困りごとに対応するため、京都府、関係機関等と連携し、相談・支援体制の充実に取り組みます。

（１１）刑を終えて出所した人

【現状と課題】

刑を終えて出所した人に対しては、本人に更生の意欲はあっても、住民の意識の中に根強い偏見、差別意識等があり、親族であっても身元の引き受けが難しいことや、就労、住居の確保などの問題が存在しています。

2016年（平成28年）12月には、「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、犯罪者等の円滑な社会復帰を促進するなど再犯の防止等の犯罪対策が進められています。

今回の市民意識調査では、「刑を終えて出所した人が、更生した後も、インターネットなどで過去の犯罪歴を調べられることがあってもやむを得ない」の

質問（P106 参照）に、「そう思わない、どちらかといえばそう思わない」の回答が 28.0%あるのに対し、「そう思う、どちらかといえばそう思う」の回答が 40.7%あります。刑を終えて出所した人に対する意識は、まだまだ厳しい状況にあります。

【取組みの方向】

刑を終えて出所した人が、地域の人々の理解と協力を得て社会の一員として社会復帰ができるよう支援することが必要であり、一人ひとりが偏見や差別を持たない人権感覚を養えるよう啓発の推進に努めます。

3 様々な人権問題

（１）北朝鮮当局による拉致問題

北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全にかかわる重大な問題です。国や地方公共団体の責務として、拉致問題の解決に向け、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが重要です。

市民の拉致問題への関心と認識を深めるために、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」（１２月１０日～１６日）を中心に、国や京都府とも連携して、拉致問題の周知・啓発を推進します。

（２）アイヌの人々

2019年(令和元年)5月には、アイヌ民族を法律として初めて「先住民族」と明記し、独自の文化を生かした地域振興策のための交付金制度などが盛り込まれた「**アイヌ施策推進法**」^{注126}が成立しました。この法律は 国及び地方公共団体に対し、教育活動、広報活動を通じ、アイヌに関し、国民の理解を深めるよう努めなければならないとしています。

アイヌの人々については、民族の歴史や文化、伝統や現状などについて理解を深めるとともに、その先住性にも留意し、知識の普及及び啓発の推進に努めます。

（３）非嫡出子

非嫡出子（法律上の婚姻関係がない父母の間に生まれたこども）^{注127}については、結婚、家族に対する意識が多様化する中で、非嫡出子は、民法や戸籍法施行規則の改正により、戸籍上の続柄の記載や、相続分が嫡出子と同じ取扱いとなりましたが、非嫡出子であることを理由に偏見や差別を受けることがないよう、啓発の推進に努めます。

（４）識字問題

2003 年（平成 15 年）からの「国際識字の 10 年」を通して、貧困あるいは歴史的経過によって教育を受ける機会が保障されなかった人々に対する**識字**^{注 128}の問題への取組みが進められてきました。しかし、在住外国人の識字についての課題も見られることから国や京都府の動向も踏まえ、この問題の解決に向けた取組みを推進します。

（５）その他

今後、世界の状況、社会情勢の変化や科学技術の発展などに伴い、様々な人権問題が顕在化することも想定されます。木津川市では、差別をなくし、あらゆる人々の尊厳が日常的に確保されるような人権文化の構築をめざして人権教育・啓発の取組みを推進します。

第4章 人権教育・啓発の推進

木津川市においては、前章で掲げた様々な人権問題について常に配慮するとともに、人権意識の高揚を図るために実施してきた教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果も踏まえ、一人ひとりを大切にしたい取り組みを推進することとしています。

人権教育・啓発の推進にあたっては、第2章で定めた「人権教育・啓発の推進に関する基本方針」に基づき、それぞれが主体的な取り組みの中から、

- ①人権を自分自身に関わる具体的権利として理解することができる
- ②自分の人権を大切にすると同じように他人の人権も尊重するという認識のもとに、一人ひとりの人権について考えていくことができる
- ③人と自然の共生や、国家や世代の枠組みを超えて将来の世代も含めた人類すべてという広がりの中で、人権をとらえることができる

ことを目標に、人権尊重の共生社会づくりに理解が深まるよう人権教育・啓発の推進を図ります。

人権教育・啓発の手法については、「法の下での平等」、「個人の尊厳」といった人権の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権問題に即した個別的な視点からのアプローチを組み合わせ、親しみやすいテーマやわかりやすい表現を用いるなど創意工夫をこらして、地域の実情に即した取り組みを進めます。

人権教育・啓発を通じて、人権に関する法律・制度等についての周知を図ります。

人権教育・啓発は、人々の心のあり方に密接に関わる問題でもあることからその自主性を尊重し、その内容はもちろん、実施の方法についても、人々の幅広い理解と共感を得られるものとなるよう取り組みます。

1 あらゆる場・機会を通じた人権教育・啓発の推進

(1) 保育所・幼稚園・認定こども園

【現状と課題】

保育所・幼稚園・認定こども園は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な場であることから、**保育所保育指針**^{注129}、**幼稚園教育要領**^{注130}、**幼保連携型認定こども園教育・保育要領**^{注131}に基づき、家庭や地域社会と連携して、自立心やお互いを大切にする豊かな人間性を持ったこどもの育成に取り組んでいます。

保育所・幼稚園・認定こども園においては、家庭や地域社会と連携して、乳幼児が健全な心身の発達を図り、他の乳幼児との関わりのなかで人権を大切にす

る心を育むことが必要です。子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、保育現場では多様な職種の活躍が期待されていることから、こうした新たに保育に携わる職員を含めたすべての職員が、人権問題についての知識・理解を深めるなど、人権問題や人権教育に関する研修を通して資質の向上を図ることが必要です。

【取組みの方向】

他の乳幼児との関わりの中かで、他人の存在に気づき、相手を尊重する気持ちや思いやりを持つようにすることなど、人権尊重の精神の芽生えを育むことができるよう、遊びを中心とした生活を通して保育・教育活動を推進します。

すべての職員が、自ら豊かな人権意識を持ち実践することが必要であることから、人権問題についての知識・理解を深めるなど、研修を通して資質及び指導力の向上に取り組みます。

（２）学校

【現状と課題】

小中学校においては、同和教育のなかで培ってきた成果や手法への評価を踏まえ、児童生徒の発達段階に応じ、教育活動全体を通して人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にしたい人権教育を充実させ、家庭・地域社会との連携や校種間の連携を深め、人権教育を推進し、教育活動全体に人権教育を適切に位置づけ、児童生徒の実態を的確に把握して、教育の機会均等を図り、学力の充実や進路保障に努めています。

互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重する心を育むとともに、基本的人権の尊重や様々な人権問題についての正しい理解や認識の基礎を培う取組みを図ることが必要です。

あらゆる人権問題の解決に向けた意識・態度・実践力の育成に向けて、多くの学習機会を提供し、学習形態の工夫や人権教育資料集・人権教育指導事例集などの有効な活用を図ることにより、教職員に対する研修にも視点をあてながら、人権教育を推進しています。

人権教育については、各々の地域に応じた取組みが実践されています。児童生徒が、依然として存在する様々な人権問題を自分自身の課題としてとらえ、解決に向けて実践していく技能や態度の育成について、学習したことが知的理解にとどまることなく、人権感覚を効果的に身に付けることができるよう、指導方法の工夫や教職員の研修を推進していきます。

社会状況の急激な変化とともに、こどもに関する人権問題が非常に多様化・複雑化していることを踏まえ、こどもの心理面や福祉面についての専門的知見を活かした支援やケアを行うなど、新たな人権問題に適切に対応することが必要になっています。

今回の市民意識調査では、「人権問題について理解や認識を深めるためには、

「どういふものが役立つと思ひますか。」の質問（PII1 参照）に、「小中学校など学校での人権教育」が 57.7%で最も多く、学校での人権教育が効果的との回答が多い結果となりました。また、「人権が尊重される社会を実現するために、どのような人権教育や啓発の施策が必要だと思ひますか。」の質問（PII2 参照）に、「学校等における人権教育を充実させる」が 72.3%と最も多い結果となるなど、学校での人権教育を重要視していくことを踏まえた取組みが求められています。

【取組みの方向】

学校教育においては、国・府・市町村がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携し合いながら、児童生徒が発達段階に応じ、社会生活を営む上で必要な知識・技能・態度などを確実に身に付けることを通して、人権尊重の精神の涵養（かんよう）が図られるようにしていく必要があります。

学校においては、「学習指導要領」^{注 132}や「学校教育の重点」、また、2024 年（令和 6 年）2 月に策定された「第 2 次木津川市教育振興基本計画」^{注 133}などに基づき、自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性などバランスのとれた「生きる力」を育てていきます。

こうした基本的な認識に立ち、京都府との連携のもとにあらゆる教育活動を通して、以下の点に留意して人権教育を展開していきます。

- ①一人ひとりを大切にした教育を推進するために、児童生徒の個々の実態等を的確に把握し、教育の実質的な機会均等を図るとともに、希望進路の実現に向けて、学校の組織的な対応の充実を図ります。
- ②自己を尊重し他者を尊重する心を育むことや、共生社会の実現などを視点とし、一人ひとりを大切にした教育が推進されるよう、学習内容や指導方法の一層の改善に努めます。
- ③教職員自らが人権尊重の理念等についての認識を深め、高い人権意識を持つとともに、あらゆる人権教育に関する実践力・指導力を向上させて、人権教育の指導内容・方法の改善を図るため、学校において人権教育の研究を深めるとともに、効果的な教育実践や学習教材等を収集し、それを各学校に広めていくよう努めます。
- ④家庭や地域社会、関係機関や校種間の連携を深め、さらに協力も得ながら、社会性や豊かな人間性を育むため、多様な体験活動の機会の充実に努めます。
- ⑤こどもたちの人権尊重の精神を涵養（かんよう）していくために、各学校が人権に配慮した教育活動等に努めるなど、こどもたちが安心して楽しく学ぶことのできる、人権感覚を育む学習環境の創造に努めます。
- ⑥「人権教育に関する教職員の意識調査」の結果を踏まえた研修、体罰の根絶、いじめの未然防止や早期発見・早期解消のために、各種手引き・ハンドブック等を活用し、人権に関わる教職員研修の日常的・系統的な推進に努めます。

（３）地域社会

【現状と課題】

地域社会は、様々な人々との交流を通じて人権意識の高揚を図り、社会の構成員としての自立を促す大切な場です。

木津川市では、生涯の各時期に応じて、各人の自発的意思に基づき、人権に関する学習ができるよう、学習教材の整備や学習機会の提供をすることや、公民館等の社会教育施設及び女性センターや人権センターなどにおける活動を通して人権教育を推進していく指導者の養成と資質向上を図ることが必要です。

地域社会には、様々な人権問題が存在し、社会経済情勢の急激な変化等に伴い、人権に関する新たな問題が顕在化してきています。そのような、地域社会の中で、あらゆる場や機会を通じて、自分と同じように他人も大切にするという態度や行動が自然に表れるような人権意識をしっかりと身に付けていくことが求められています。

人権教育・啓発が十分に行き届いていない場合も考えられ、地域の実情に応じた情報提供や学習機会の提供を支援するとともに、市民のニーズに沿ったテーマ設定による人権教育・啓発を推進することが必要です。

都市化の進行等により、地域社会の一員としての意識が希薄化している傾向にあると考えられ、若者をはじめとするあらゆる人々との交流によるボランティア活動等、多様な体験活動を人権尊重の心を培う機会として一層充実させるなど、地域社会が持つ役割の重要性の再認識や市民自らの自主的な取組みを促すことが必要です。

【取組みの方向】

市民が身近な地域において、様々な人権問題についての理解と認識を深め、人権尊重の意識に満ちた地域社会づくりを推進するため、生涯学習の振興のための各種施策等を通じて、人権に関する学習の一層の充実を図っていきます。そのため、以下の点に留意して人権教育を展開していきます。

- ①様々な人権問題についての理解と認識を深めるため、公民館等の社会教育施設及び人権センター等を拠点とし、人権に関する多様な学習機会を提供します。
- ②学習者のニーズを踏まえながら、学習意欲を高めるような参加型学習のプログラムを取り入れるなど学習内容や方法の工夫・改善を図ります。人権問題についての理解と認識を深めるため、人権問題に関する視聴覚ライブラリーの充実に努めます。
- ③学校教育との連携を図りつつ、若者の社会性や豊かな人間性を育むため、ボランティア活動や自然体験活動をはじめとする多様な体験活動の機会の充実を図ります。

（４）家庭

【現状と課題】

家庭は、こどもが豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断など人間形成の基礎を育むうえで重要な役割を担う場であり、すべての教育の出発点でもあります。

日常生活における市民の人権感覚を養うため、家庭教育に関する啓発資料の提供や、学習機会の提供、学習活動の促進を図りながら家庭教育を支援しています。

こども、高齢者等への虐待や家庭内におけるDV等による暴力など、家庭の人権問題は多様化、複雑化しています。

地域における家庭支援体制の拡充を図るため、**民生委員・児童委員**^{注 134}、**母子・父子自立支援員**^{注 135}などによる相談・問題発見や関係機関によるネットワークを推進するとともに、家庭内における児童虐待の未然防止と早期発見や啓発を目的として、関係団体や関係機関による、**要保護児童対策地域協議会**^{注 136}を組織して連携の推進に努めています。

近年、核家族化による家族構成の変化や都市化による地域とのつながりの希薄化等の影響を受けて、保護者が身近に相談できる相手を見つけることが難しいというような孤立の傾向や、ひとり親家庭等の増加や貧困など、家庭教育を行う上で困難な条件がいくつも指摘されています。

少子化や都市化・核家族化が進むなかで、親の過保護・過干渉、あるいは育児不安、しつけに対する自信の喪失など、家庭の教育機能の低下の問題が指摘されており、そのことがこどもの主体性や自主性を育てるうえで大きな妨げになっていると考えられます。

家庭においては、学校や地域など、様々な場を通じて学習したことが、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚を育むことが求められています。

【取組みの方向】

すべての教育の出発点でもある家庭教育の充実を図るため、親子がともに人権意識が高まり、様々な場を通じて学んだ成果が育まれるような家庭教育に関する学習機会の充実や情報の提供に努めます。

子育てに不安や悩みを抱える保護者等への相談事業や相談体制の充実とともに、家庭内における暴力や虐待などの人権侵害の発生を未然に防ぐために、学校など関係機関との連携により、相談活動機能の充実に努めます。

子育てや家庭支援に携わる関係機関の職員等に対する研修の充実による資質の向上を図り、家庭の教育を支援する機能強化を図っていきます。

（５） 企業・職場

【現状と課題】

企業（企業により構成される団体を含む。）・職場は、その企業活動、営業活動等を通じ、市民生活に深く関わりとともに、地域の雇用の場を確保するなど、地域や社会の構成員として人権が尊重される社会の実現に向け、重要な役割を担っています。

木津川市では、企業・職場に対する取組みとして、人権意識の高揚を図り、人権問題について、正しい理解と認識を深め、日常業務において常に人権に配慮し、その解決に向けた取組みが推進されることを目的として、啓発資料の配布や講演会の周知等を行っています。

各企業においては、経済のグローバル化や高度情報化、地球環境保護など、社会経済情勢の急激な変化の中で、その社会的責任を自覚し、企業倫理を確立することの重要性が高まっており、その実現に当たって大きな役割を果たす人材の育成が必要となっています。

これらの各企業においては、それぞれの立場で多様な人権教育・啓発が推進されていますが、今後とも、人権が尊重される企業づくりを推進するとともに、就職の機会均等を確保するため、企業・職場内における人権意識のさらなる高揚を図るための取組みが必要です。

特に、そこに働く勤労者が人権を学習するためには、企業・職場の理解と協力が不可欠であり、企業や各職場内における学習しやすい環境や条件づくりの促進が期待されます。また、企業活動の実施に伴い、取り扱う個人情報の適正な収集、利用、管理が求められています。

企業は地域社会の構成員でもあり、人権尊重の取組みをすることが、社会からの信頼と企業の発展につながるという認識を、企業・職場内に定着させていくことが必要です。

【取組みの方向】

それぞれの企業において、人権尊重の意識が高い職場づくりの形成と雇用・労働条件や**労働安全衛生**^{注137}等の就労環境の整備、個人情報の適正な管理など、企業の社会的責任を果たす取組みが自主的に推進されるよう、人権教育に係る情報提供などの支援に努めます。

山城管内１５市町村及び趣旨に賛同する企業や団体で構成する「山城人権ネットワーク推進協議会」において、企業の人権問題の研修を積極的に支援するとともに、会員研修会も実施していきます。

2 人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進

本計画を推進するためには、あらゆる人を対象に人権教育・啓発を推進することが必要です。

とりわけ、本計画においては、人権に特に関係する職業従事者として、市職員、教職員・社会教育関係者、医療・保健福祉関係者、消防職員、メディア^{注 138}関係者が、人権に配慮して業務を遂行できるよう、様々な研修を通じて人権教育・啓発を重点的に推進することとします。

(1) 市職員

【現状と課題】

市職員に対しては、人権尊重の理念や様々な人権問題の本質について十分に理解するとともに、その現状と課題について認識し、問題解決に積極的に取り組む姿勢を確立することを目標に職員研修を行っています。

人権が尊重される社会の実現に向けて、市職員には、一人ひとりが人権感覚を身につけ、常に人権尊重の視点に立って職務を遂行することが求められており、そのためには、人権に関する様々な課題をより広く、より深く認識し、その解決に向けて真摯に取り組むことができる人権意識の高い人間性豊かな職員の育成を図ることが必要です。

【取り組みの方向】

市職員に対しては、より高い人権意識の醸成をめざすため、講義・講演方式に加え、自主的な参加意識を促す、討議方式等の研修を行います。各種の研修教材の整備及び情報提供を行い、職員研修や自己啓発において積極的な活用を図ります。

市職員としての自覚を促し、人権尊重に配慮した諸施策が実施されるよう、本計画を周知・徹底していきます。

また、活発で効果的な職場研修の一層の推進を図るとともに、公務員として、地域社会においても、様々な人権問題の解決に対し、積極的に役割を果たすことができる職員の育成に努めます。

(2) 教職員・社会教育関係者

【現状と課題】

学校における人権教育の推進にあたっては、学校教育の担い手である教職員が、こどもの人権意識の高揚を図る上で、重要な役割を果たします。そのため、教職員自らが豊かな人権感覚や高い人権意識を持つことや、人権教育に関する指導力を向上させることが不可欠です。

特に、いじめの未然防止・早期発見・早期対応や体罰根絶に向けた取組みや教職員研修を徹底することが必要です。

こうしたことから、教職員に対しては、各学校の実態に応じた日常的な研修を基本としながら、人権教育に関する認識の深化と指導力の向上を図っています。また、教育関係機関での研修等により、人権教育推進の中核となる人材を育成しています。

社会教育においては、社会教育関係者が、地域社会における人権教育に関する学習活動を積極的に推進していく役割を担っています。そのため、様々な形での指導者研修を通じて、地域社会において先頭に立って人権教育を推進していく指導者の養成及び資質の向上を図ることが必要です。

【取組みの方向】

教職員については、各学校における日常的な研修や各種人権研修会への参加を基本としながら、教職員自らが豊かな人権意識を持ち実践すること、様々な人権問題についての理解と認識を深めること、人権教育に関する知識・技能を向上させることなど、実践力や指導力の向上を図ります。併せて、こどもの人権に関する問題にも対応できるような教育相談に関する研修の充実にも努めます。

今日の社会・経済状況を十分に踏まえた人権教育推進のための研修と、人権問題の実態に適切に対応できるよう、スクールカウンセラー等の専門家との協働や研修等を通じて教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念について十分な認識を持ち、こどもへの愛情や教育への使命感、教科等の実践的な指導力を持った人材を養成していきます。その際、教職員自身が様々な体験を通じて視野を広げるような機会の充実を図っていきます。

木津川市人権教育研究会では、あらゆる教育（保育活動）を通じて総合的な人権教育を推進しています。その中で、児童生徒一人ひとりの学力向上や就学保障に努め、個々の尊厳を大切にした教育・保育の充実を図っていきます。

また、教職員が基本的人権や同和問題（部落差別）をはじめとする様々な人権課題について正しい理解と認識を深めるとともに、自他の人権を尊重する態度及び実践力の育成に向けた取組みを進めていきます。

社会教育関係者に対しては、地域社会における人権教育に関する認識の深化を図るとともに、専門性を備えた指導者としての養成と資質向上を図るための研修の充実に努めます。

（３）医療関係者

【現状と課題】

医療は、生命と健康に直接関わるものであり、インフォームドコンセント（十分な説明を受けた上での同意）の徹底等により、患者が納得して医療を

受けることのできる環境の整備が必要です。

適切な患者の処遇等に関する人権意識の高揚が図れるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の医療従事者が、それぞれが所属する医療関係団体などにおいて、人権教育・啓発の取組みが行われています。

医療従事者には、医療に関する高度な専門的知識や技術はもとより、患者の意思を尊重し患者本位の医療を提供することが求められており、また、患者のプライバシーの配慮など、患者の人権に対する深い理解と認識が求められるため、人権教育・啓発のさらなる取組みが必要です。

【取組みの方向】

患者が安心して、安全で適切な医療を受けることができるようインフォームドコンセントの徹底や適切な患者への処遇等、人権意識の一層の向上を図るため、医療従事者やその他の医療関係者に対する人権教育が推進されるよう支援します。

（４）保健福祉関係者

【現状と課題】

市民にとって身近な相談相手であり、子ども、高齢者、障がいのある人などと接する機会の多い保育士や生活保護ケースワーカー^{注139}、民生委員・児童委員、社会福祉施設職員、保健師等の保健福祉関係者に対しては、研修や講演会など人権意識の高揚に向けた取組みも行われています。

保健福祉関係者を育成する学校や養成所、研修機関において、人権尊重の意識や態度の形成を目的とした教育が行われています。

保健福祉関係者は、「人」から「人」にサービスを提供することが基本であることから、常にプライバシーの保護をはじめ、人権に対する深い理解と認識の上に、人権に配慮した対応が求められており、さらに人権研修に取り組んでいく必要があります。

【取組みの方向】

保健福祉関係者に対する人権研修の充実に努めるとともに、関係団体等による人権研修の充実に支援します。

（５）消防職員

【現状と課題】

木津川市に関係する相楽中部消防組合の消防職員については、京都府立消防学校への入校時において各教育課程に応じた人権教育が実施されています。

人権教育・啓発にかかる様々な研修機会の活用や職場内の研修を通じて人権教育が実施されています。

消防職員は、救急搬送や消火活動など、地域住民の生命、身体及び財産を火災などの災害から守ることを任務としており、住民生活と密接に関わっています。そのため、被災者や患者の人権の尊重、プライバシーの保護に十分配慮する必要があり、消防職員の人権感覚と人権意識の高揚に向けた教育をより一層充実させることが必要です。

【取組みの方向】

消防職員が人権に関する正しい知識を習得し、その重要性を認識して各種消防業務において適切な対応がおこなえるよう、京都府立消防学校をはじめとする様々な研修機会の積極的な活用や日常的な研修など人権研修が実施されるよう支援します。

（６）メディア関係者

【現状と課題】

メディアは、市民生活と密接に関わることから、市民の人権尊重の意識を形成する上で大きな影響力を持っています。

メディアは、人権教育・啓発の推進を図る上で極めて有効な手段であり、関係者の積極的な取組が必要です。その一方で、誤った報道・情報発信等をされた場合はその影響力の大きさから、人権に対する影響や権利侵害も非常に大きなものとなり、報道や取材活動・情報発信等に当たっては、人権に常に配慮することが求められます。

【取組みの方向】

メディア関係者に対し、その活動を通して積極的に市民に対して人権尊重の働きかけを行うよう要請に努めるとともに、常に人権に配慮した報道等が行われるよう促します。

３ 市民を対象とした人権啓発の推進

人権が尊重される社会の実現には、市民、団体、企業など、すべての人々の理解と協力が必要です。

木津川市人権啓発協議会（以下、「啓発協」という。）^{注 140}と木津川市との連携により、市民に対する人権教育・啓発を推進します。

【現状と課題】

啓発協は、木津川市誕生以前に合併前の各町で取り組んできた人権啓発事業の成果を活かしつつ、市民、団体、企業等が、人権問題についての正しい認識と人権意識の高揚を図ることを目的に、2007 年（平成 19 年）に発足し、人権研修をはじめ人権文化構築のためのイベントの開催や啓発活動に積極的に取り組んでいます。

啓発協が人権強調月間・人権週間に実施しているイベント及び人権研修会との共催や支援を行うとともに、人権啓発資料の配布など、人権啓発事業を行っていますが、各事業への多くの参加が得られるよう、内容の充実や創意工夫が求められています。

【取組みの方向】

市民の人権意識の高揚が図れるよう、啓発協と木津川市との連携を一層強め、人権に関するイベントや各種事業等の充実を図っていきます。

4 効果的な手法による人権教育・啓発の推進

（１）指導者の養成

人権教育・啓発を効果的に推進するためには、様々な人権に関する課題について正しい理解と認識を深め、人権教育・啓発を推進していく指導者が大きな役割を果たします。

今後とも、指導者研修の内容、方法について、体験的、実践的手法を取り入れるなど、創意工夫を図り、より効果的に指導者の養成に努めるとともに、市民の身近なところで活躍する指導者に対する継続的な情報提供等を行い、その活動を支援します。

（２）人権教育・啓発資料等の整備

人権教育・啓発を推進するためには、何よりも、効果的な学習教材や啓発資料等が必要であるため、これまで取り組まれてきた実践的な人権に関する学習活動の成果を踏まえながら、対象者の発達段階や知識、習熟度に応じた学習教材・啓発資料等の開発に努め、保育所・幼稚園・認定こども園、学校、地域社会、家庭、企業・職場など生涯のあらゆる場面で人権について学ぶことができる条件の整備を推進します。

学習教材・啓発資料等の開発に当たっては、専門的な研究や国際社会における成果の活用を図るほか、日常生活のなかで当然のこととして受け入れてきた日本特有の風習や世間体などの身近な問題を人権尊重の視点から具体的に取り上げ、自分の課題として考えることを促すことや、人権上大きな社会問題となった事例を効果的に取り上げるなど、興味や関心を引き起こすなどの創意工夫に努めます。

（３）つながり支え合うための効果的な仕組みづくり

人権教育・啓発は、生涯にわたる長期的な過程であり、幼児から高齢者まで幅広い年齢層や様々な立場の人々を対象とするものであることから、その活動を

効果的に推進していくためには、対象者の理解の程度に応じ、ねばり強く継続して実施することが必要です。

人権教育については、早い時期から人権の大切さを学ぶことが重要であることから、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階や地域の実情等に応じ、学校教育、社会教育が相互の連携を図りながら推進できるよう、学校・地域社会・家庭で人権教育に携わっている教職員や社会教育関係者、保護者向けの人権教育資料を有効に活用して取り組みます。

人権啓発については、対象となる市民の世代や関心度あるいは理解度に配慮し、身近な問題をテーマとして、広報誌やインターネット等の様々なメディアを積極的に活用するとともに、人権強調月間及び人権週間に集中的かつ重点的な取り組みを行い、人権尊重に関する社会的気運の醸成に努めます。さらに、人権感覚や感性を体得するという観点から、対象者が主体的・能動的に参加できる手法（例えば各種コンクールやワークショップ^{注 141}）などを取り入れながら、市民が身近な問題として、親しみの持てる内容となるよう工夫します。

第5章 相談体制の整備

相談体制の充実

【現状と課題】

近年は、情報化の進展等、社会情勢の変化により、複雑化・多様化する人権問題の現状において、インターネット上の人権侵害などにより、誰もが被害者、加害者にもなり得る状況が生じており、相談体制の整備を一層充実し、進めていく必要があります。

今回市民意識調査では、「過去10年間に自分の人権を侵害されたと感じたことがありますか」の質問（P102 参照）に、「ない」との回答が72.0%と多く、「ある」が13.7%と少なくなっています。「ある」との回答の中で、「人権侵害を受けたと感じた際、あなたはどのように対応されましたか」の質問（P103 参照）に、「家族や友人など身近で信頼できる人に相談した」が39.8%と最も多くなっています。一方「公的機関の相談した」は、9.1%と少数でした。また、「何もしないでそのままにした」が27.3%となっています。

いろいろな悩みごとを抱えている人が安心して相談でき、問題を解決できるよう相談窓口に関する情報の提供が必要です。

【取組みの方向】

様々な人権問題の相談内容に対応するため、安心して相談できるよう各種相談窓口や公的支援制度などの周知を行うとともに、迅速かつ的確な対応から救済につながるよう各相談機関等と連携・協力体制づくりを推進します。

第6章 計画の推進

1 推進体制等

- ①木津川市人権教育・啓発推進本部^{注142}により、関係各課が緊密な連携を図りながら総合的に本計画を推進します。
- ②本計画を実現するためには、市民一人ひとりの理解と協力が必要不可欠であることから、本計画の趣旨が広く市民に浸透するよう、様々な機会をとらえ、積極的に周知を図るとともに、人権教育・啓発に係る施策等についての市民意識の把握に努めます。
- ③本計画の趣旨を諸施策に反映させるとともに、国や京都府の取組み状況を見極め、必要に応じて計画の見直しを行います。
- ④広域的な啓発推進の見地から、京都府や近隣市町村と連携を図って、人権強調月間^{注143}（8月）や人権週間^{注144}（12月4日～10日）等において効果的な啓発活動が実施できるように努めます。また、関係団体、企業、NPO^{注145}等の民間団体における自主的、積極的な取組みの展開を図るとともに、行政と各実施主体とが対等なパートナーとして協働する関係の構築をめざします。
- ⑤本計画の趣旨を踏まえ、木津川市の諸施策の推進にあたっては、常に人権尊重の視点に配慮することとします。

2 京都府、近隣市町村、関係団体等との連携

人権教育・啓発を総合的・効果的に推進するためには、啓発協などによる木津川市独自の取組みだけでなく、京都府、近隣市町村、関係団体及び民間団体との連携が不可欠です。

木津川市においては、京都府が推進している「京都人権啓発推進会議」や、近隣市町村・各人権擁護委員協議会・京都地方法務局で構成する「京都・山城人権啓発活動地域ネットワーク協議会」、山城管内15市町村及び趣旨に賛同する企業や団体で構成する「山城人権ネットワーク推進協議会」などと連携・協力し、様々な啓発活動を展開しています。

NPO等による市民の自発的な社会貢献活動は、これからの地域社会を築いていく上で大きな役割を果たすものであることから、「京都府社会貢献活動の促進に関する条例」^{注146}の趣旨を踏まえ、NPO等が活動しやすい環境の整備に努めるとともに、行政とNPO等が、それぞれの特性や役割に応じて協働していけるよう連携を推進します。

用語解説

注 1 国際人権規約

①経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（自由権規約）、②市民的及び政治的権利に関する国際規約（社会権規約）、③市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書の3つの総称。我が国は、①及び②の2つの規約について、1979年（昭和54年）6月に批准しています。

注 2 子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）

1989年（平成元年）11月に国連総会で採択された条約。前文及び54条からなり、児童の意思表明権、思想・表現の自由、児童に関する差別の禁止、生命・教育に関する権利、経済的搾取からの保護等児童の権利に関して包括的に規定している。我が国は、1994年（平成6年）4月に批准しています。

注 3 女性差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）

1979年（昭和54年）12月に国連総会で採択された条約。女子が女子である理由のみによって生き方を制約されることなく、個人として男子と平等な権利・機会・責任を享受できる完全な男女平等を実現することを目的として、漸進的に措置を取ることが、締結国に求められています。我が国は、1985年（昭和60年）6月に批准しています。

注 4 人種差別撤廃条約（あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約）

1965年（昭和40年）12月に国連総会で採択された条約。あらゆる形態及び表現による人種差別を全世界から速やかに撤廃し、人種間の理解を促進し、あらゆる形態の人種隔離と差別のない国際的社会を築くための早期の実際的措置の実現を、当事国に求めています。我が国は、1995年（平成7年）12月に批准しています。

注 5 障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）

2006年（平成18年）12月に国連総会で採択された条約。障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等を締結国に求めています。我が国は、2014年（平成26年）1月に批准しています。

注 6 国連人権高等弁務官

1994年（平成6年）創設。国連事務総長の下で、人権問題を総合的に調整する役割を担う。主な活動は、人権の実効的な享有及び発展の権利の実現、促進、保護と人権救済に対する権限を有する包括的なもの。

注 7 国連人権理事会

人権と基本的自由の促進と擁護に責任を持つ国連の主要な政府間機関。国連として人権問題への対処能力強化のため、国連総会の下部機関として、2006年（平成18年）に、従来の人権委員会に替えて新たに設置された。

注 8 人権教育のための国連10年

1994年（平成6年）の第49回国連総会において、人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識の下に、1995～2004年（平成7～16年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」と決議し、各国において国内行動計画を策定することや、地方及び地域社会に基盤を置く団体に対しては、国の支援を受けて、住民に対する実効ある人権教育を実施することが求められました。これを受けて、国においては、1995年（平成7年）12月に、内閣に内閣総理大臣を本部長とする人権教育のための国連10年推進本部を設置し、1997年（平成9年）7月には、国内行動計画を策定。

注 9 人権教育のための世界計画

2004年（平成16年）の第59回国連総会で決議。2004年末の「人権教育のための国連10年」終了後も引き続き世界各地で人権教育を積極的に推進していくことを目的とし、数年のフェーズ（段階）ごとに特定の領域に焦点化した行動計画を策定されています。

注 10 持続可能な開発目標（SDGs）

2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年（令和12年）までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、「誰一人として取り残さない」ことを誓うもの。

注 11 国際婦人年

女性の地位向上をめざす契機となるよう国連が提唱した年。1975年（昭和50年）。

注 12 国際児童年

児童の権利の保障をめざす契機となるよう国連が提唱した年。1979年（昭和54年）。

注 13 国際障害者年

障がい者の完全参加と平等をめざす契機となるよう国連が提唱した年。1981年（昭和56年）。

注 14 国際識字年

非識字の克服をめざす契機となるよう国連が提唱した年。1990年（平成2年）。
「2000年（平成12年）までに、世界のすべての人々に文字を」のスローガンのもとに、ユネスコが中心となって各国が識字問題に積極的に取り組んでいこうとする国際的な活動の出発の年として位置づけられるもの。

注 15 ビジネスと人権に関する行動計画

国連人権理事会で決議された「ビジネスと人権に関する指導原則」により、策定された我が国の行動計画のこと〔2020年（令和 2 年）10 月策定〕。持続可能な開発目標（SDGs）の達成に当たっては、人権の保護・促進が重要な要素と位置づけられています。

注 16 同和対策審議会答申

内閣総理大臣の諮問機関として設けられた同和対策審議会が、1965年（昭和40年）8月「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」について審議した結果をまとめた答申。同和問題の解決は国の責務であり、国民的課題であるとしています。

注 17 同和対策事業特別措置法

1969年（昭和44年）に成立。同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化を図り、同和地区住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目的とされました。

注 18 特別法による対策事業

1969～78年度（昭和44～53年度）	同和対策事業特別措置法
1979～81年度（昭和54～56年度）	同法一部改正延長
1982～86年度（昭和57～61年度）	地域改善対策特別措置法
1987～91年度（昭和62～平成3年度）	地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律
1992～96年度（平成4～8年度）	同法一部改正延長
1997～2001年度（平成9～13年度）	同法一部改正延長
2002年（平成14年）	国策としての同和対策事業終了

注 19 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会。

注 20 ノーマライゼーション

デンマークのバンク・ミケルセンが、知的障がいのある人の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障がい者福祉のための重要な理念。障がい者を特別視するのではなく、一般社会のなかで普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

注 21 共生社会

すべての人々が互いに理解をもって共存し、すべての文化や考えが互いに交流し合うことのできる社会。

注 22 自由権規約委員会

「市民的政治的権利に関する国際規約」（自由権規約、国際人権B規約）の各締約国の順守状況を監視するために国連に設置された機関。5年に1回、締約国政府が提出した報告書をもとに、締約国政府代表と議論しながら審査する。規約人権委員会ともいわれています。

注 23 人権教育のための国連10年推進本部

「人権教育のための国連10年」に係る施策について、関係行政機関相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、1995年（平成7年）12月15日、内閣に内閣総理大臣を本部長として設置されました。

注 24 人権擁護施策推進法（人権の擁護に関する施策を推進するための法律）

1997年（平成9年）に人権の擁護施策の推進について国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、人権の擁護に資することを目的として、5年間の時限立法として制定された法律。同法に基づき設置された人権擁護推進審議会から、1999年（平成11年）7月に人権教育・啓発の基本的事項について、2001年（平成13年）5月には人権が侵害された場合における救済制度の在り方について、それぞれ答申が出された。

注 25 人権教育・啓発推進法（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律）

人権擁護推進審議会の答申を受け、2000年（平成12年）12月、人権教育・啓発を推進することを目的として制定された法律。

注 26 人権教育・啓発に関する基本計画

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第7条の規定に基づき、2002年（平成14年）3月に策定された国の人権教育・啓発推進に係る基本計画。

注 27 いじめ防止対策推進法

2013年（平成25年）9月に施行された、いじめの防止、早期発見、対処を目的とした法律。いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、学校・地域・家庭が連携し、インターネット上のいじめを含む、心身に苦痛を与える行為全般に対応するため、学校への組織設置、被害者保護、重大事態の調査などを義務付けています。

注 28 子どもの貧困対策法（子どもの貧困対策の推進に関する法律）

こどもの将来がその生まれ育つ環境によって左右されることがないようにこどもの貧困対策を総合的に推進することを目的として制定された法律。

2024年（令和6年）6月に「子どもの貧困対策推進法」から「こどもの貧困の解消に向けた対策推進法」に改定・改称。

注 29 障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）

すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された法律〔施行は一部の附則を除き、2016年（平成28年）4月1日〕。

注 30 ヘイトスピーチ解消法（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組みの推進に関する法律）

ヘイトスピーチの解消に向けた取組みを推進するため、基本理念及び国と地方公共団体の責務を定めるとともに、国や地方公共団体が相談体制の整備・教育の充実・啓発活動などを実施することについて規定する法律。

注 31 部落差別解消法（部落差別の解消の推進に関する法律）

部落問題の解消に向けた取組みを推進し、その解消のための施策として、国及び地方公共団体の相談体制の充実や教育啓発の推進に努めることを規定する法律。

注 32 パワーハラスメント防止法（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律）

この法律により、企業は職場におけるパワーハラスメント（パワハラ）の防止対策を講じることが義務付けられています。企業はパワハラ防止のための社内方針の明確化、相談体制の整備、被害者へのケア、再発防止などの措置を講じる必要があります。

注 33 こども基本法

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、2022 年（令和 4 年）6 月に成立し、2023 年（令和 5 年）4 月に施行された。日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としている。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

注 34 L G B T 理解増進法（性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律）

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養（かんよう）し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的

としています。

注 35 認知症基本法（共生社会の実現を推進するための認知症基本法）

認知症の当事者を含めた国民一人一人が個性と能力を十分に発揮し、人格と個性を尊重して支え合いながら共生する、活力ある社会（共生社会）の実現を推進することが目的です。2023 年（令和 5 年）6 月 14 日に成立し、2024 年（令和 6 年）1 月 1 日に施行されました。

注 36 女性支援新法（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律）

女性が日常生活や社会生活を営むにあたり、女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことから、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定める法律。困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進することにより、人権が尊重され、女性が安心して自立して暮らせる社会の実現を図る。2024 年（令和 6 年）施行。

注 37 こどもの貧困解消法（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律）

こどもの将来がその生まれ育つ環境によって左右されることがないようにこどもの貧困対策を総合的に推進することを目的として制定された法律。2014 年（平成 26 年）1 月施行。その後、2024 年（令和 6 年）6 月に「子どもの貧困対策推進法」から「こどもの貧困の解消に向けた対策推進法」に改定・改称。

注 38 情報流通プラットフォーム対処法（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律）

特定電気通信による情報の流通（SNS、掲示板の書き込み等）によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者（プラットフォーム事業者、プロバイダ、サーバの管理・運営者等の損害賠償責任が免責される要件を明確化するとともに、プラットフォーム事業者等に対する発信者情報の開示を請求する権利、発信者情報開示命令事件に関する裁判手続について定め、あわせて、侵害情報送信防止措置の実施手続の迅速化及び送信防止措置の実施状況の透明化を図るための大規模特定電気通信役務提供者（大規模プラットフォーム事業者）の義務を定めた法律。

注 39 人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）

「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」は、2002 年（平成 14 年）の

「人権教育・啓発に関する基本計画」（以下「第一次基本計画」といいます。）策定後の社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策の更なる推進を図るため、2025 年（令和 7 年）に策定されました。

注 40 人権教育のための国連 10 年京都府行動計画

京都府では、人権教育のための国連10年の取組みに対応する計画として、1999 年（平成11年）3月、人権教育・啓発推進に係る京都府の基本的指針となる「人権教育のための国連 10 年京都府行動計画」が策定された。この計画に基づき、知事を本部長とする「人権教育のための国連 10 年京都府行動計画推進本部」を設置し、関係部局が緊密な連携を図りながら、様々な施策に積極的に取り組まれてきました。

注 41 新京都府人権教育・啓発推進計画

「人権教育のための国連 10 年京都府行動計画」の計画期間満了後も同計画を継承・発展させ、引き続き総合的かつ計画的に取組みを進めるための基本的指針として、京都府が、2005年（平成17年）1月に策定した計画。

注 42 京都府人権教育・啓発推進計画（第 2 次）

新京都府人権教育・啓発推進計画を継承・発展させ、引き続き総合的かつ計画的に進めることができるよう、京都府が2016年（平成28年）1月に策定した計画。人権という普遍的文化の構築を目標に掲げています。

注 43 京都人権啓発推進会議

部落差別（同和問題）などあらゆる差別の撤廃と、基本的人権の擁護啓発事業を推進するため、京都府・京都市・京都府教育委員会・京都市教育委員会・京都府市長会・京都府町村会・京都府人権擁護委員連合会・京都商工会議所・京都府商工会連合会・京都府中小企業団体中央会・京都府農業協同組合中央会・京都府社会福祉協議会の 12 団体により 1984 年（昭和 59 年）に設立。

注 44 （公財）世界人権問題研究センター

人権問題について世界的視野に立った総合的な調査・研究をおこない、広範な学問分野での交流や国内外の研究機関及び研究者との連携、交流を促進し、国内外の人権問題に係る学術・研究の振興を図ることを目的として、1994 年（平成6年）に設立された財団法人。2012年（平成24年）に公益財団法人となりました。

注 45 世界人権宣言 75 周年京都アピール

2023年（令和5年）12月9日、世界人権宣言が採択されて75周年に当たることを記念し、宣言の意義や理念を再確認するとともに、すべての人の人権が尊重される社会の実現を目指す決意を新たにするため、京都府知事（京都人権啓発推進会議会長）、京都市長、京都地方法務局長、（公益財団法人）世界人権問題研究センター理事長の4者により策定されたものです。

注 46 京都府人権尊重の共生社会づくり条例

府民一人ひとりの尊厳と人権が共に尊重され、全ての府民が、地域等の社会において「守られている」、「包み込まれている」等といった社会からの温かさを感じることができるようにするとともに、誰もが主体的に社会に参画し、自らの可能性を伸ばすことができる人権尊重の共生社会づくりを推進しなければなりません。このような認識の下に、私たちは、府民一人ひとりの尊厳と人権の重要性を認識するとともに、それぞれの個性の違いを認め合い、つながり、支え合うことができる人権尊重の共生社会づくりにたゆまぬ努力を続けることを決意し、この条例を制定されました。

注 47 第2次木津川市総合計画後期基本計画

木津川市のまちづくりにかかるすべての計画の基本となるもので、木津川市の行財政運営において、最も上位に位置づけられる計画。第2次木津川市総合計画後期基本計画を2024年（令和6年）3月策定。

注 48 木津川市人権教育・啓発推進計画

あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進や、人権に特に関係する職業従事者に対する研修、市民を対象とした人権啓発などを重点項目として策定された計画。

注 49 木津川市人権教育・啓発推進計画（第2次）

「あらゆる人々が、あらゆる機会に人権教育・啓発に参加することにより、人権という普遍的文化を木津川市において構築すること」を目標とし、これまでの取組みの成果や課題を踏まえ、引き続き、人権教育・啓発に関する施策を総合的・計画的に進めるため、その基本指針として前計画を改定。

注 50 山城人権ネットワーク推進協議会（ひゅうまんねつとやましろ）

山城地区の「山城地区市町村連絡協議会」、「山城人権啓発協議会」、「山城地区就労促進協議会」による人権課題の解決に向けた取組みの成果を踏まえ、「人権

尊重理念の普及」と「様々な人権問題の解決」に向けた取組みの一層の推進を図るため、山城管内15市町村と企業・団体等により、2008年（平成20年）4月24日に設立された協議会。

注 51 セクシュアルハラスメント（セクハラ）

「京都府男女共同参画推進条例」では、相手の意に反する性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は相手の意に反する性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えること、と定義しています。

注 52 ドメスティック・バイオレンス（DV）

「京都府男女共同参画推進条例」では、夫婦間及び恋愛関係にある男女間その他の密接な関係にある男女間でおこなわれる暴力的行為（暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）と定義しています。

注 53 ヘイトスピーチ

人種、民族、国籍などの属性を理由として、その属性を有する少数者の集団もしくは個人に対し、差別、憎悪、排除、暴力を扇動し、または侮辱する表現行為などと説明されています。ヘイトスピーチが、その対象となった人々の自尊感情、つまり個人の尊厳を傷つけることはいうまでもなく、人種差別撤廃条約第4条や自由権規約第20条では、こうした差別扇動を禁止しています。2014年（平成26年）には国連自由権規約委員会及び人種差別撤廃委員会から日本に対し、ヘイトスピーチに対して適切な措置を求める勧告が出されているが、条約・法律上の定義が確立されていないことから、国会等において議論がおこなわれています。こうした行為の代表的なものとしては、2009年（平成21年）12月に京都朝鮮第一初級学校（当時）に対しておこなわれた示威活動があり、刑事訴訟では有罪判決が、民事訴訟では当該行為が「人種差別撤廃条約が禁止する人種差別にあたる」とする判決が確定しています。また、外国人以外に向けられた例として、2011年（平成23年）1月に奈良県の水平社博物館前においておこなわれたものがあります。

注 54 木津川市の公の施設等における人権侵害防止のための使用手続に関するガイドライン～ヘイトスピーチ防止のためのガイドライン～

本市の公の施設等において、「ヘイトスピーチ解消法」第2条に規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」が行われることを防止するため、施設の使用申請が行われた場合等に、市の公の施設等を管理する者が、各施設の設置及びその管理に関する条例等に基づく使用制限規定の適用について解釈・運

用する際に拠るべき基準として策定したものです。

注 55 木津川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱

人権という普遍的文化を構築することを目指して、すべての市民が多様性の理解を広げ、誰もがかけがえのない個人として尊重され、自分らしく生き、互いを認め合う社会を実現するため、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めています。

注 56 ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍・老若男女・能力等の差異、障がいの有無などを問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）などをいいます。

注 57 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律

新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症のような国民生活に甚大な影響を及ぼす感染症への対策を強化するために制定されました。この法律は、主に新型インフルエンザ等対策特別措置法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、検疫法の3つの法律を改正するものです。

注 58 個人情報の保護に関する法律

個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等について、これらの特性に応じて遵守すべき義務等を定め、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであること、その他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とした法律。2003年（平成15年）に制定、2005年（平成17年）に完全施行され、これまでに3度の大きな改正が行われました〔2026年（令和8年）1月現在〕。

これにより、事業者及び行政機関等は、個人情報について、利用目的の特定、適正な取得、取得に際する利用目的の通知または公表、安全管理、第三者提供の制限などの義務が課せられました。

注 59 事前登録型本人通知制度

個人情報に記載された戸籍謄本や住民票の写しなどを第三者に交付した場合、事前に登録された者に第三者への交付の事実を通知する制度。京都府知事等に

対し、京都弁護士会から制度導入に反対する意見書が出されるなどの動きもあったが、現在京都府の全市町村で導入されています。木津川市では、2014年（平成26年）6月2日から導入しています。

注 60 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章

仕事と生活の調和と経済成長は車の両輪であり、若者が経済的に自立し、性や年齢などに関わらず誰もが意欲と能力を発揮して労働市場に参加することは、我が国の活力と成長力を高め、ひいては、少子化の流れを変え、持続可能な社会の実現にも資することとなります。そのような社会の実現に向けて、国民一人ひとりが積極的に取り組めるよう、仕事と生活の調和の必要性、めざすべき社会の姿を示し、新たな決意のもと、官民一体となって取り組んでいくため、政労使の合意により、2007年（平成19年）12月18日に策定されました。

注 61 パワーハラスメント（パワハラ）

職場の権力（パワー）を利用した嫌がらせのことで、和製英語。略称はパワハラ。厚労省は、「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて精神的・身体的苦痛を与える、職場環境を悪化させる行為」と定義しています。

注 62 マタニティハラスメント（マタハラ）

職場において妊娠・出産した者に対して、妊娠や出産をしたことが業務上支障をきたすという理由で、精神的・肉体的な嫌がらせをおこなう（場合によっては退職にまでいたる）行為を指す言葉で、和製英語。略称はマタハラ。

注 63 カスタマーハラスメント（カスハラ）

顧客等からのクレーム・言動のうち、そのクレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして、それを実現するための手段や態様が社会通念上不相当なものであって、それにより労働者の就業環境が害される言葉で、和製英語。略称はカスハラ。

注 64 第2次木津川市自殺対策計画

「誰一人取り残さない いのちとこころを共に支え合うまち 木津川」を基本理念に掲げて、自殺者を出すことがないまちづくりに向けた取組みを推進します。そのため、「自殺は誰にでも起こりうる危機」という観点から、「生きることの阻害要因」（過労、生活困窮、育児・介護疲れ、いじめ・虐待、孤立等）を減らし、「生きることの促進要因」（自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回

避能力等）を増やすことを通じて、全世代を対象に自殺リスクを低下できるように努めます。

注 65 ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図る人のことで、いわば「命の門番」とも位置づけられる人のこと。

注 66 福祉避難所

既存の建物を活用し、介護の必要な高齢者や障がい者など、一般の避難所では生活に支障を来す人に対して、ケアがおこなわれるほか、要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなどバリアフリー化が図られた避難所。

注 67 戸籍謄本等不正取得事件

京都府では2003年（平成15年）に、司法書士が不正に取得した戸籍謄本等が結婚に反対する理由に使われた事件がありました。また、2005年（平成17年）以降、全国的に司法書士・行政書士らによる大量の戸籍謄本等の不正取得が次々と明らかになりました。事件関係者は裁判で、不正取得の目的の多くは身元調査だったと証言しています。

注 68 地域改善対策協議会

1982年（昭和57年）3月に同和対策事業特別措置法が廃止され、同年4月1日から地域改善対策特別措置法が施行されるに伴い、政令によって設置された機関。意見具申として、1984年（昭和59年）6月、「今後における啓発活動について」、1986年（昭和61年）12月「今後における地域改善対策について」、1991年（平成3年）12月「今後の地域改善対策について」、1996年（平成8年）5月に「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」が内閣総理大臣に提出されました。

注 69 男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）

1986年（昭和61年）、雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保と女性労働者の妊娠中及び出産後の健康の確保を目的として制定された法律。1997年（平成9年）にセクシュアルハラスメントに関する事業主の配慮義務等を盛り込んで一部改正されました〔1999年（平成11年）4月施行〕。

注 70 北京宣言

1995年（平成7年）9月、北京で開催された第4回世界女性会議（女性の地位向上を目的として、国連主催のもとに開かれてきた会議）では、実質的な男女平等の推進とあらゆる分野への女性の全面的参加など38項目から成る「北京宣言」と、貧困、教育、健康、女性に対する暴力、経済、人権などの分野における戦略目標及び行動を提示した「行動綱領」が全会一致で採択されました。

注 71 男女共同参画社会基本法

1999年（平成11年）、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定された法律。

注 72 女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）

自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されるために、以下の3点を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図り、2016年（平成28年）4月に施行されました。

- ①女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮がおこなわれること
- ②職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- ③女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

この法律により、2016年（平成28年）4月1日から、労働者301人以上の大企業は、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などが新たに義務づけられました。

注 73 ストーカー規制法（ストーカー行為等の規制等に関する法律）

ストーカー行為を処罰するなど、ストーカー行為等について必要な規制をおこなうとともに、その被害者に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穏に資することを目的として、2000年（平成12年）11月24日に施行され

ました。ストーカー行為とは、つきまとい等（特定の人に対する好意の感情又は怨恨の感情を充足する目的で、その人又は社会生活上その人と密接な関係の人に、つきまとい、待ち伏せ、見張り、押し掛け等法律に定める類型の行為をすること）を反復してすることと定義されています。

注 74 DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）

配偶者等からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とし、2001年（平成13年）10月13日施行されました。

注 75 京都府男女共同参画推進条例

2004年（平成16年）4月1日施行。男女共同参画の推進に関し、6つの基本理念（①男女の人権の尊重、②社会における制度又は慣行についての配慮、③政策等の立案及び決定への共同参画、④家庭生活における活動と他の活動の両立、⑤男女の性についての理解、⑥国際的協調）を定め、京都府、府民及び事業者の責務を明らかにするとともに、京都府の施策の実施に関し必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定されました。

注 76 KYOのあけぼのプラン（第4次）－京都府男女共同参画計画－

男女共同参画社会基本法〔1999年（平成11年）制定〕に基づき、2000年（平成12年）に策定された、国の男女共同参画基本計画を勘案し、京都府では、2001年（平成13年）に2010年度（平成22年度）までを計画期間とする新KYOのあけぼのプランを策定されました。令和3年3月には、第3次プランの成果を継承し、新たな課題にも対応した、「KYOのあけぼのプラン（第4次）」を策定されました。対象期間は、2021～30年度（令和3～12年度）の10年間で、この間の社会情勢の変化に伴う新たな課題に対応するために策定。

注 77 木津川市男女共同参画推進条例

男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、木津川市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成をめざした施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的として施行された条例。

注 78 第2次木津川市男女共同参画計画

2021年（令和3年）3月に、「男女がともに輝くまちづくり」を基本理念とし、

その実現に向けて、一人ひとりの個性と能力を発揮しながら、ジェンダー平等の観点から男女がともにあらゆる分野に参画し、多様性を尊重し合う男女共同参画社会を実現するために、取り組むべき施策を体系的に示した計画を策定。

注 79 ジェンダー開発指数（GDI）

国連開発計画（UNDP）による「人間開発報告書」のなかの、人間開発指数（HDI）の一つ。人間開発報告書で毎年報告される。狭義の人間開発指数に男女間の不平等を反映させたもの。出生時平均余命、成人識字率、推定勤労所得などの指標から計算される。HDIにおける男女平等からの絶対偏差に基づいており、男性優位の不平等も女性優位の不平等も同じ扱いでランキングに反映されます。

注 80 児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）

児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、児童の権利利益の擁護に資することを目的として、2000年（平成12年）に制定されました。

注 81 次世代育成支援対策推進法

次世代育成支援対策の基本理念を定め、国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにし、行動計画策定指針、地方公共団体及び事業主の行動計画の策定など必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的として、2003年（平成15年）に制定されました。

注 82 子ども・子育てビジョン

2010年（平成22年）1月に閣議決定された、今後の子育て支援の方向性を示す総合的なビジョン。社会全体で子育てを支え、個々人の希望がかなう社会の実現を基本理念としています。めざすべき社会への政策として4つの柱〔①子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会 ②妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会 ③多様なネットワークで子育て力のある地域社会 ④男性も女性も仕事と生活が調和する社会（ワーク・ライフ・バランスの実現）〕と、12の主要施策を定めています。2014年まで施策ごとの数値目標が初めて示されました。

注 83 子ども・子育て支援法

我が国における急速な少子化の進行、家庭及び地域を取り巻く環境の変化により、児童福祉法等による施策と相まって、こども・子育て支援給付その他のこども及びこどもを養育している者に必要な支援をおこない、一人ひとりのこどもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とし、2012年（平成24年）に制定された。

注 84 子ども・子育て関連3法

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、幼児期の学校教育・保育、地域のこども・子育て支援を総合的に推進することを目的として、2012年（平成24年）に制定された以下に掲げる3法。

- ①子ども・子育て支援法
- ②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（認定こども園法の一部改正法）
- ③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

注 85 子ども・子育て支援新制度

2012年（平成24年）に成立した子ども・子育て関連3法に基づき、2015年（平成27年）4月から本格施行された制度。「すべての子どもたちが、笑顔で成長していくために。すべての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じられるために」という考え方にに基づき、子育て支援の量を増やし、必要とするすべての家庭が利用できる支援を用意し、子育て支援の質を向上して、子どもたちがより豊かに育っていける支援をめざしている制度。

自治体には、各市町村が「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て中のすべての家庭の支援、認定こども園の普及、多様な保育の確保による待機児童の解消、地域の様々な子育て支援の充実などの責務が課せられました。

注 86 こども大綱

こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものとして2023年（令和5年）12月に閣議決定された。全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成

の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会を目指し、こども施策を総合的に推進することを目的としています。

注 87 青少年すこやか育成プラン

2009 年（平成21年）12月策定。より幅広い視点から、青少年のすこやかな育成を進めるため、「青少年の社会的自立支援プラン」及び「青少年元気な活動応援プラン」を統合、2011年（平成23年）12月、少年非行の状況の改善をめざし、非行問題に対する総合的な対策を進めるために改定しました。

注 88 京都府子育て支援新計画～未来っ子いきいき応援プラン

2007 年（平成19年）12月、「京都府子育て支援条例」に基づく基本計画として策定された「未来っ子いきいき応援プラン」は、2025 年（令和7年）4月の改定〔計画策定期間：2025～2029年度（令和7～11年度）〕では、総合的な少子化対策に取り組み、こども・子育て支援制度の実施と併せて、こども・子育て家庭を社会全体で支援していく仕組みをつくり、総合的・計画的に推進していくための諸施策を推進していくこととされました。

注 89 木津川市次世代育成支援地域行動計画（後期行動計画）

近年の少子化の動向をはじめ、子育てや保育サービス等に対する市民ニーズを踏まえ、子育て関連施策の推進方向や目標事業量、重点施策等を定め、2010 年（平成 22 年）3 月に策定されました。「第 1 次木津川市総合計画」を上位計画としていました〔計画期間＝2010～2014 年度（平成 22～26 年度）の 5 年間〕。

数値目標については、国の「新待機児童ゼロ作戦」の最終年である、2017 年度（平成 29 年度）までの目標事業量を算出しています。計画期間終了後、「次世代育成支援地域行動計画」の内容を包含し、本市のこども・子育て支援のニーズを反映した子育て支援施策の計画的かつ総合的な計画として、「子ども・子育て支援事業計画」を 2015 年（平成 27 年）3 月に策定。

注 90 第 3 期木津川市子ども・子育て支援事業計画

第3期計画では、こどもの取り巻く環境の変化に対応しながら、国より示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改訂」を踏まえ、質の高い就学前のこどもの教育・保育の総合的な提供をはじめ、児童虐待の防止やこどもの貧

困対策など、すべてのこどもと子育て家庭への充実など、包括的な子ども・子育て支援「こどもたちの笑顔を未来へ～「生きる力」にあふれた「子育て・子育て支援～」を基本理念として各種施策を展開・推進するための計画です。

注 91 児童憲章

日本国憲法に基づき、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福を図るために、1951年（昭和26年）5月5日に定められた児童の権利宣言。児童は人として尊ばれる、児童は社会の一員として重んぜられる、児童は良い環境のなかで育てられる、という3つの原則をうたっています。

注 92 こどもの貧困率

貧困率とは、世帯収入から国民一人ひとりの所得を試算して順番に並べたとき、真ん中の人の所得の半分（貧困線）に届かない人の割合をいう。こどもの貧困率は、18歳未満でこの貧困線を下回る人の割合を指す。厚生労働省調査によると、こどもの貧困率は、1985年（昭和60年）は10.9%だったが、2021年（令和3年）時点で11.5%となり、こどもの9人に1人が貧困という結果となりました。

注 93 木津川市いじめ防止基本方針

2013年（平成25年）9月にいじめ防止等に向けた国や地方公共団体、学校等の責務を明らかにし、その対策の基本となる事項を定めた「いじめ防止対策推進法」の制定を受け、木津川市教育委員会では、市全体で積極的にいじめ防止等の対策に取り組み、いじめを許さない学校づくりを進め、すべての児童生徒一人ひとりを大切にし、安心して学校生活を送ることができ、ともに「学び」「喜び」「成長し」未来を力強く生きるこどもの育成をめざして、2014年（平成26年）4月に策定しました。

注 94 ネットいじめ通報サイト

京都府が開設しているサイト。そこでは、ネットいじめとは、「パソコンや携帯電話で、誹謗・中傷や嫌なことをされる」いじめで、例えば、学校裏サイト（掲示板・ブログ・プロフ）に特定の人物に対する悪口を書き込んだり、個人情報勝手に掲載したり、またメールを使って誹謗・中傷を送りつけたりして、その人に屈辱感、恐怖感、無力感を与えるなど、精神的に苦しめることとしています。同サイトは、学校裏サイト等での誹謗・中傷などいじめを解決するため、情報を提供してもらう目的で開設したもので、学校裏サイトに京都府内の学校名が書かれている場合や、特定の個人を誹謗中傷する内容があるというようなネット

いじめを発見したときは、京都府教育委員会に通報するよう呼びかけています。

注 95 学校ネットパトロール

近年、利用者が増えている携帯電話、パソコン、スマートフォンなどによるインターネット利用について、利用者のモラルや、トラブルを防止する対策が十分でない状況であるが、児童生徒についても、学校裏サイトやプロフィールサイト、ブログなどに誹謗中傷の書き込みなどがおこなわれる「ネットいじめ」や、詐欺などの犯罪の被害といったトラブルが発生しており、教育委員会や学校が、警察などの関係機関などと連携し、対策をおこなう必要が指摘され、その有効な対策の一つとして、児童生徒が「ネットいじめ」などに巻き込まれていないかの監視を教育委員会などがおこなっています。

注 96 京都府・市町村インターネットによる人権侵害対策研究会

インターネット上でおこなわれている人権侵害や差別助長行為等の実態を把握し、京都府と市町村がその傾向や問題点等について共通の認識を持ち、啓発を含め地方公共団体として取り得る効果的な対策を検討し、京都府民の人権擁護に資することを目的とし、2013年（平成25年）に発足しました。

注 97 第3次京都府子どもの貧困対策推進計画

すべてのこどもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現に向けた教育の支援、生活の支援、経済的支援等の施策を、教育・福祉・労働等の各機関が協働し、現行の計画をより一層の実行性を持った計画。

注 98 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律

児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性に鑑み、あわせて児童の権利の擁護に関する国際的動向を踏まえ、児童買春、児童ポルノに係る行為等を規制し、及びこれらの行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童の権利を擁護することを目的としています。

注 99 介護保険制度

1997年（平成9年）に制定された介護保険法に基づき、2000年（平成12年）から実施されています。同法では、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳

を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付をおこなうため、国民の共同連帯の理念に基づく制度と位置づけられています。

注 100 京都府高齢者健康福祉計画（第10次）

団塊の世代が75歳以上となり、2040年（令和22年）には、「団塊ジュニア世代」が高齢者となって、高齢者人口がピークを迎えることが予測されています。

第10次計画においては、これまでの成果を踏まえ、京都地域包括ケア推進機構を中心とした地域包括ケアの一層の推進や高齢者の在宅生活を支えるための基盤整備、介護予防・生活支援の充実、人材の確保、多様な住まい整備など、超高齢化社会に対応するための様々な施策を網羅されています。2024年（令和6年）3月策定。

注 101 第10次木津川市高齢者福祉計画・第9期木津川市介護保険事業計画

2024年（令和6年）3月に策定された、高齢化がさらに進展する情勢を踏まえ、高齢者の尊厳と自立生活の支援を前提に、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、市民の誰もが安心して暮らし続けられる「地域共生社会」の実現をめざし、2024～2026年度（令和6～8年度）の3年を1期とする計画で、高齢者の社会参加や生きがいのづくり、介護予防等を含めた高齢者福祉計画と、介護保険の事業や第1号被保険者保険料等についての介護保険事業計画を併せた計画。

注 102 団塊の世代

日本において、第一次ベビーブームが起きた時期に生まれた世代。第二次世界大戦直後の1947～1949年（昭和22～24年）に生まれて、文化的な面や思想的な面で共通している戦後世代のこと。

注 103 障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）

障がい者に対する虐待の禁止、国等の責務、障がい者虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障がい者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障がい者の権利利益の擁護に資することを目的とし、2012年（平成24年）10月に施行されました。

注 104 障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

2012年（平成24年）に、参議院本会議にて可決し成立した。障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法や児童福祉法などのほか、障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障がい者及び障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的におこない、障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とし、2013年（平成25年）4月に施行されました。

注 105 京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例

共生社会の実現を強く念願し、障害者権利条約、障害者基本法、障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、共生社会の推進に関し基本理念等を定め、その取組みを京都府、府民、事業者及び市町村、国その他の関係機関が一体となって総合的かつ計画的に推進するために、2015年（平成27年）4月に施行されました。

注 106 第4次木津川市障害者基本計画支えあいプラン

障がいのある人が権利の主体としてその尊厳が守られ、障がいの有無にかかわらず、だれもが自分らしく個性や能力を発揮し、社会の構成員として主体的に社会参加するとともに、相互に認め合い、支えあう社会の実現を目指し、2024～2029年度（令和6～11）年度の6年を1期として、第7期木津川市障害福祉計画・第3期木津川市障害児福祉計画と一体的に2024年（令和6年）3月に策定。

注 107 第7期木津川市障害福祉計画・第3期木津川市障害児福祉計画

国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）は、障害者総合支援法第87条第1項及び児童福祉法第33条の19の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施等を確保することを目的として作成され、障害福祉計画・障害児福祉計画は、国が示す基本指針に即して市町村及び都道府県が作成すると規定されているため、本市では2023年（令和5年）に改正された基本指針に沿って、2024～2026年度（令和6～8年度）の3年を

1 期として、第4次木津川市障害者基本計画支えあいプランと一体的に、2024年（令和6年）3月に策定。

注 108 完全参加と平等

ノーマライゼーションの理念を踏まえた「国際障害者年」の目標をテーマとして設定された考え方。障がい者が、社会生活と社会の発展に完全に参加できるようにすると同時に、他の市民と同じ生活条件の獲得と社会的・経済的発展によって生み出された成果の平等な配分を実現することを意味します。

注 109 K Y Oの海外人材活用プラン

海外人材の招致、多文化共生をめざし、2005年（平成17年）に策定された。留学生等海外からの人材活用にポイントを絞った施策の推進を図ったプランです。

注 110 明日の国際交流推進プラン

2009年（平成21年）12月に策定、2011年（平成23年）12月に改定された国際交流を推進する京都府の指針。京都府は、海外人材の招致、多文化共生をめざした「K Y Oの海外人材活用プラン」を2005年（平成17年）に策定し、留学生等海外からの人材活用にポイントを絞った施策の推進に取り組んでいましたが、国際的な社会・経済情勢は大きく変化し、また、国際交流の担い手として、行政だけでなく、国際交流団体、N P Oを中心に様々な活動主体（アクター）が活躍するようになってきている状況を踏まえ、「京都の持つ『強み』」や「京都ならではの特色」を活かした国際交流を進めるため、京都府が全庁的に取り組む国際交流についての新たな指針として策定されました。

注 111 木津川市国際交流協会（K.I.E.A.=Kizugawa International Exchange Association）

関西文化学術研究都市に位置し発展する木津川市において、幅広い国際交流の取り組みを進めるなかで、住民の国際理解・国際交流活動を促進し、国際化に対応する木津川市の創造と国際親善に寄与することを目的に活動しています。主な活動として、中学生海外派遣事業やサンタモニカ市の中学生との交流、日本語教室、国際交流イベント、語学講座、お料理教室などを実施しています。

注 112 ハンセン病

1873年（明治6年）にノルウェーのハンセン博士が発見した「らい菌」の感染によって、主に皮膚や末梢神経が侵される感染症。現在ではいくつかの薬剤を

併用する治療法が確立され、適切な治療により完治します。

注 113 エイズ

後天性免疫不全症候群（Acquired Immune Deficiency Syndrome）のこと。H I Vに感染することによって（後天性）、病原体に対する、人間に本来備わっている抵抗力（免疫）が、正常に働かなくなる（不全）によって発症する様々な病気（症候群）の総称。

注 114 ハンセン病元患者の宿泊拒否問題

2003年（平成15年）11月、熊本県が実施する「ふるさと訪問事業」において、国立療養所の入所者が宿泊を申し込んだ熊本県の温泉のホテルから宿泊を拒否されるという事例が発生したという問題。

注 115 ハンセン病問題基本法（ハンセン病問題の解決の促進に関する法律）

2009年（平成21年）4月施行。国によるハンセン病患者に対する隔離政策に起因して生じた問題に対し、ハンセン病患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等に関し、現在もなお存在する問題の解決の促進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題の解決の促進に関し必要な事項を定められました。

注 116 ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律

この法律は、ハンセン病元患者家族の被った精神的苦痛を慰謝するための補償金の支給に関し必要な事項を定めるとともに、ハンセン病元患者家族等の名誉の回復等について定められました。

注 117 H I V

ヒト免疫不全ウイルス（Human Immunodeficiency Virus）のこと。H I Vは、感染者の血液、精液、膣分泌液、母乳のなかに存在し、性行為、母子感染、麻薬のまわしうちなどの血液感染によって感染します。H I Vは、免疫機能を担うリンパ球に入り込み、免疫細胞を壊しながら増殖していき、そして免疫力が低下すると、様々な感染症や悪性腫瘍にかかりやすくなります。

注 118 世界保健機関（WHO＝World Health Organizationの略。）

世界中の人々の、最高水準の健康維持を目的として設立された国連の専門機関。

注 119 世界エイズデー

1988年（昭和63年）に世界レベルでのエイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別、偏見の解消を図ることを目的として、エイズに関する啓発的活動等の実施を提唱し、12月1日を「世界エイズデー」として設定されました。

注 120 京都府犯罪被害者サポートチーム

京都府では、2008年（平成20年）1月30日、犯罪被害者等の総合的な支援をおこなうため、関係行政機関をはじめ、民間の法律・医療等の機関等とも連携したネットワークシステムの運用を全国で初めて開始しました。その中心的な役割を果たす犯罪被害者支援コーディネーター（臨床心理士、社会福祉士で自身も犯罪被害者遺族である人など非常勤で計3名）を配置し運用しています。

注 121 木津川市犯罪被害者等支援条例

木津川市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の速やかな回復及び軽減を図ることを目的とし、2012年（平成24年）4月1日に施行しました。

注 122 （公益社団法人）京都犯罪被害者支援センター

電話相談、面接相談その他の活動を通じて、犯罪及び犯罪に類する行為、災害等により被害を受けた者並びにその家族及び遺族（以下「被害者等」という。）が抱える悩みの解決及び被害者等の心のケア等を支援するとともに、社会全体が被害者等をサポートできる環境づくりに寄与することを目的とし、2011年（平成23年）に設立された公益社団法人。社団法人としては、2000年（平成12年）に設立されました。

注 123 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とし、2002年（平成14年）に制定されました。

注 124 京都府ホームレス自立支援等実施計画

2004年（平成16年）、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の規定に基づき策定されました。保健福祉、労働、住宅など多岐にわたる施策の連携を図りながらホームレスの自立支援を計画的、総合的に推進するための実施計画。

ホームレスが自らの意思で地域社会のなかで自立した生活を営むことを基本目標としています。

注 125 木津川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

性別や性自認、性的指向、性表現にかかわらず、互いを人生のパートナーとして日常の生活において協力し合うことを約束した二人が、パートナーシップの関係にあることを市に宣誓し、市が宣誓書を受領したことを公に証明する制度です。また、二人にこどもや親（養子・養親を含む）がいる場合、ファミリーシップを宣誓することもできます。この制度は、婚姻とは異なり、法律上の効力（相続、税金の控除等）が生じるものではありませんが、誰もが大切なパートナーや家族と共に自分らしく暮らしていけるよう、市が応援する取組み。

注 126 アイヌ施策推進法（アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律）

2019 年(平成 31 年)施行。先住民族への配慮を求める国内外の要請等により、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するため、従来の福祉政策や文化振興に加え、地域振興、産業振興等の施策の推進を定めた法律。

注 127 非嫡出子（法律上の婚姻関係がない父母の間に生まれたこども）

法律婚から生まれたこどもを「嫡出子」、法律上の婚姻関係がない父母の間に生まれたこどもを「非嫡出子」という。子どもの権利条約では非嫡出子に対する差別を禁止しています。

注 128 識字

文字（書記言語）を読み書きし、理解できること、またその能力をいいます。

注 129 保育所保育指針

厚生労働省が作成した、保育所における「保育の目標」、「保育の方法」、「保育の環境」等の保育を展開するにあたって、各年齢の必要な基本的事項が盛り込まれた指針。

注 130 幼稚園教育要領

幼稚園を対象に「幼稚園教育の基本」、「幼稚園教育の目標」、「教育課程の編成」等を示した文部科学省告示。

注 131 幼保連携型認定こども園教育・保育要領

「幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標」、「教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成」、「幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項」を要点に、内閣府・文部科学省・厚生労働省により示されました。

注 132 学習指導要領

全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、国が学校教育法等に基づいて定める、教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準。小学校、中学校、高等学校等ごとに、それぞれの教科等の目標や大まかな教育内容を定めています。

注 133 第2次木津川市教育振興基本計画

木津川市教育委員会では、現代は将来の予測が困難な時代であると同時に、先端技術が高度化し、あらゆる産業や社会生活に取り入れられた超スマート社会（Society5.0）の時代が到来しつつあるとも言われています。また、こどもたちの人と人との相互理解や協働の精神の希薄化が危惧されるところです。

2021年（令和3年）の中央教育審議会答申「令和の日本型教育」には、“誰一人取り残さない”ことを大きな理念として、“個別最適な学び”“協働的な学び”の実現を掲げています。こうした状況を踏まえ、2014年（平成26年）3月に策定した「第1次木津川市教育振興基本計画」の成果と課題を整理するとともにめざすこども像や教育の目標を明確にし、今後10年間の本市教育行政の基本的な方向を示すため2024年（令和6年）2月に策定。

「めざすこども像」として、『共に「学び」「喜び」「成長し」未来を力強く生きる“きづがわっ子”』を設定しています。

注 134 民生委員・児童委員

厚生労働大臣の委嘱により、住民の福祉の増進を図るため、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助や情報提供をおこなうとともに、社会福祉事業者や社会福祉活動をおこなう者と密接に連携し、関係行政機関の業務に協力する者。また、民生委員は児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動をおこなう児童委員にあてられます。

注 135 母子・父子自立支援員

ひとり親家庭等の相談に応じ、自立に必要な情報提供や支援をおこなう人。

注 136 要保護児童対策地域協議会

要保護児童等への適切な支援を図ることを目的に、地方公共団体が設置・運営する組織。2004年度（平成16年度）の児童福祉法改正に際して、同法第25条の2に規定されました。

注 137 労働安全衛生

労働安全衛生とは、職場における災害や事故の現象及び防止を図り、労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。

注 138 メディア

新聞、ラジオ、テレビ、雑誌、映画など情報を人々に伝える機関や事業、システム。近年ではインターネット、Webサイトなども含む。

注 139 ケースワーカー

病気・貧困など社会福祉問題を個別的に扱い、解決のための援助をする人。

注 140 木津川市人権啓発協議会

市民一人ひとりの人権が尊重され、誰もが誇りをもって生きることができる平和で明るい木津川市となるために、人権啓発などをおこなうことを目的とし、木津川市が合併した年である2007年（平成19年）の8月2日に設立総会を開催し発足しました。同協議会は、趣旨に賛同した市内団体・市民等で構成され、人権研修会や管外研修会などの研修、人権啓発ポスターコンクール、人権啓発映画上映会、人権啓発講演会、人権文化のつどいなどの人権啓発活動などを実施しています。

注 141 ワークショップ

もともとは「作業場」「工房」などの意味。WORK（身体を動かす）＋SHOP（自分で作ったものを公開する場）、つまり参加者が主体的に活動しながら問題意識を高め、多くの人々と積極的に交流することによって、自分自身のなかに新しい「気づき」を得るための場のこと。受け身の講義形式とは異なり、参加者自ら積極的に問題意識を持って参加することが望まれます。

注 142 木津川市人権教育・啓発推進本部

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の規定に基づき策定した、「木津川市人権教育・啓発推進計画」を総合的かつ計画的に推進するために、市長を本部長とし、2008年（平成20年）4月1日に設置されました。

注 143 人権強調月間

京都府と京都人権啓発推進会議では、同和対策審議会答申が出された8月を、人権啓発活動を集中的に実施する「人権強調月間」と定め、人権尊重思想の普及高揚に努めています。

注 144 人権週間

1948年（昭和23年）、第3回国連総会において、基本的人権及び自由を遵守し確保するために、「世界人権宣言」が採択され、採択日の12月10日を「人権デー」と定められました。日本では、この「人権デー」を最終日とする一週間（12月4日～10日）を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに、人権尊重思想の普及高揚に努めています。

注 145 N P O

非営利団体（Non Profit Organization）のこと。一般的には自発的・自主的に社会貢献活動に取り組む団体を指します。なお、こうした団体に簡易な手続で法人格を付与すること等を目的とした特定非営利活動促進法（N P O法）が1998年（平成10年）12月1日に施行されました。

注 146 京都府社会貢献活動の促進に関する条例

2003年（平成15年）11月1日施行。社会貢献活動の促進についての基本理念を示すとともに、京都府の責務と府民、社会貢献活動団体及び企業の果たすべき役割を明らかにし、社会全体で社会貢献活動を促進することを目的として、京都府が制定した条例。

「木津川市人権教育・啓発推進計画（第3次）」の策定に関する 市民意識調査の結果（概要）

I 調査の概要

1. 調査の目的

本調査は、新たに「木津川市人権教育・啓発推進計画（第3次）」を策定するにあたり、市民意識調査を実施して人権教育・啓発に関する市民の意識と実態を把握し、基礎資料とするため、広範囲にわたる基礎データの収集分析や市民意識の把握など、客観的かつ専門的な情報分析を行うことを目的として実施しました。

2. 調査設計

- ・調査対象：木津川市在住の18歳以上の2,000人
- ・調査方法：無作為抽出による郵送配布・郵送またはWEBによる回収
- ・調査期間：令和7年8月25日（月）～令和7年9月9日（火）

3. 配布及び回収状況

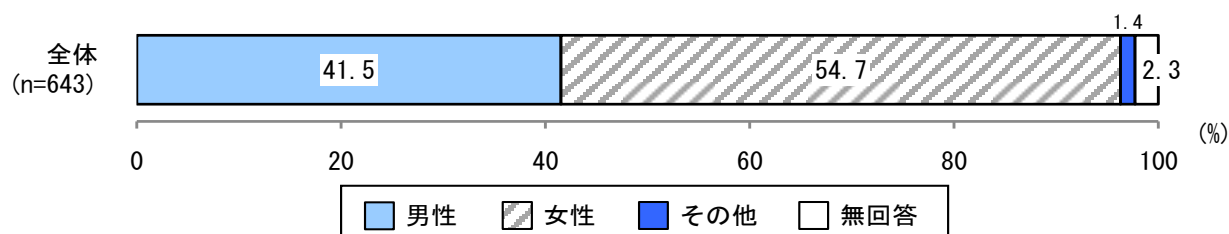
配 付 数	回答数	回答率
2,000件	643件	32.2%

Ⅱ 調査結果

1. 回答者の属性

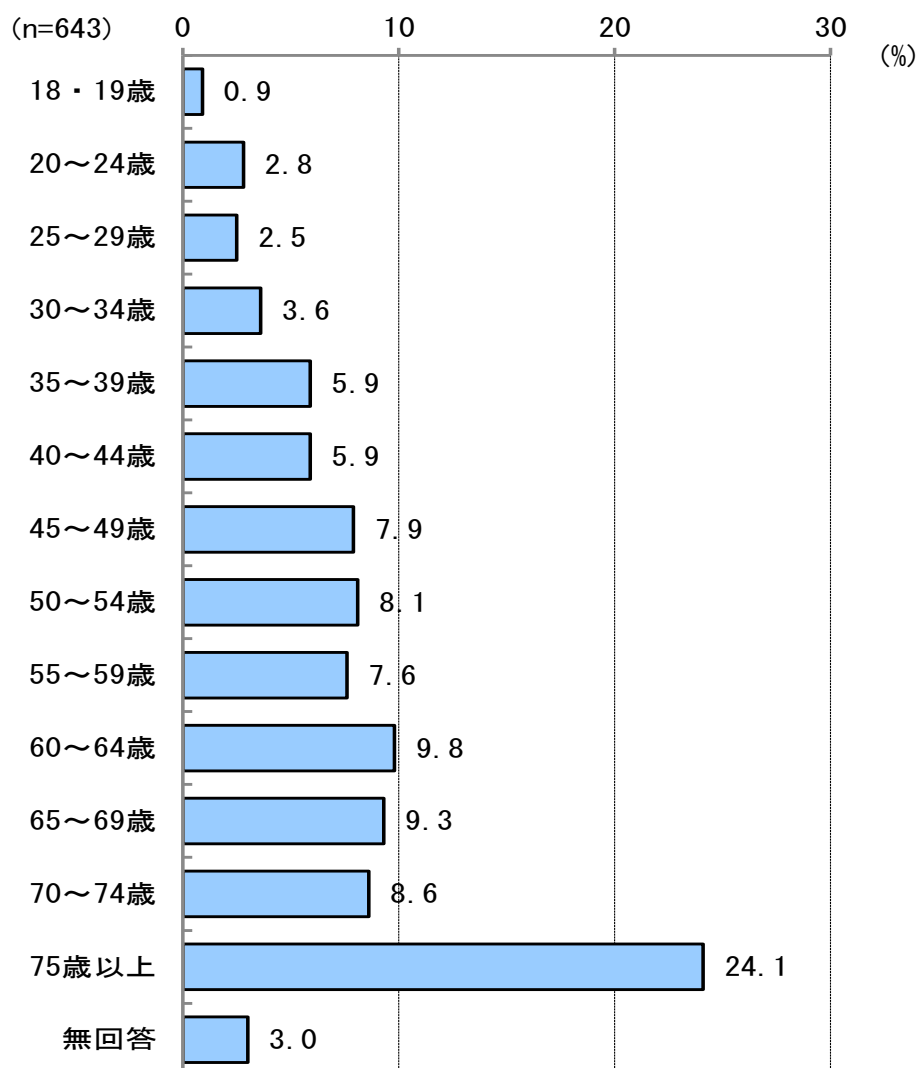
(1) 性別

回答者の性別は、「男性」が41.5%、「女性」が54.7%となっています。



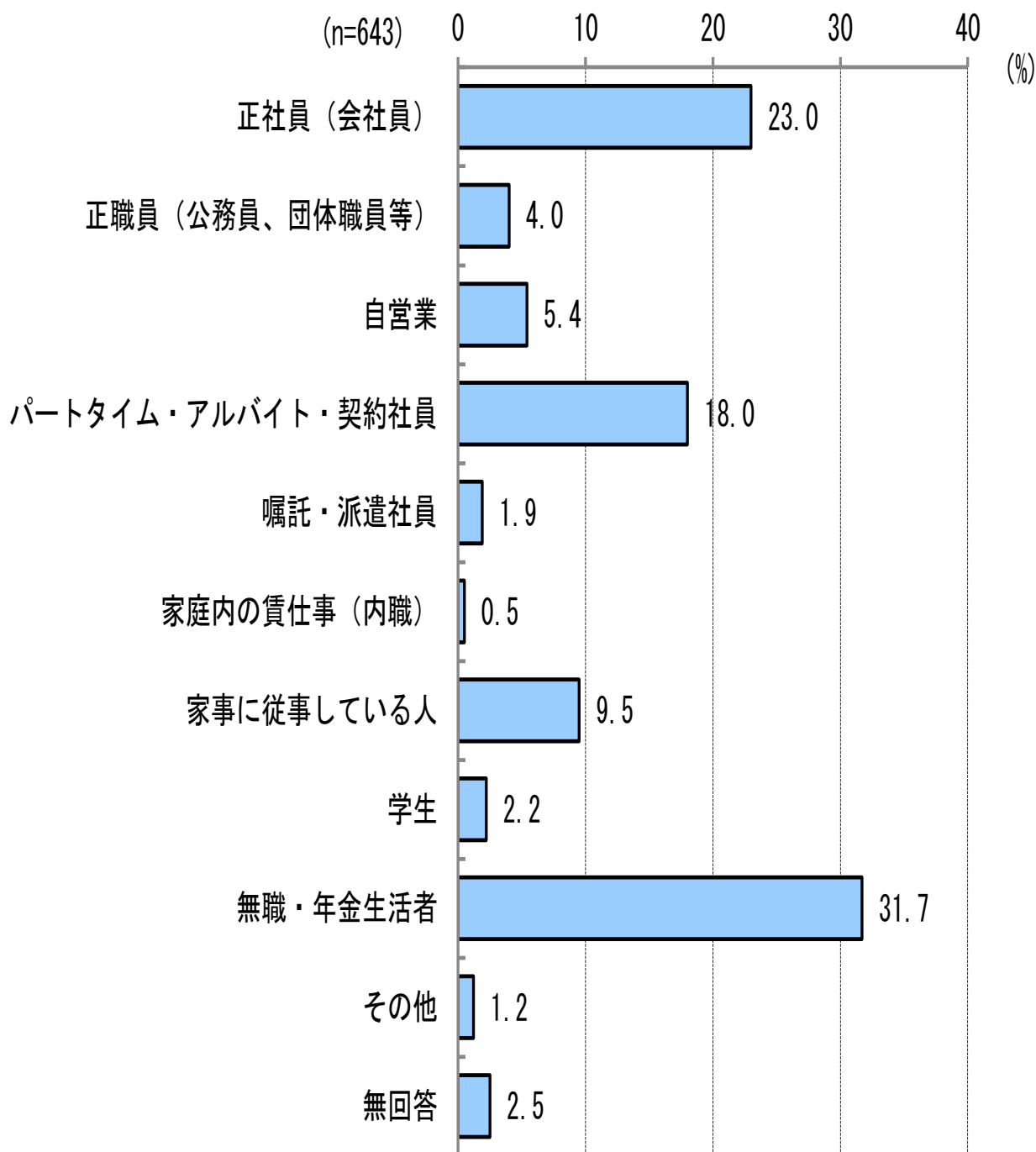
(2) 年齢

回答者の年齢は、「75歳以上」が24.1%で最も多く、次いで「60～64歳」が9.8%、「65～69歳」が9.3%となっています。



(3) 職業

回答者の職業については、「無職・年金生活者」が31.7%で最も多く、次いで「正社員（会社員）」が23.0%、「パートタイム・アルバイト・契約社員」が18.0%となっています。



2. 人権に関する考え方や認識について

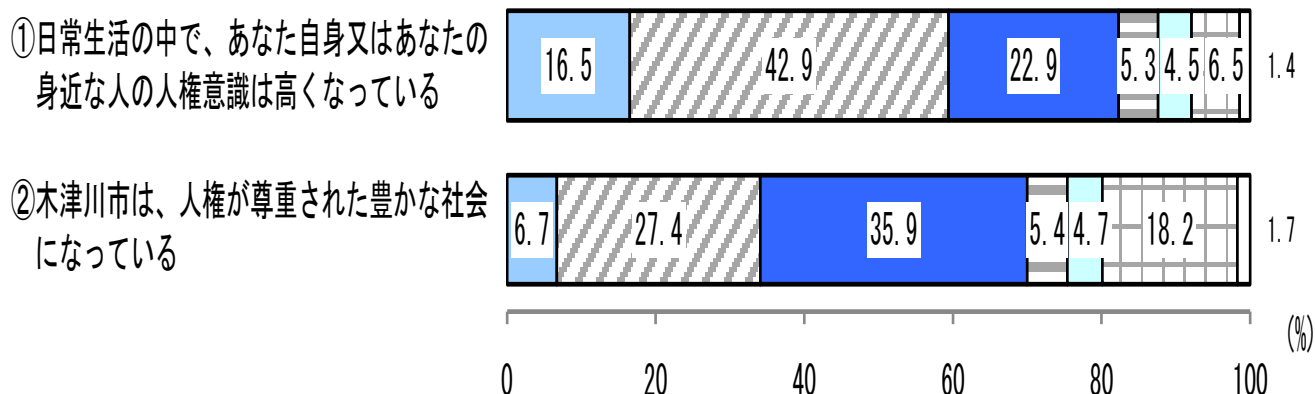
(1) 人権尊重の感じ方

問1 人権を取り巻く社会の状況について、10年前と比べてあなたはどのように思いますか。
(①と②のそれぞれについて、ひとつだけ○)

人権を取り巻く社会の状況を10年前と比べると、“①日常生活の中で、あなた自身又はあなたの身近な人の人権意識は高くなっている”については「どちらかといえばそう思う」が42.9%で最も多く、次いで「どちらともいえない」が22.9%で、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」をあわせた『肯定』の割合は59.4%となっています。

“②木津川市は、人権が尊重された豊かな社会になっている”については「どちらともいえない」が35.9%で最も多く、次いで「どちらかといえばそう思う」が27.4%で、『肯定』の割合は34.1%となっています。

(n=643)



そう思う

 どちらかといえばそう思う

 どちらともいえない

 どちらかといえばそう思わない

そう思わない

 わからない

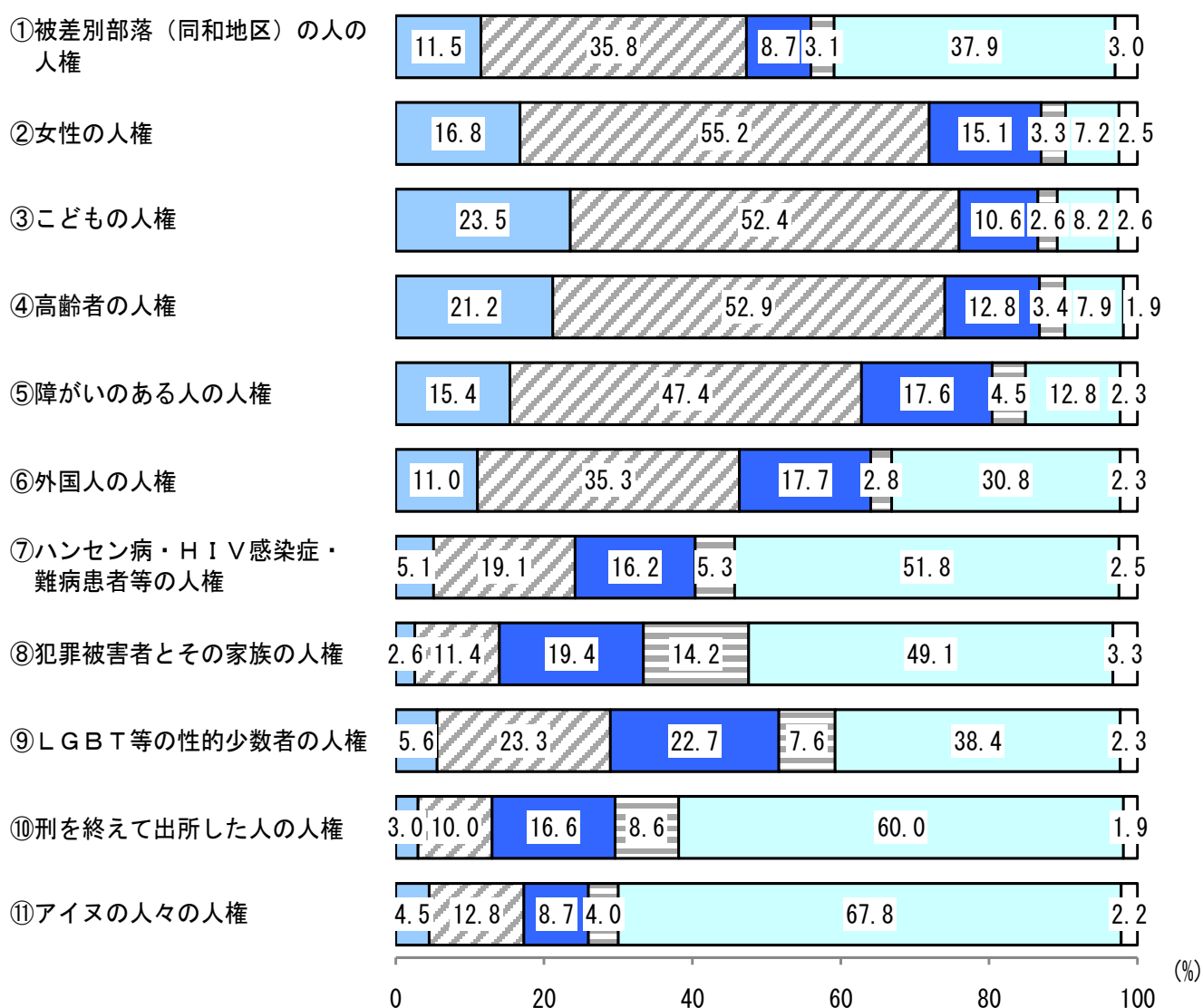
 無回答

(2) 人権に関する尊重度

問2 あなたは、次にあげた人たちの人権が尊重されていると思いますか。(①～⑪のそれぞれについて、ひとつだけ○)

人権に関する尊重度についてたずねたところ、「尊重されている」と「ある程度尊重されている」をあわせた尊重度は、“③こどもの人権”が75.9%で最も高く、次いで“④高齢者の人権”が74.1%、“②女性の人権”が72.0%、“⑤障がいのある人の人権”が62.8%となっている。一方、尊重度が最も低い項目は、“⑩刑を終えて出所した人の人権”が13.0%で最も低く、次いで“⑧犯罪被害者とその家族の人権”が14.0%となっています。

(n=643)

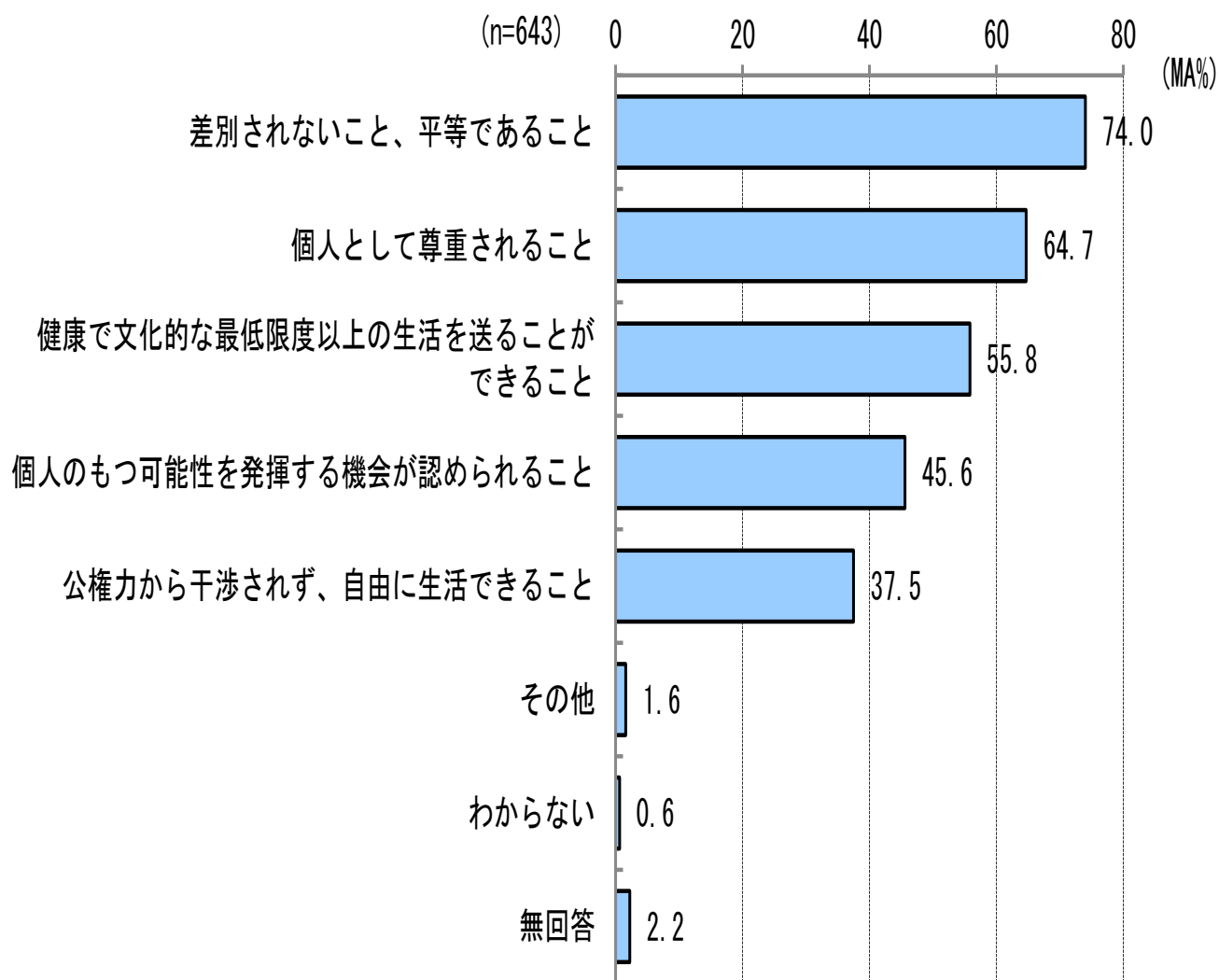


■ 尊重されている
 ■ ある程度尊重されている
 ■ あまり尊重されていない
 ■ 尊重されていない
 ■ わからない
 ■ 無回答

(3) 人権尊重に関する考え

問3 あなたは、「人権が尊重される」とはどういうことだと思いますか。(〇はいくつでも)

人権が尊重されるとはどういうことだと思うかについては、「差別されないこと、平等であること」が74.0%で最も多く、次いで「個人として尊重されること」が64.7%、「健康で文化的な最低限度以上の生活を送ることができること」が55.8%となっています。



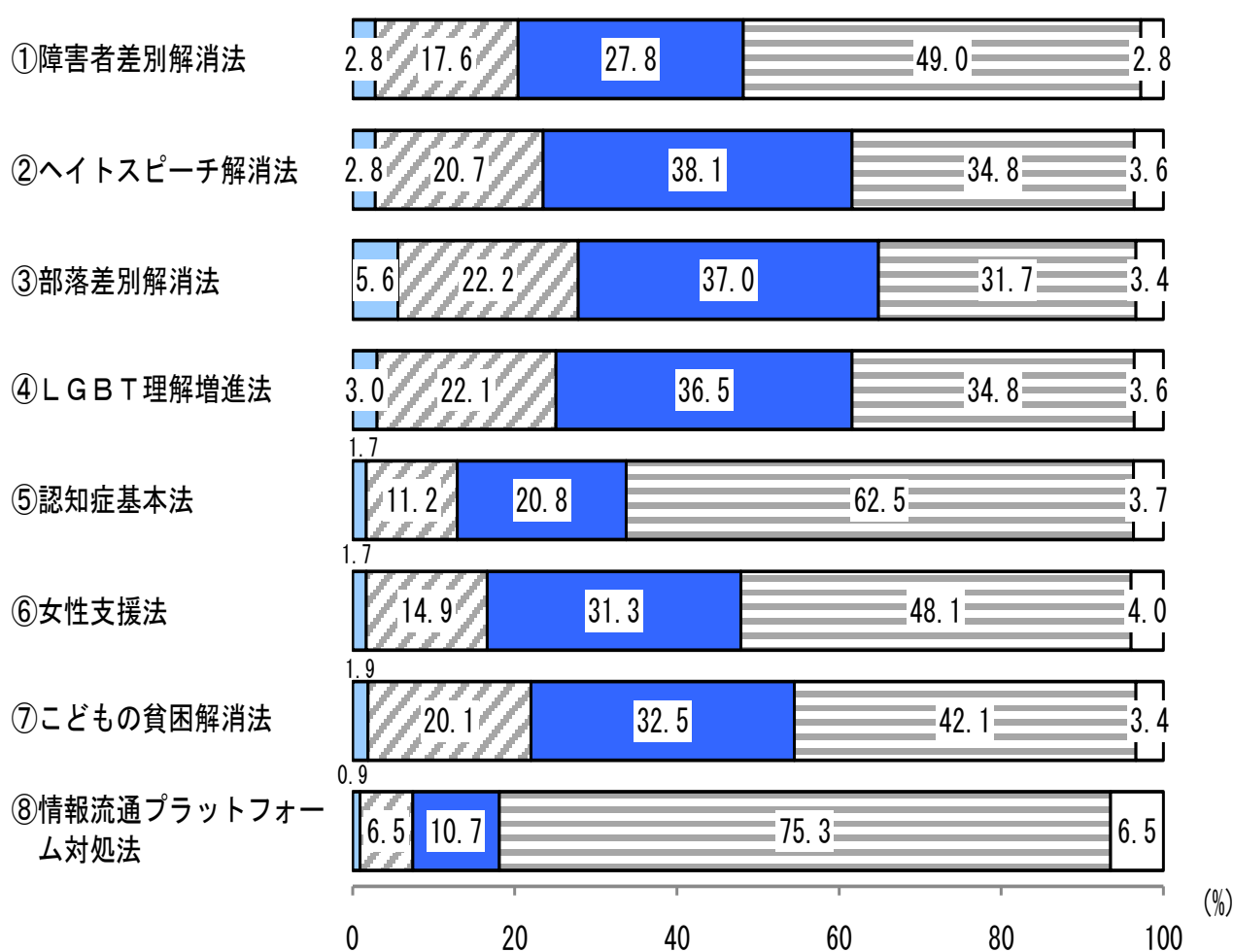
3. 人権に関する法律について

(1) 人権に関する法律の認知度

問4 あなたは、次のような人権に関連する法律を知っていますか。(①～⑧のそれぞれについて、ひとつだけ○)

人権に関する法律の認知度についてたずねたところ、“①障害者差別解消法”、“⑤認知症基本法”、“⑥女性支援法”、“⑦こどもの貧困解消法”、“⑧情報流通プラットフォーム対処法”はいずれも「知らない」が最も多く、なかでも“⑧情報流通プラットフォーム対処法”が75.3%で最も高くなっている。「内容をよく知っている」と「内容を少し知っている」をあわせた認知度は、“③部落差別解消法”が27.8%で最も高く、次いで“④LGBT理解増進法”が25.1%、“②ヘイトスピーチ解消法”が23.5%となっています。

(n=643)



内容をよく知っている
 内容を少し知っている
 名称は知っている
 知らない
 無回答

4. それぞれの人権課題について

(1) 障がいのある人の人権に関する考え

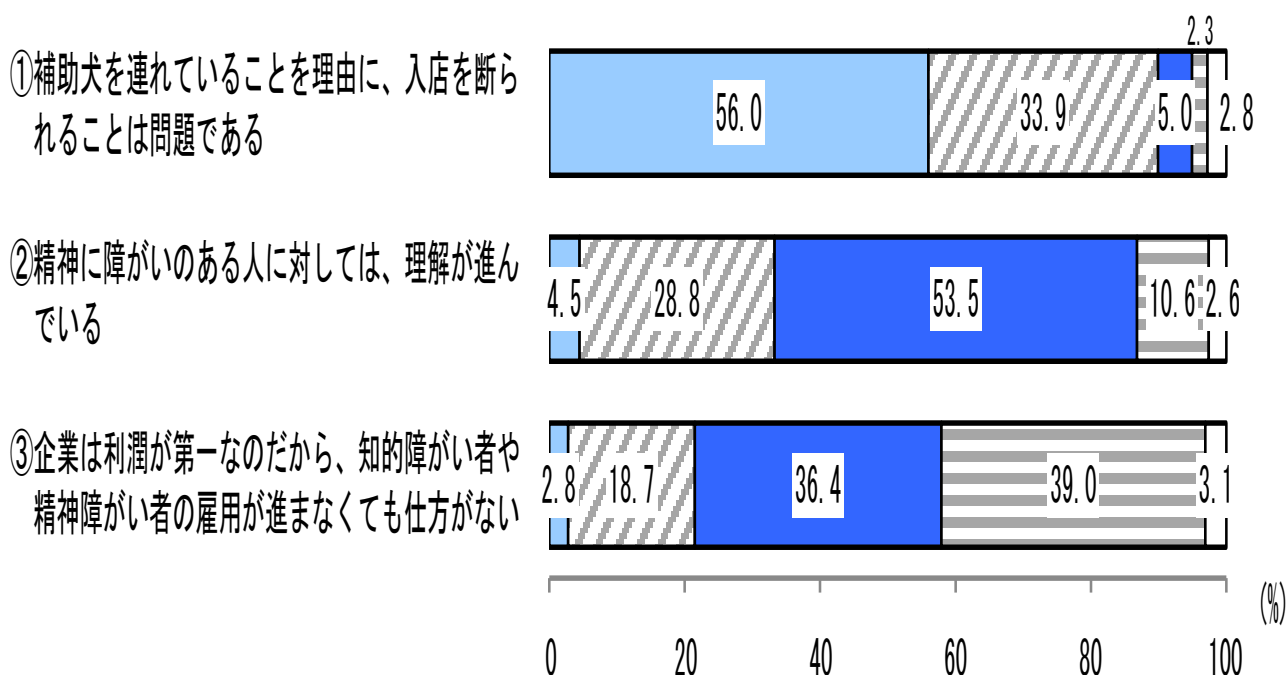
問5 障がいのある人の人権に関する、次にあげた事項についてどう思いますか。
(①～③のそれぞれについて、ひとつだけ○)

障がいのある人の人権に関する考えについては、“①補助犬を連れていくことを理由に、入店を断られることは問題である”は、「そう思う」が56.0%で最も多く、次いで「どちらかと言えばそう思う」が33.9%で、「そう思う」と「どちらかと言えばそう思う」をあわせた『肯定』の割合が89.9%、「あまりそう思わない」と「そう思わない」をあわせた『否定』の割合が7.3%となっています。

“②精神に障がいのある人に対しては、理解が進んでいる”は、「あまりそう思わない」が53.5%で最も多く、次いで「どちらかと言えばそう思う」が28.8%で、『肯定』の割合が33.3%、『否定』の割合が64.1%となっている。

“③企業は利潤が第一なのだから、知的障がい者や精神障がい者の雇用が進まなくても仕方がない”は、「そう思わない」が39.0%で最も多く、次いで「あまりそう思わない」が36.4%で、『肯定』の割合が21.5%、『否定』の割合が75.4%となっています。

(n=643)

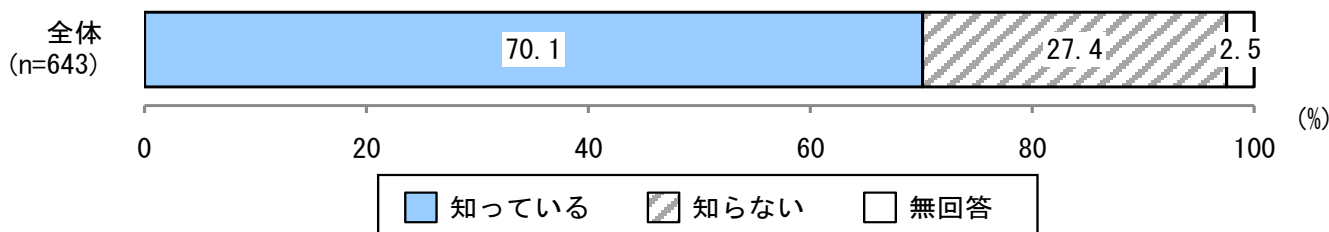


そう思う
 どちらかと言えばそう思う
 あまりそう思わない
 そう思わない
 無回答

(2) ハイトスピーチに対する認知度

問6 あなたは、デモ、集会、街宣活動等やインターネット上で行われている特定の民族や国籍の人々を排斥する不当な差別的言動（ハイトスピーチ）の存在を知っていますか。（ひとつだけ○）

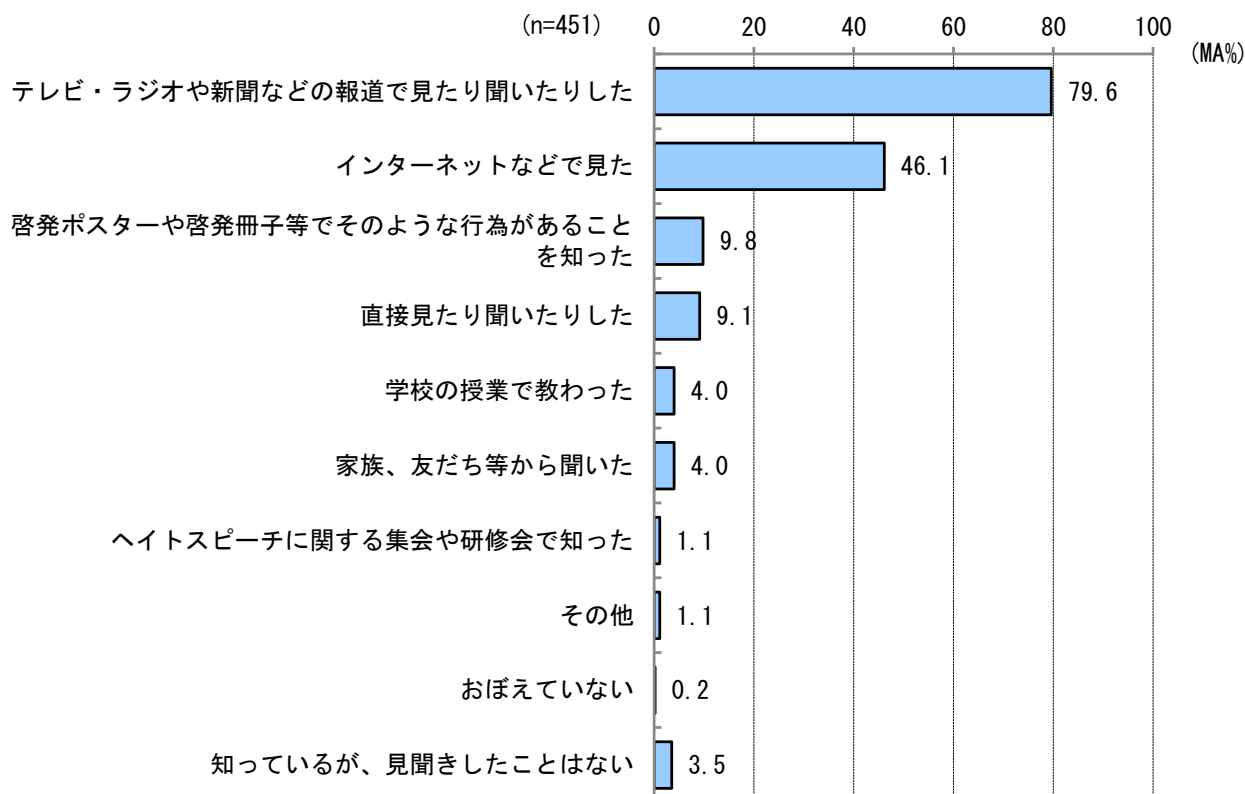
ハイトスピーチに対する認知度は、「知っている」が70.1%、「知らない」が27.4%となっています。



(3) ハイトスピーチを見聞きした体験

問7 問6で「1 知っている」を選んだ方にお聞きします。
あなたは、ハイトスピーチの存在をどこで見聞きしたことがありますか。（○はいいくつでも）

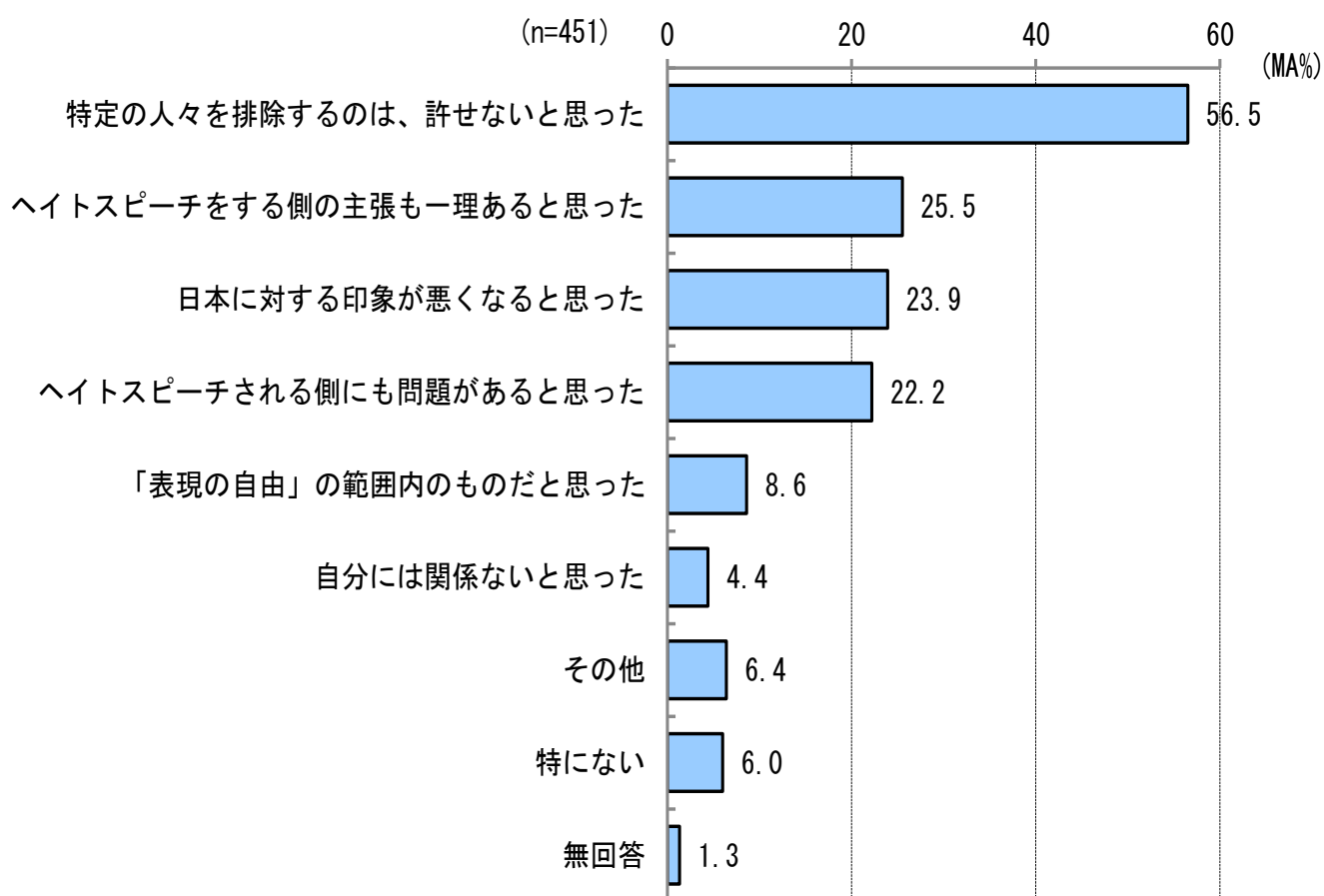
ハイトスピーチを知っていると回答した人に、ハイトスピーチを見聞きした体験をたずねると、「テレビ・ラジオや新聞などの報道で見たり聞いたりした」が79.6%で最も多く、次いで「インターネットなどで見た」が46.1%、「啓発ポスターや啓発冊子等でそのような行為があることを知った」が9.8%となっています。



(4) ヘイトスピーチに対する認識

問8 問6で「1 知っている」を選んだ方にお聞きします。
あなたは、ヘイトスピーチの存在を見聞きしてどのように思いましたか。(○はいくつでも)

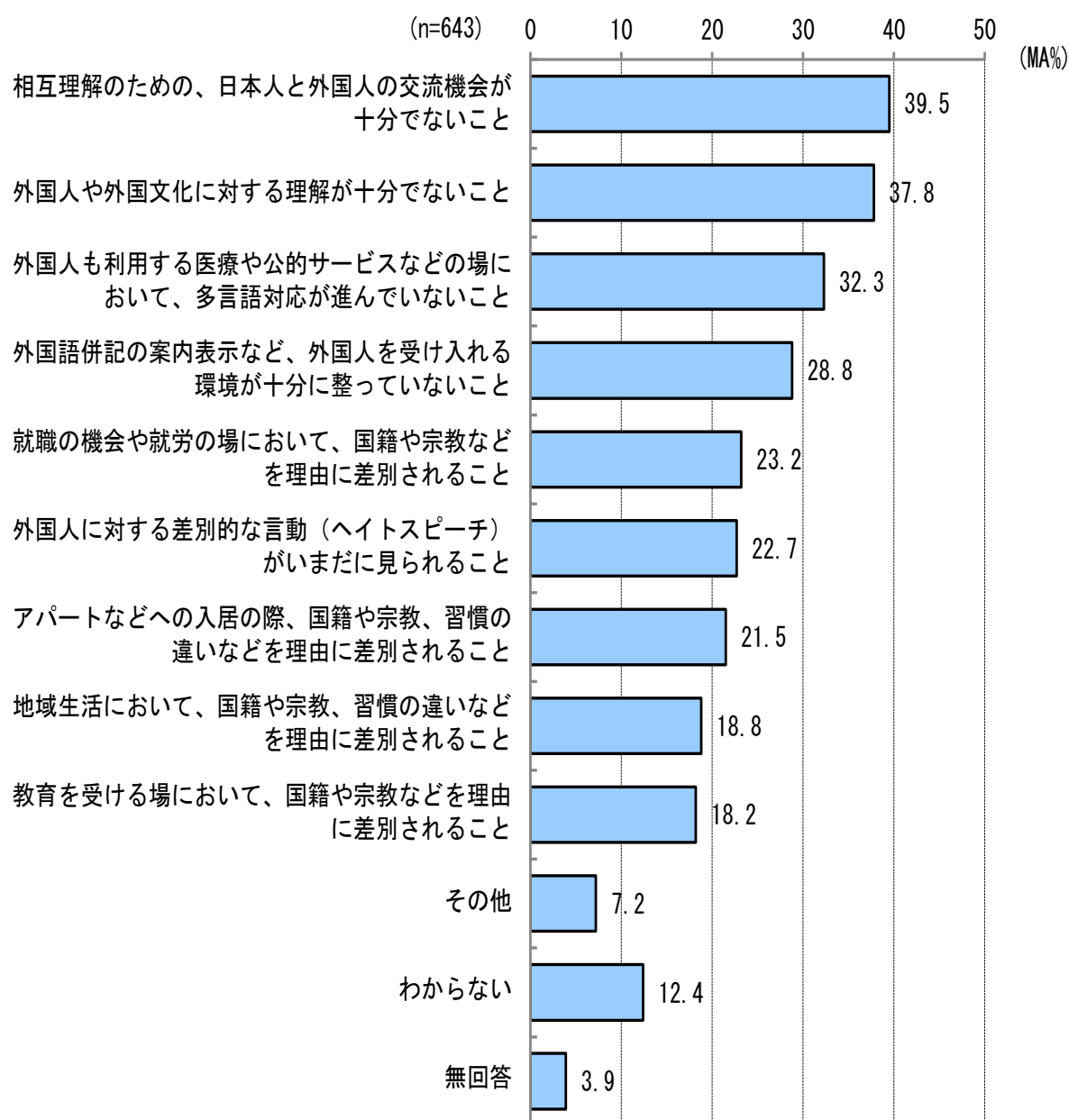
ヘイトスピーチを知っていると回答した人に、ヘイトスピーチに対する認識についてたずねたところ、「特定の人々を排除するのは、許せないと思った」が56.5%で最も多く、次いで「ヘイトスピーチをする側の主張も一理あると思った」が25.5%、「日本に対する印象が悪くなると思った」が23.9%、「ヘイトスピーチされる側にも問題があると思った」が22.2%となっています。



（５）日本に居住する外国人の人権問題

問９ 日本に居住する外国人に関することで、特に問題だと思うのはどのようなことですか。（〇はいくつでも）

日本に居住する外国人の人権問題については、「相互理解のための、日本人と外国人の交流機会が十分でないこと」が39.5%で最も多く、次いで「外国人や外国文化に対する理解が十分でないこと」が37.8%、「外国人も利用する医療や公的サービスなどの場において、多言語対応が進んでいないこと」が32.3%となっています。

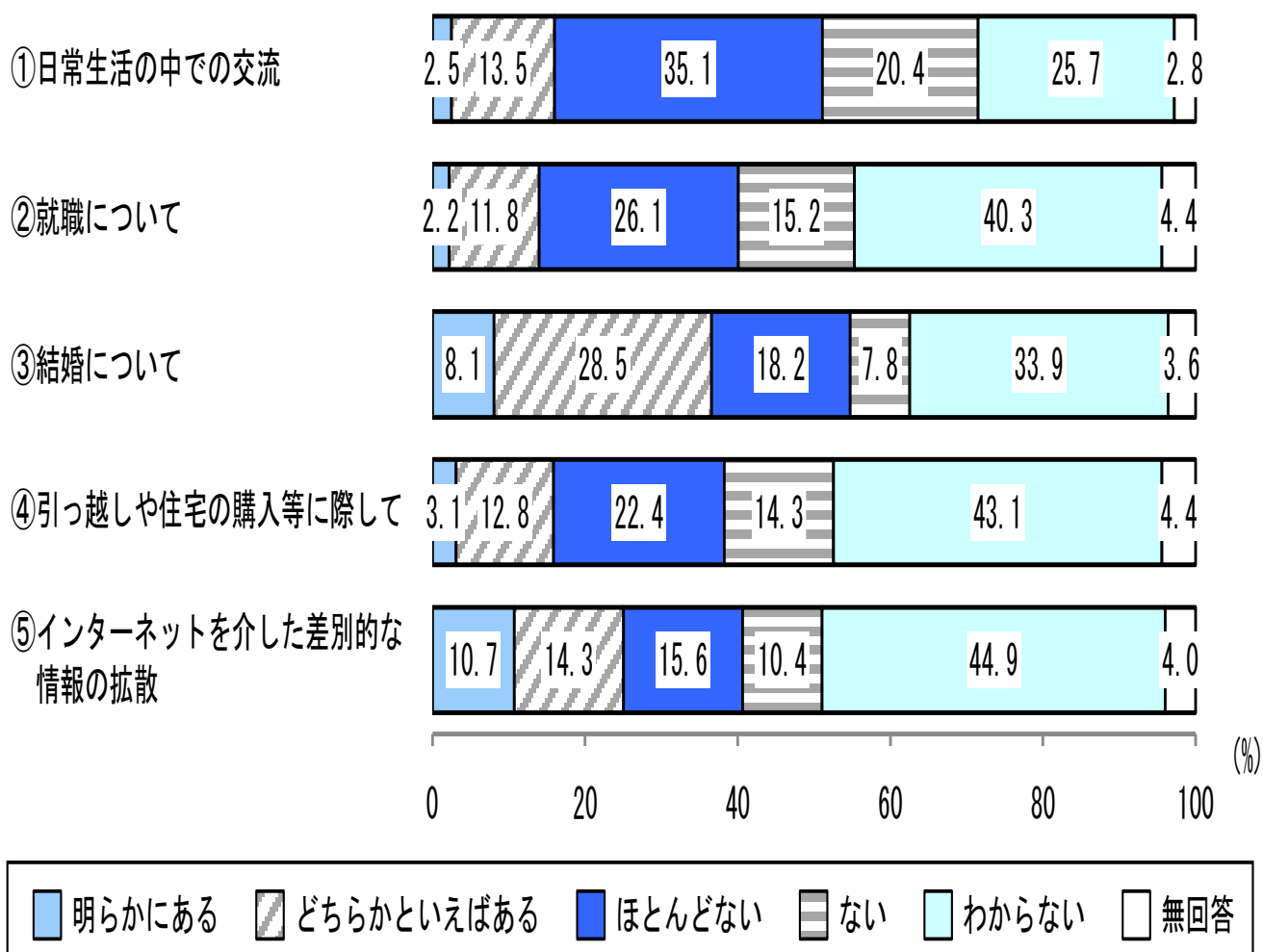


(7) 部落差別（同和問題）に対する認識

問11 あなたは、次のことについて、現在、部落差別（同和問題）があると思いますか。（①～⑤のそれぞれについて、ひとつだけ○）

部落差別（同和問題）に対する認識についてたずねたところ、「明らかにある」は“⑤インターネットを介した差別的な情報の拡散”が10.7%で最も高くなっている。「明らかにある」と「どちらかといえばある」をあわせた割合は“③結婚について”が36.6%で最も高く、次いで“⑤インターネットを介した差別的な情報の拡散”が25.0%、“①日常生活の中での交流”が16.0%となっています。

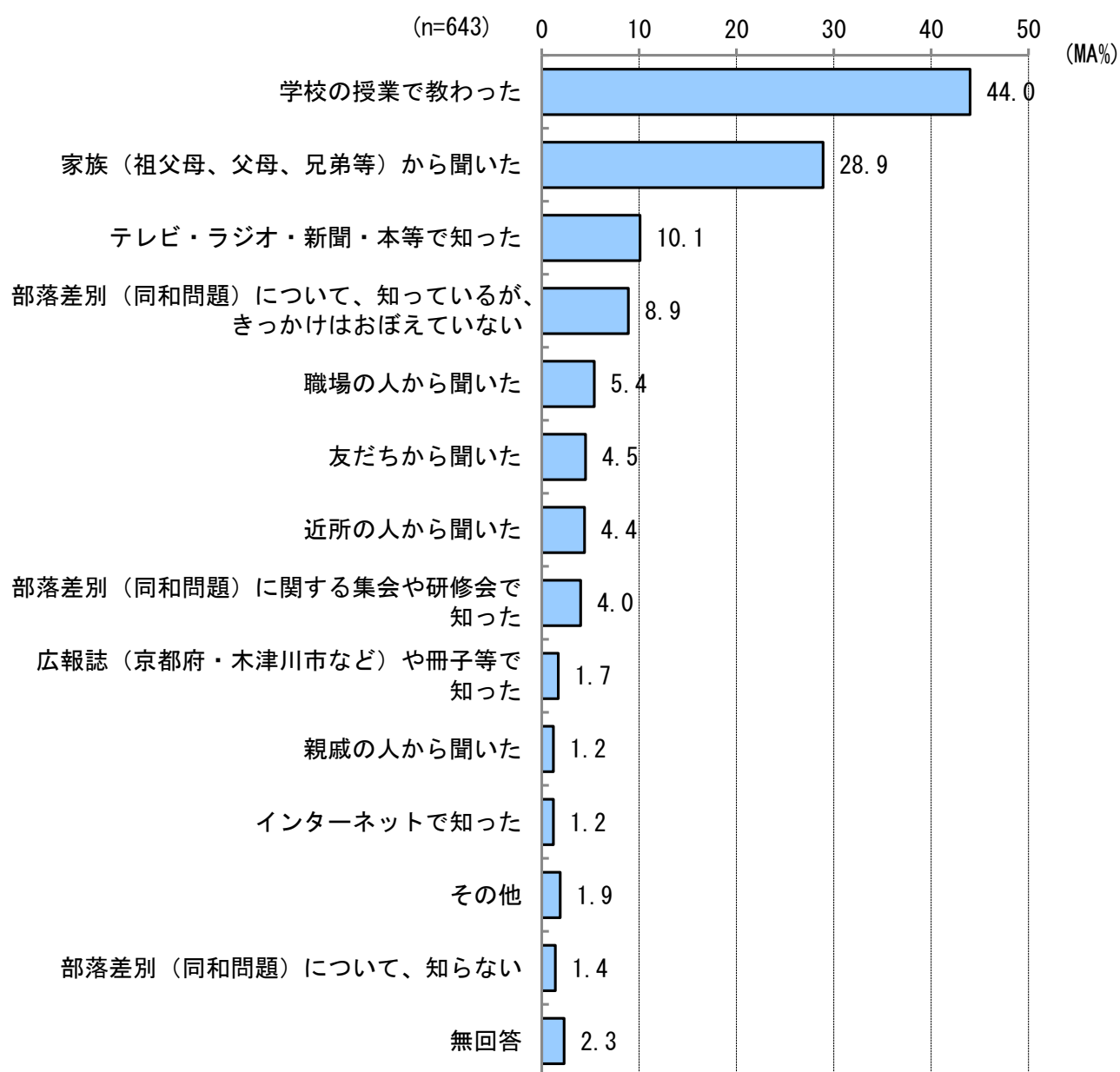
(n=643)



（６）部落差別（同和問題）を知ったきっかけ

問10 あなたが、部落差別（同和問題）について初めて知ったきっかけは何ですか。
（ひとつだけ○）

部落差別（同和問題）を知ったきっかけについては、「学校の授業で教わった」が44.0%で最も多く、次いで「家族（祖父母、父母、兄弟等）から聞いた」が28.9%、「テレビ・ラジオ・新聞・本等で知った」が10.1%となっています。

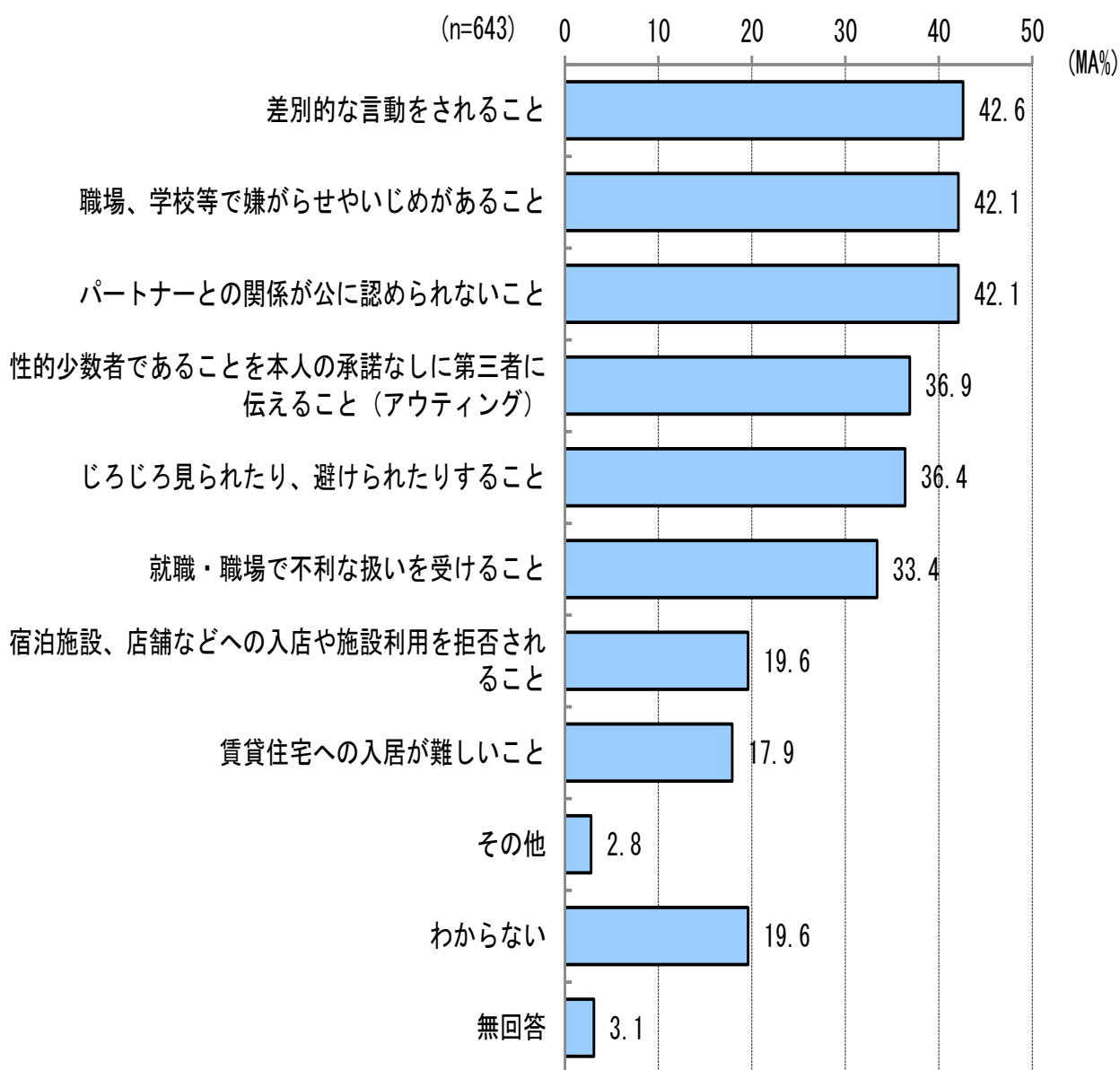


※設問文では「ひとつだけ○」としているものの、複数選択した回答者が多かったため、複数回答設問として集計している。

(8) L G B T等の性的少数者の人権問題

問12 あなたは、「L G B T等の性的少数者」の人権について、どのようなことが問題だと思いますか。(〇はいくつでも)

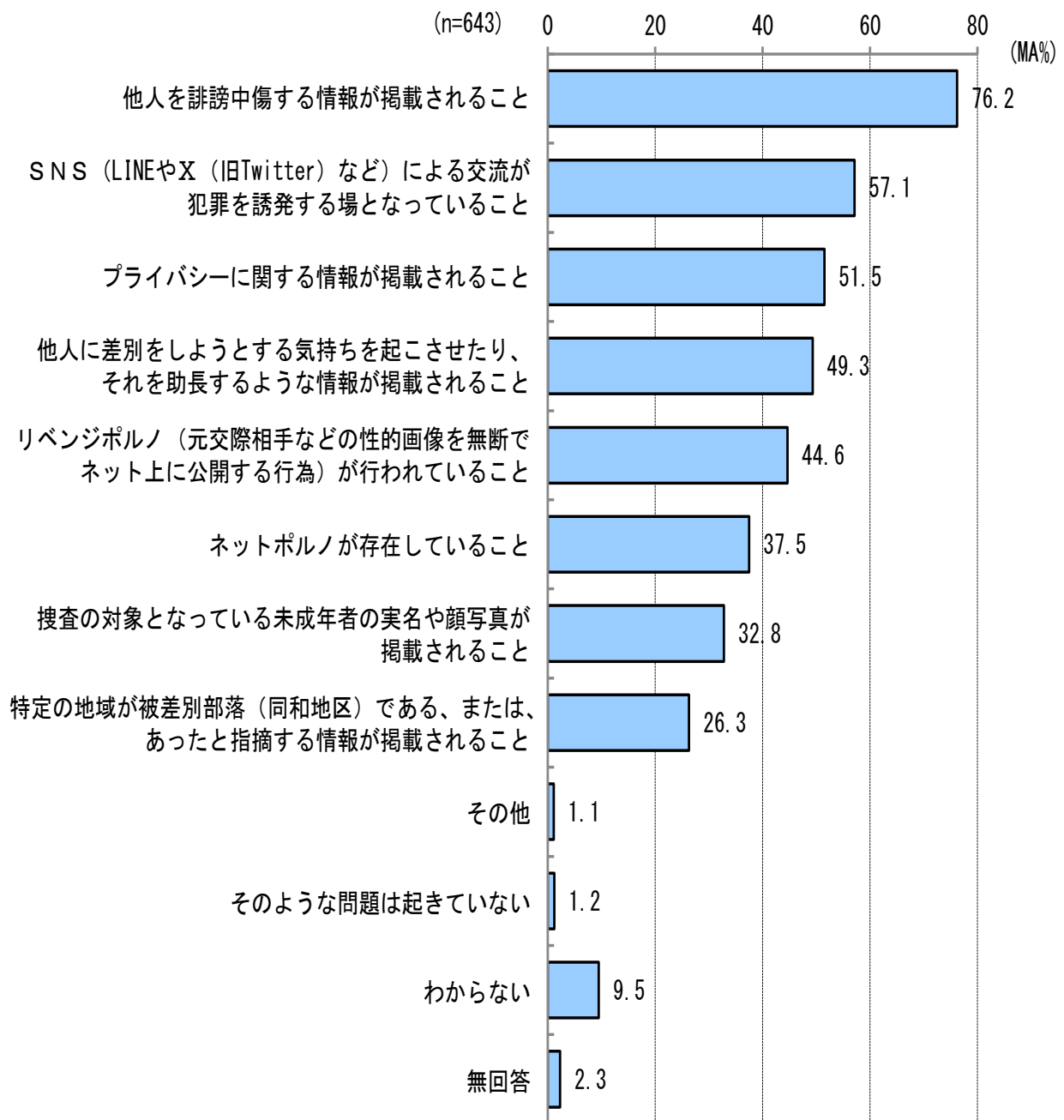
L G B T等の性的少数者の人権問題については、「差別的な言動をされること」が42.6%で最も多く、次いで「職場、学校等で嫌がらせやいじめがあること」と「パートナーとの関係が公に認められないこと」がそれぞれ42.1%、「性的少数者であることを本人の承諾なしに第三者に伝えること（アウティング）」が36.9%となっています。



(9) インターネットによる人権侵害

問13 インターネットによる人権侵害が問題となっていますが、あなたはどのような人権問題を知っていますか。(〇はいくつでも)

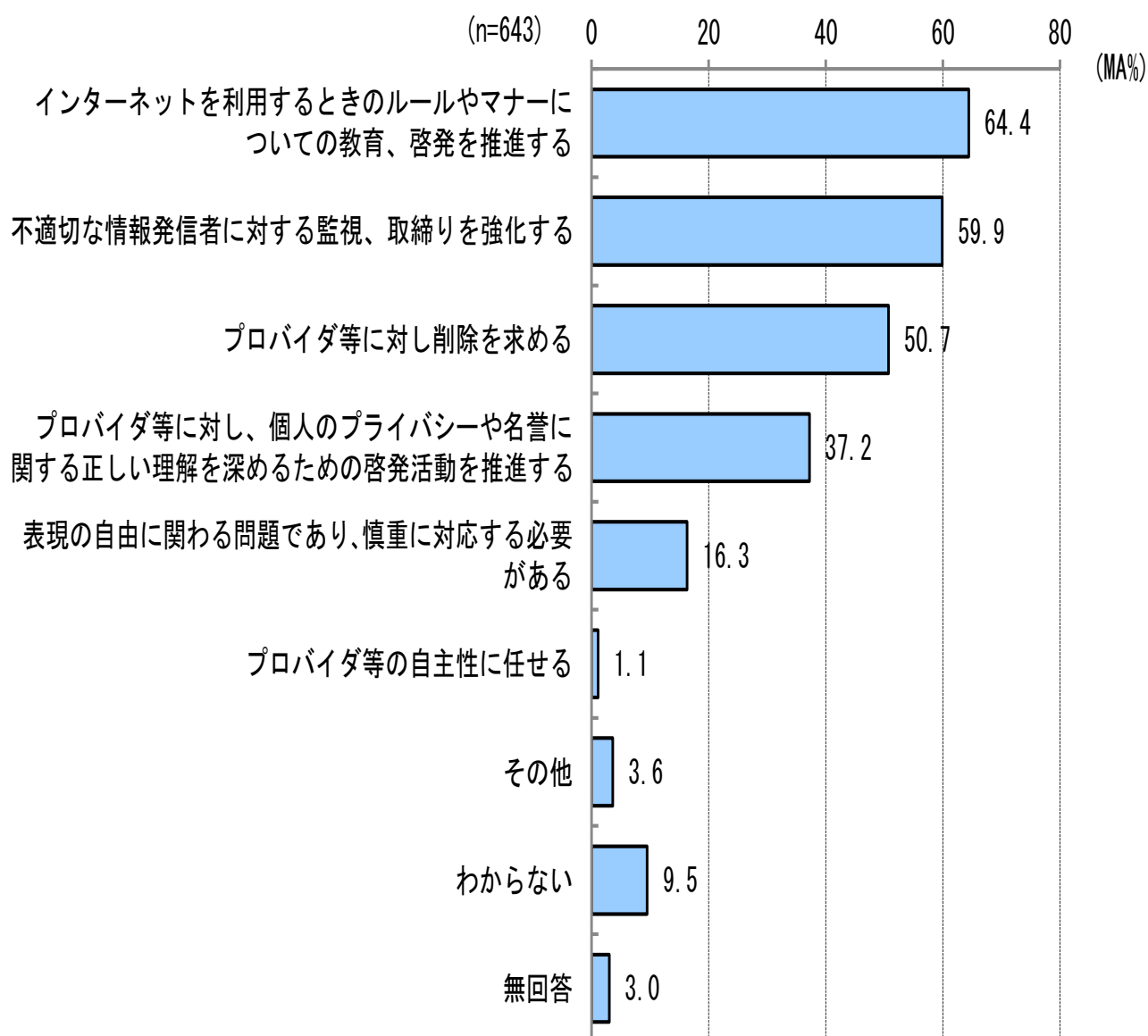
インターネットによる人権侵害については、「他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」が76.2%で最も多く、次いで「SNS（LINEやX（旧Twitter）など）による交流が犯罪を誘発する場となっていること」が57.1%、「プライバシーに関する情報が掲載されること」が51.5%となっています。



(10) インターネットによる人権侵害への対応

問14 あなたは、インターネットによる人権侵害を改善するために、どうすればよいと思いますか。(〇はいくつでも)

インターネットによる人権侵害への対応については、「インターネットを利用するときのルールやマナーについての教育、啓発を推進する」が64.4%で最も多く、次いで「不適切な情報発信者に対する監視、取締りを強化する」が59.9%、「プロバイダ等に対し削除を求める」が50.7%となっています。

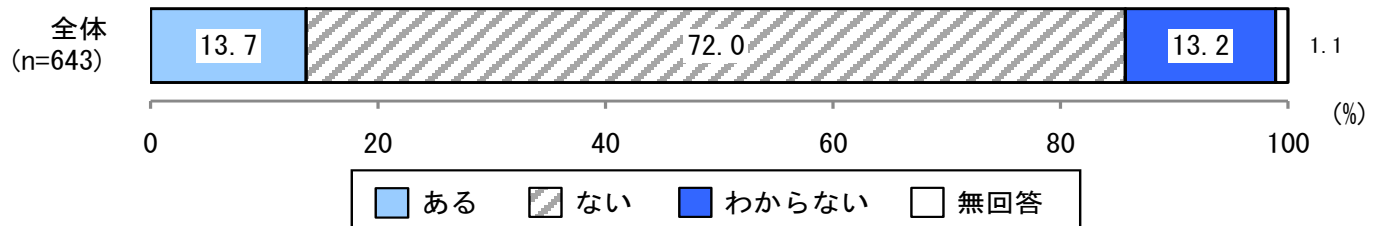


5. 差別や人権侵害などに関する考え方について

(1) 人権侵害された経験の有無

問15 あなたは、過去10年間に自分の人権を侵害されたと感じたことがありますか。(ひとつだけ○)

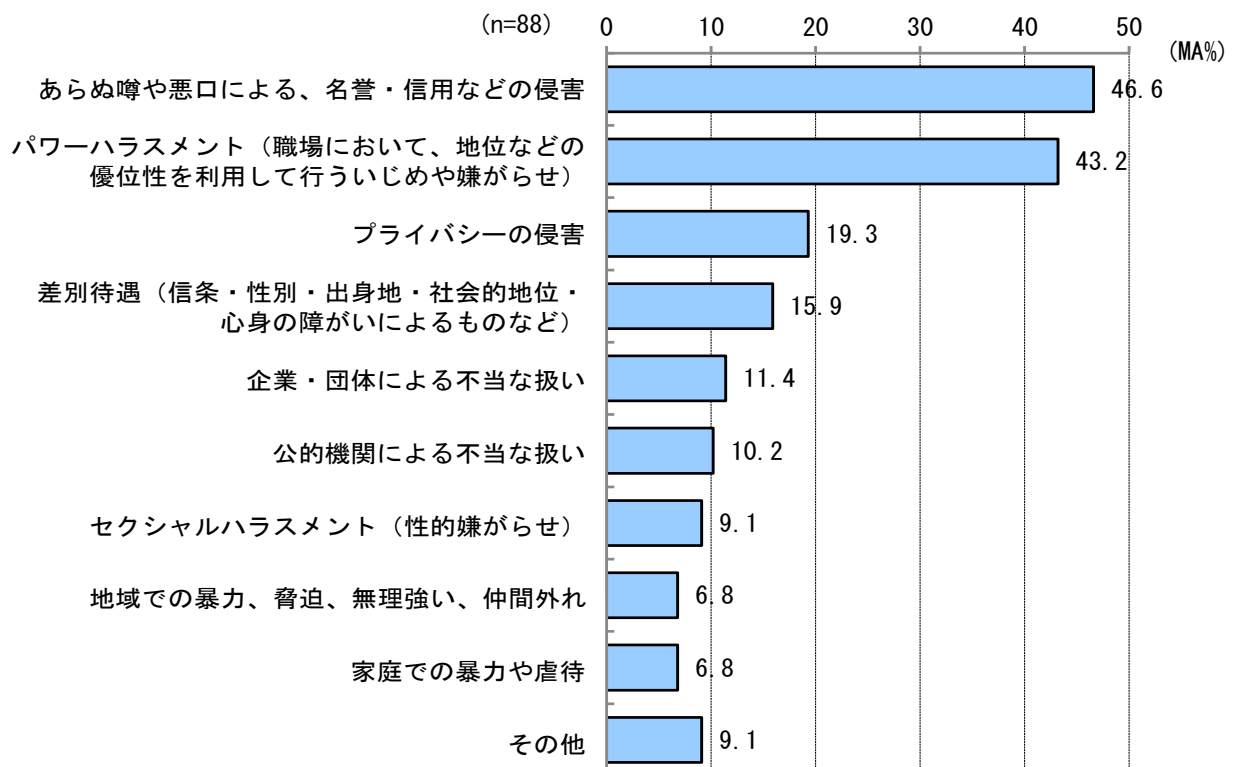
人権侵害された経験の有無については、「ある」が13.7%、「ない」が72.0%となっています。



(2) 人権侵害された経験の内容

問16 問15で「1 ある」を選んだ方にお聞きします。
それは、どのような人権侵害でしたか。(○はいくつでも)

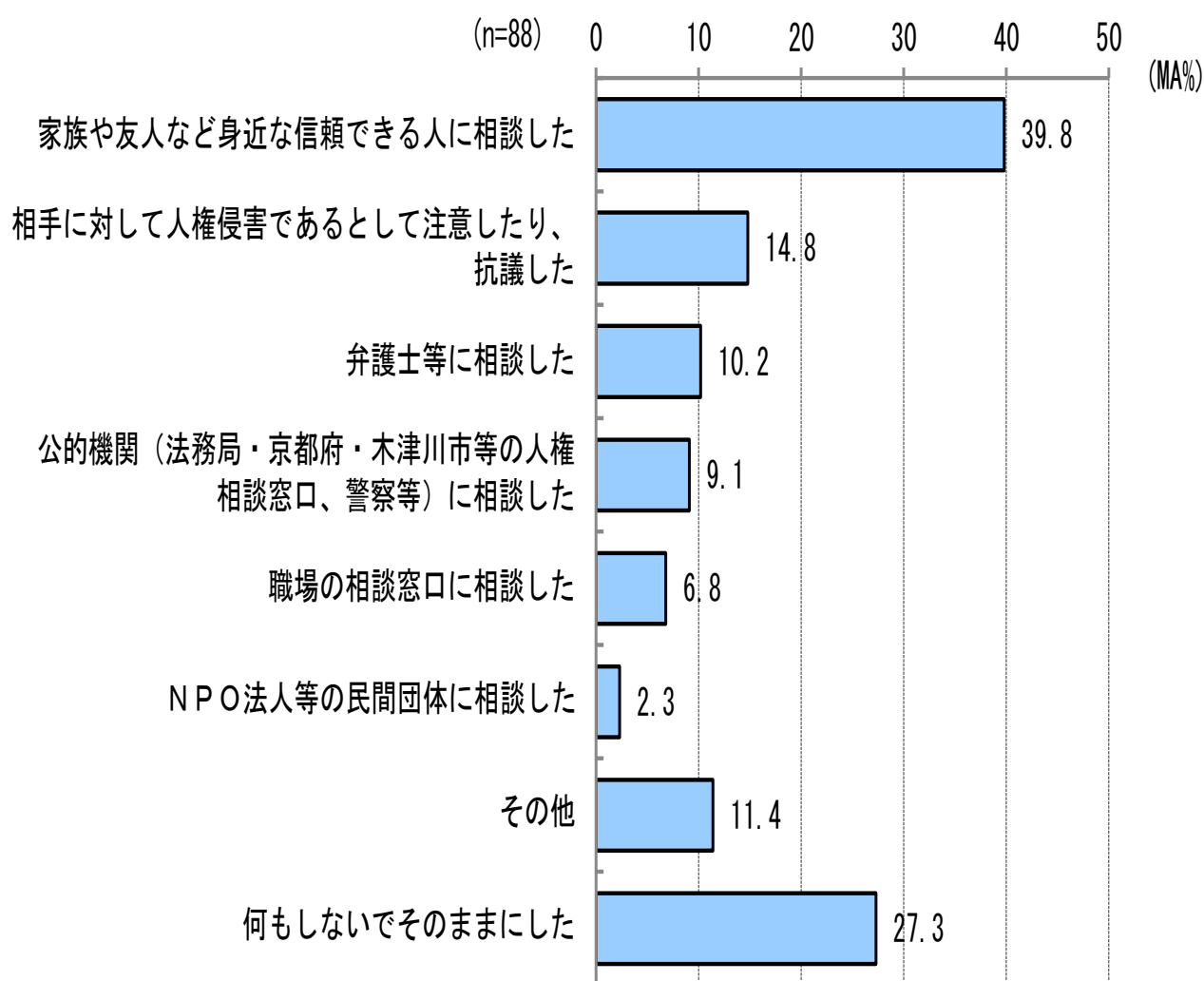
人権侵害された経験があると回答した人に、人権侵害された内容についてたずねると、「あらぬ噂や悪口による、名誉・信用などの侵害」が46.6%で最も多く、次いで「パワーハラスメント（職場において、地位などの優位性を利用して行ういじめや嫌がらせ）」が43.2%、「プライバシーの侵害」が19.3%となっています。



(3) 人権侵害への対応

問17 問15で「1 ある」を選んだ方にお聞きします。
人権侵害を受けたと感じた際、あなたはどのように対応されましたか。(〇はいくつでも)

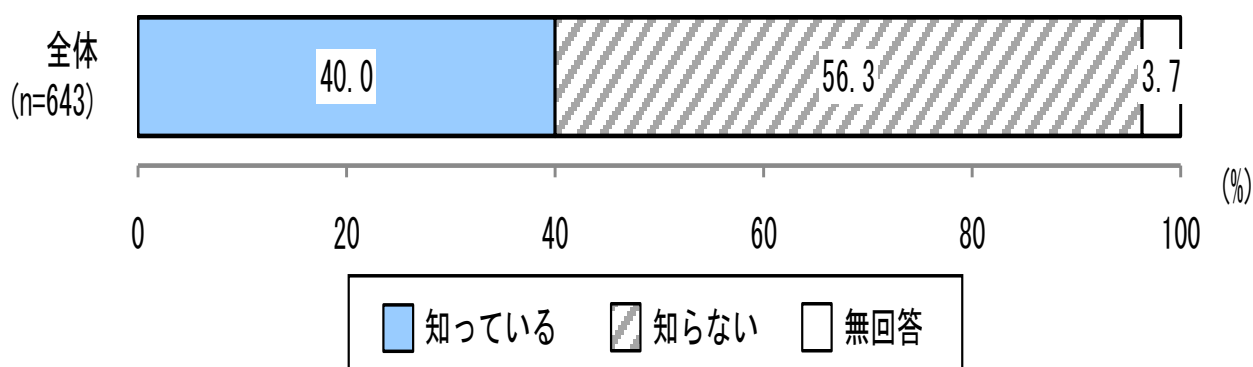
人権侵害された経験があると回答した人に、人権侵害への対応についてたずねると、「家族や友人など身近な信頼できる人に相談した」が39.8%で最も多く、次いで「相手に対して人権侵害であるとして注意したり、抗議した」が14.8%、「弁護士等に相談した」が10.2%となっている。一方、「何もしないでそのままにした」は27.3%となっています。



(4) 人権相談窓口の認知度

問18 あなたは、人権に関する事柄で悩んだときなどの対応のため、国（法務局や人権擁護委員）をはじめ地方自治体（京都府や木津川市）やNPO法人等の民間団体において人権相談の窓口が開かれているのをご存じですか。（ひとつだけ○）

人権相談窓口の認知度については、「知っている」が40.0%、「知らない」が56.3%となっています。



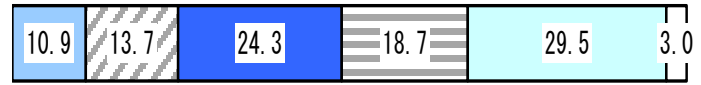
（５）身近な人権問題に関する考え方

問19 人権の尊重や侵害について、あなたの考えを教えてください。
（①～⑭のそれぞれについて、ひとつだけ○）

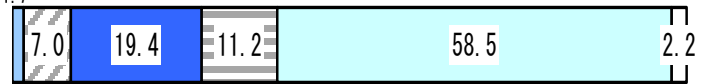
身近な人権問題に関する考え方についてたずねたところ、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」をあわせた『肯定』の割合は、“③親の介護が必要になったとき、女性の役割だと決めつけるのはよくない”が87.0%で最も高く、次いで“⑨犯罪被害者について、報道によってプライバシーが侵害されたり、私生活の平穏が保てなくなることは問題である”が82.0%、“⑩LGBT等の性的少数者であることを身近な人にもいえない社会は問題である”が70.1%となっている。一方、「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」をあわせた『否定』の割合は、“④子どもが参加する地域行事を決める際に、大人だけで決めて、子どもの意見を聞かなくてもよい”が76.5%で最も高く、次いで“②男性は外で働き、女性は家庭を中心に家事育児をしたほうがよい”が69.7%となっています。

(n=643)

①部落差別（同和問題）は、口に出さずそっとしておけば自然になくなると思うので、学校や職場で積極的に学習や研修を行わなくてもよい



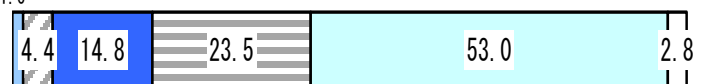
②男性は外で働き、女性は家庭を中心に家事育児をしたほうがよい



③親の介護が必要になったとき、女性の役割だと決めつけるのはよくない



④子どもが参加する地域行事を決める際に、大人だけで決めて、子どもの意見を聞かなくてもよい



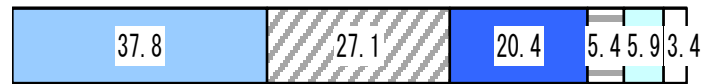
⑤認知症で徘徊する高齢者について、介護者が側にいない場合、鍵をかけて家から出られないようにすることはやむを得ない



⑥日本に住む外国人は、できるだけ日本の文化や慣習に合わせる努力をすべきである



⑦外国人を受け入れない、拒否する趣旨の言動が公然とされること（いわゆるヘイトスピーチ）は許されない



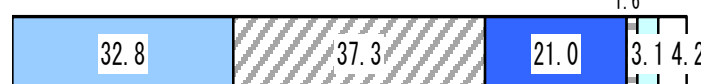
⑧感染症患者については、感染拡大防止のため、プライバシーの保護などが制限される場合があってもやむを得ない



⑨犯罪被害者について、報道によってプライバシーが侵害されたり、私生活の平穏が保てなくなることは問題である



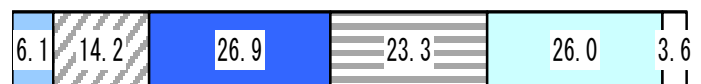
⑩LGBT等の性的少数者であることを身近な人にもいえない社会は問題である



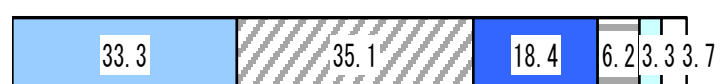
⑪刑を終えて出所した人が、更生した後も、インターネットなどで過去の犯罪歴を調べられることがあってもやむを得ない



⑫親が他のきょうだいの面倒を見たり、家事や洗濯をすることが難しい場合は、子どもが代わりにその役割を担うことはやむを得ない（ヤングケアラー）



⑬高齢者であるというだけで、仕事の機会や職種が制約されるようなことはあってはならない



⑭外国人だからという理由で、賃貸住宅への入居を断る不動産業者がいることは問題である



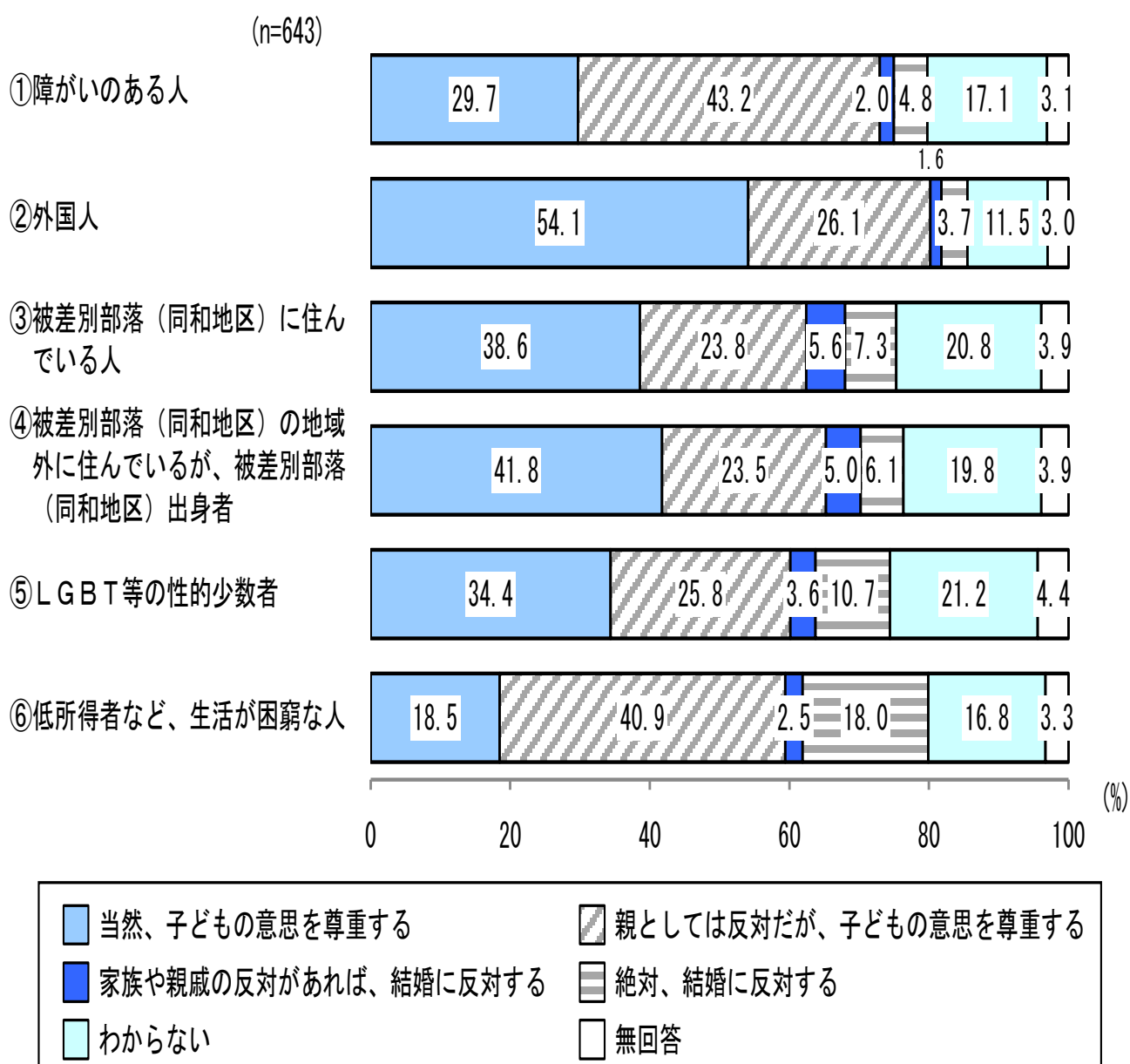
0 20 40 60 80 100 (%)

■ そう思う ▨ どちらかといえばそう思う ■ どちらともいえない ▨ どちらかといえばそう思わない
■ そう思わない □ 無回答

(6) 結婚相手の判断条件

問20 仮にあなたにお子さんがいて、お子さんの結婚しようとする相手が、次のような相手の場合、あなたはどのようにと思いますか。(①～⑥のそれぞれについて、ひとつだけ○)

結婚相手の判断条件についてたずねたところ、“①障がいのある人”と“⑥低所得者など、生活が困窮な人”は「親としては反対だが、子どもの意思を尊重する」が4割台で最も多くなっているが、それ以外の項目では「当然、子どもの意思を尊重する」が最も多くなっている。一方、「絶対、結婚に反対する」は“⑥低所得者など、生活が困窮な人”が18.0%で最も高くなっています。

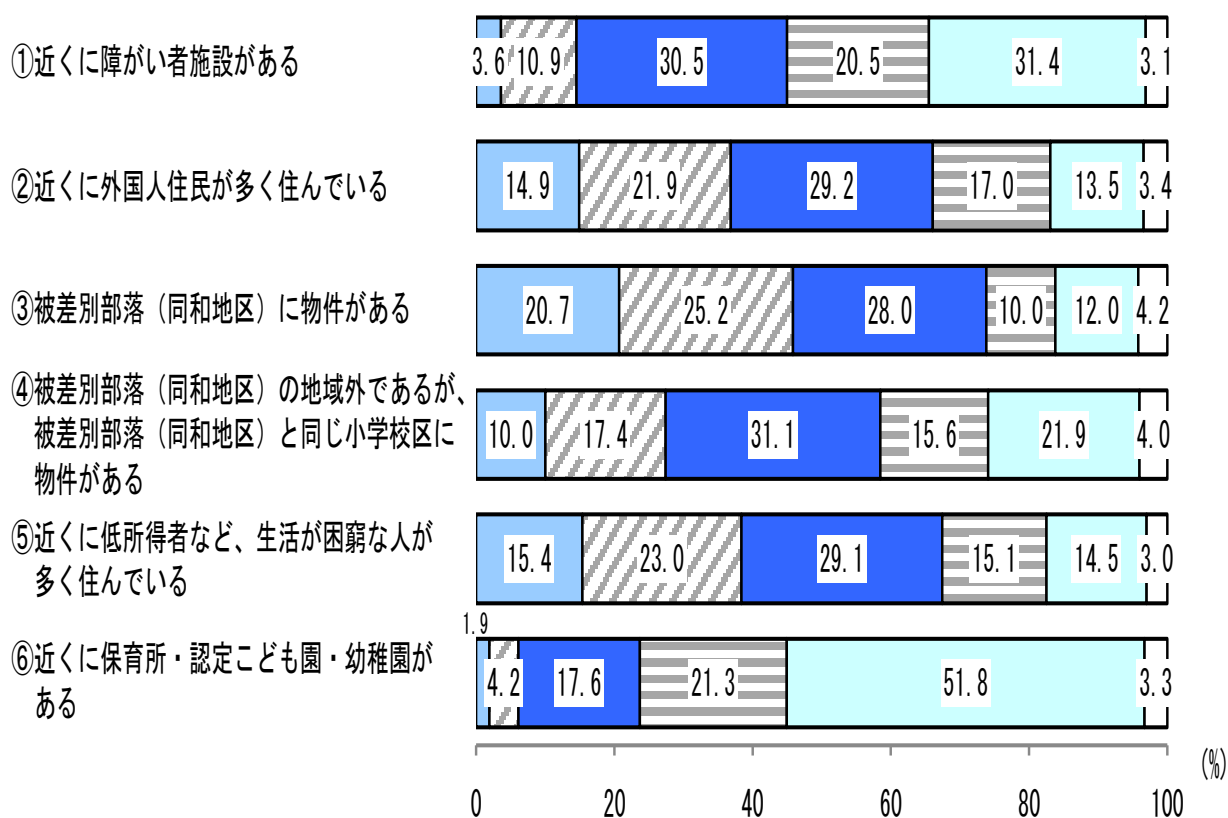


(7) 住宅購入時等の判断条件

問21 仮に家を購入したりマンションを借りたりするなど、あなたが住宅を選ぶ際に、価格等が希望にあっても、次のような条件がある場合、あなたはどのように思いますか。(①～⑥のそれぞれについて、ひとつだけ○)

住宅購入時等の判断条件についてたずねたところ、「避けると思う」の割合は“③被差別部落（同和地区）に物件がある”が20.7%で最も高く、「どちらかといえば避けると思う」をあわせた『避ける』の割合も“③被差別部落（同和地区）に物件がある”が45.9%で最も高く、次いで“⑤近くに低所得者など、生活が困窮な人が多く住んでいる”が38.4%、“②近くに外国人住民が多く住んでいる”が36.8%となっている。一方、「どちらかといえば避けないと思う」と「避けないと思う」をあわせた『避けない』の割合は“⑥近くに保育所・認定こども園・幼稚園がある”が73.1%で最も高く、次いで“①近くに障がい者施設がある”が51.9%となっています。

(n=643)

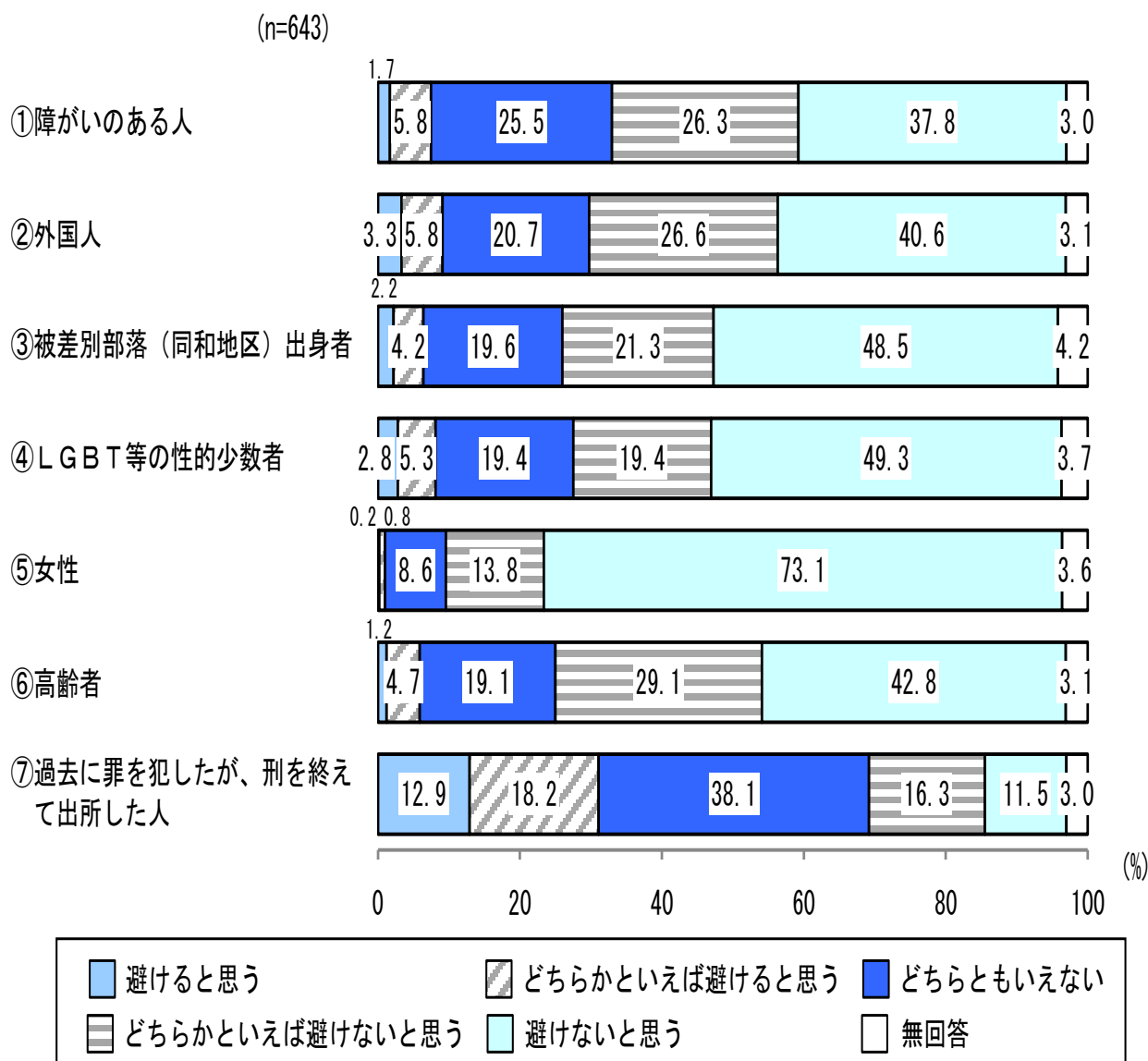


避けると思う
 どちらかといえば避けると思う
 どちらともいえない
 どちらかといえば避けないと思う
 避けないと思う
 無回答

(8) 採用選考の判断条件

問22 仮に就職の採用選考にあたり、十分な能力があったとして、次のような相手の場合、あなたはどのようにと思いますか。(①～⑦のそれぞれについて、ひとつだけ○)

採用選考の判断条件についてたずねたところ、「避けると思う」の割合は“⑦過去に罪を犯したが、刑を終えて出所した人”が12.9%で最も高く、「どちらかといえば避けると思う」をあわせた『避ける』の割合も“⑦過去に罪を犯したが、刑を終えて出所した人”が31.1%で最も高く、次いで“②外国人”が9.1%となっている。一方、「どちらかといえば避けないと思う」と「避けないと思う」をあわせた『避けない』の割合は“⑤女性”が86.9%で最も高く、次いで“⑥高齢者”が71.9%となっています。

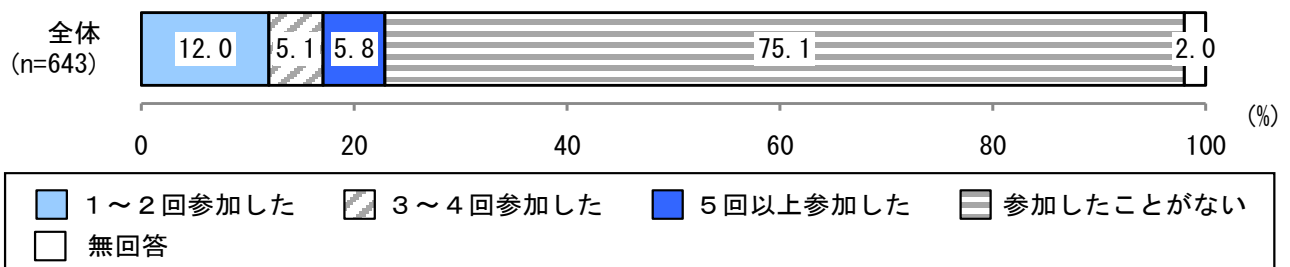


6. 人権問題を理解するための取組について

(1) 人権研修等への参加状況

問23 過去（10年間）、あなたは、学校や職場、市や人権啓発協議会が主催する人権問題に関する研修会や講演会などの人権啓発に関する行事等に参加されたことはありますか。（参加したことがある方は、回数により1～3のうちひとつに、参加したことがない方は4に○をつけてください）

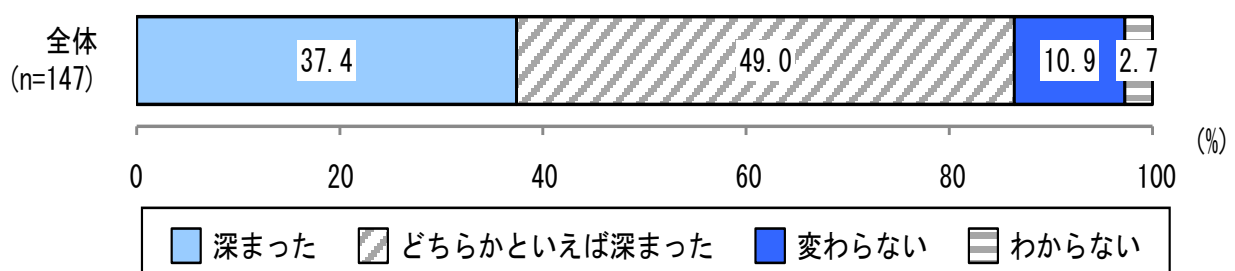
人権研修等への参加状況については、「参加したことがない」が75.1%で最も多く、次いで「1～2回参加した」が12.0%、「5回以上参加した」が5.8%となっている。「1～2回参加した」と「3～4回参加した」と「5回以上参加した」をあわせた『参加したことがある』割合は22.9%となっています。



(2) 人権啓発に関する行事等参加後の人権問題に対する理解・認識の変化

問24 問23で1～3のいずれかを選んだ方にお聞きします。
あなたは、人権啓発に関する行事等に参加して、人権や人権問題に対する理解・認識は深まりましたか。（ひとつだけ○）

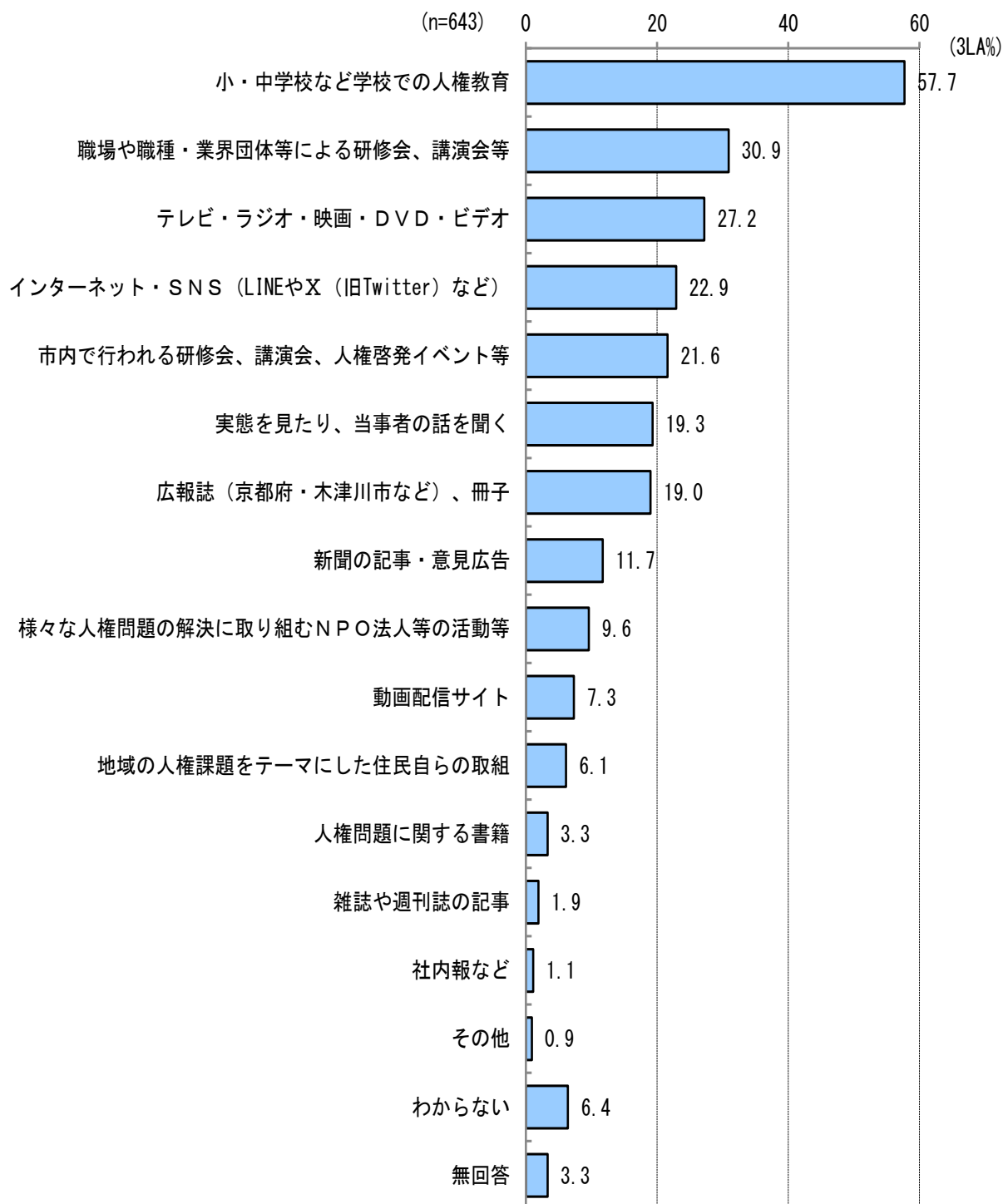
人権研修等に参加したことがあると回答した人に、参加後の人権や人権問題に対する理解・認識の変化をたずねると、「どちらかといえば深まった」が49.0%で最も多く、次いで「深まった」が37.4%、「変わらない」が10.9%となっており、「深まった」と「どちらかといえば深まった」をあわせた『深まった』割合は86.4%となっています。



(3) 効果的な人権啓発手法

問25 あなたは、人権問題について理解や認識を深めるためには、どのようなものが役立つと思いますか。(3つまで○)

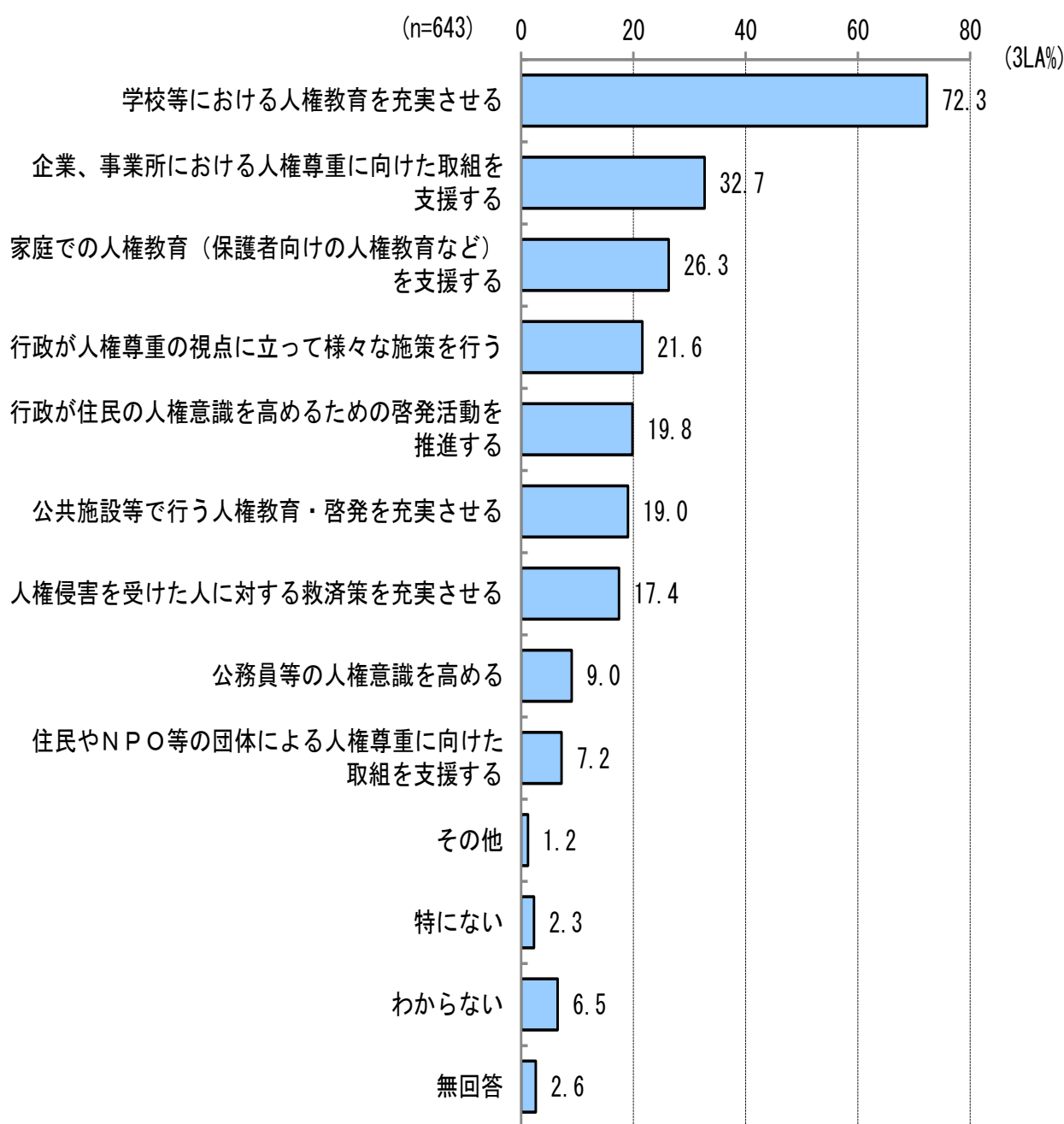
効果的な人権啓発手法については、「小・中学校など学校での人権教育」が57.7%で最も多く、次いで「職場や職種・業界団体等による研修会、講演会等」が30.9%、「テレビ・ラジオ・映画・DVD・ビデオ」が27.2%となっています。



(4) 人権が尊重される社会づくりに向けた施策

問26 あなたは、人権が尊重される社会を実現するために、どのような人権教育や啓発の施策が必要だと思いますか。(特に重要と思われる内容について、3つまで○)

人権が尊重される社会づくりに向けた施策については、「学校等における人権教育を充実させる」が72.3%で最も多く、次いで「企業、事業所における人権尊重に向けた取組を支援する」が32.7%、「家庭での人権教育（保護者向けの人権教育など）を支援する」が26.3%となっています。





木津川市人権教育・啓発推進計画(第3次)

2026年(令和8年)4月
木津川市市民環境部人権推進課

〒619-0286
京都府木津川市木津南垣外110-9
TEL. 0774-72-0501(代表)
0774-75-1217(課直通)
FAX. 0774-72-3900

ホームページ <http://www.city.kizugawa.lg.jp/>